

本庄市環境基本計画

(案)

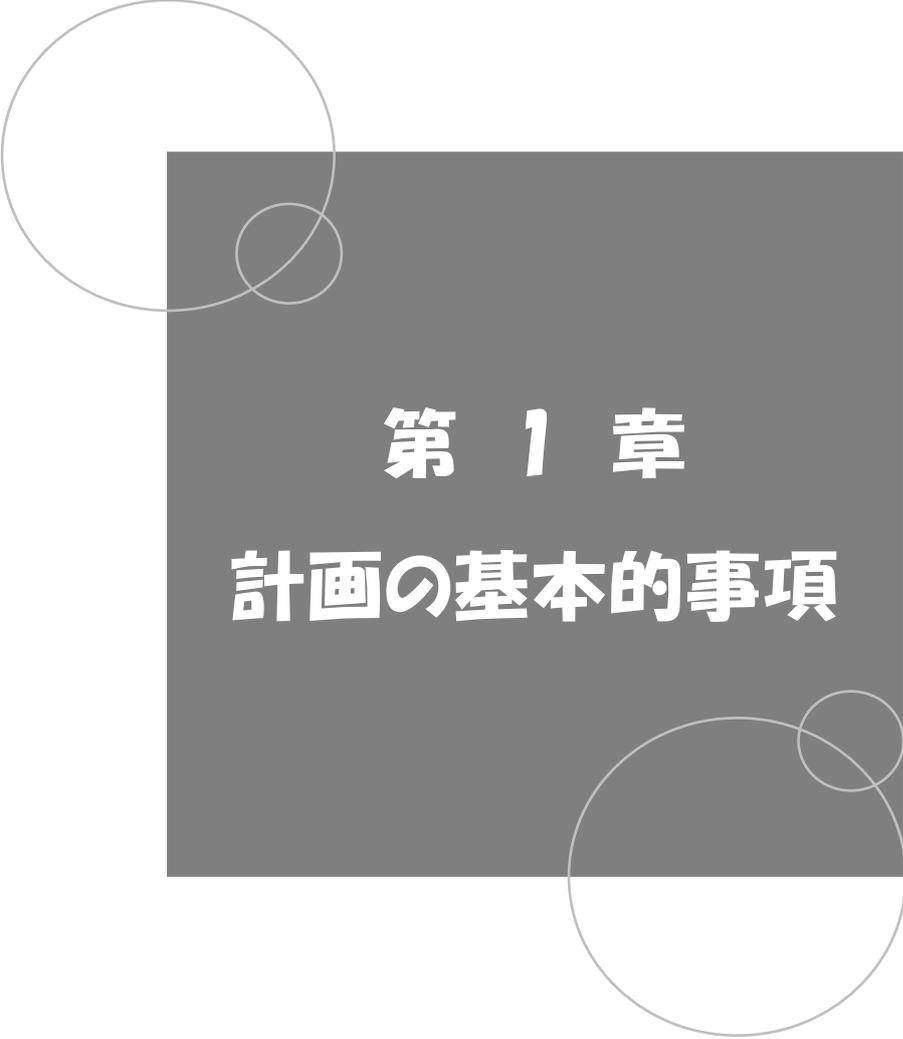
平成 30 年 月

本 庄 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の目的	7
3. 計画の対象範囲	7
4. 計画の目標年度	9
5. 計画の位置づけ	9
第2章 環境の現状と課題	11
1. 地球環境	12
2. 循環型社会	14
3. 自然環境	16
4. 快適環境	22
5. 生活環境	25
6. 環境への取組推進	32
第3章 目指す環境像	39
1. 目指す環境像	40
2. 基本方針と環境目標	40
第4章 環境保全行動の展開	43
1. 地球環境	46
2. 循環型社会	48
3. 自然環境・快適環境	51
4. 生活環境	60
5. 市民・事業者との協働	69
第5章 重点施策	75
1. 地球温暖化対策の推進	76
2. 森林の保全及び緑の保全	79
3. まちの美化に関する取組の推進	82
4. 元小山川における水質改善の推進	85
第6章 地域別環境づくりの方向性	89
1. 本庄北地域	90
2. 本庄南地域	92
3. 児玉北地域	94
4. 児玉南地域	96
第7章 計画の進行管理	99
1. 計画の推進体制	100
2. 進行管理システム	102
3. 環境指標	103

1. 本庄市環境基本条例	108
2. 本庄市環境保全条例	113
3. 本庄市環境基本計画の検討経過	121
4. 環境審議会委員	121
5. 環境基準等	122
6. 用語解説.....	133



第 1 章

計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画の目的、計画の目標、計画の位置づけ等、本庄市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の目標年度
- 5 計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本庄市（以下「本市」という。）では、環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取組の基本的な方向を示した本庄市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）を平成 18 年（2006 年）1 月に制定しています。

平成 20 年（2008 年）3 月には、環境基本条例が掲げる環境の保全と創造に関する基本理念に基づき、市、市民及び事業者が行う環境に関する取組の方向性を定めた「本庄市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、これまで取組を進めてきました。

その中では、埼玉県や早稲田大学との相互連携の下、市域の環境づくりや環境教育・環境学習*等を進めるなど、市域の環境保全に努めてきました。

これら取組の一方で、前計画の策定から 10 年が経過する中、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。平成 27 年度（2015 年度）には、地球温暖化に関する国際的な会議である COP21 で「パリ協定」が採択され、世界全体での温室効果ガス*排出量削減の方針が示されました。日本でも平成 42 年度（2030 年度）に向けた新たな温室効果ガス*削減目標が掲げられ、各自治体でも地球温暖化防止に向けた温室効果ガス*排出量の削減が求められています。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の状況、社会情勢の変化及び前計画の 10 年間の進捗状況や課題を整理し、本市の環境の保全と創造に関する基本理念の具体化に向けて、新たに「本庄市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画の取組により、地域の環境の快適さや豊かさを向上させることで、市民の地元への誇りや愛着を形成し、地域の活性化へつなげる「シティプロモーション*」の推進を目指します。

本庄市環境基本条例が掲げる 3 つの基本理念

1. 良好な環境の維持

現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2. 循環型社会の形成

人と自然が共生する中で環境への負荷を低減し、持続的に発展できる循環型社会*が形成されるように、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。

3. 地球環境の保全

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全ての者が地球環境の保全を自らの課題と認識し、全ての活動において推進されなければならない。

*本計画における「市民意識調査」とは、本計画の策定に伴う基礎調査として実施した 2017(平成 29)年度調査を指すとします。

*「※」の付いた用語は、資料編の用語解説に掲載します。

(2) 環境行政の動向

<国及び県における取組>

前計画を策定した平成 20 年度（2008 年度）以降、私たちの周囲を取り巻く環境は日々変化しており、新たな問題や重点的に取り組むべき課題への対応が求められています。

国や埼玉県では、これらの問題や課題に対応するため、新たな法整備や計画を策定し、環境問題への取組を進めています。

国及び県における環境行政の動向(1)

年 度	国の動き	埼玉県の動き
平成 20 年度 (2008 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書第一約束期間 開始 ●生物多様性基本法 公布 ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改定 ●第 34 回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催 ●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 2 次ごみ処理広域計画 策定 ●生物多様性戦略 策定 ●みどりと川の再生推進本部 設置 ●生活環境保全条例施行規則 改定 ●水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定 告示
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法 改定 ●微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準 告示 ●水質汚濁に係る環境基準 改定 ●地下水の水質汚濁に係る環境基準 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション」策定 ●地球温暖化対策推進条例 制定 ●石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の推進に関する指針 策定 ●地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度 開始 ●地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度 開始
平成 22 年度 (2010 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法 改定 ●水質汚濁防止法 改定 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちのエコ・オアシス保全地(ムサシトミヨ生息地周辺緑地)取得 ●地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始 ●第 6 期県分別収集促進計画の策定 ●埼玉県が経済産業省の進める EV・PHV タウンとして選定 ●埼玉県生活排水処理施設推進委員会 設置
平成 23 年度 (2011 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県第一原子力発電所事故 発生 ●環境影響評価法 改定 ●水質汚濁防止法 改定 ●環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 改定 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法 公布 ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 公布 ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 公布 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県生活排水施設整備構想改定 ●埼玉県 EV・PHV タウン推進アクションプラン 策定 ●埼玉県生活環境保全条例 改定 ●第 7 次廃棄物処理基本計画 策定 ●まちのエコ・オアシス保全地(彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地)取得 ●ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 改定 ●目標設定型排出量取引制度 導入

国及び県における環境行政の動向(2)

年 度	国の動き	埼玉県の動き
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●第 4 次環境基本計画 閣議決定 ●水質汚濁に係る環境基準 改定 ●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 公布 ●原子力規制委員会 設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第 7 次) 策定 ●埼玉県公害防止計画(第 9 期) 策定 ●生活環境保全条例 改定 ●埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市 選定 ●環境基本計画(第 4 次) 策定 ●埼玉県広域緑地計画 改定
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改定 ●放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律 公布 ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 公布 ●大気汚染防止法 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県環境影響評価条例 改正 ●埼玉県環境影響評価条例施行規則 改正 ●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 策定 ●自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子物質総量削減計画 策定 ●埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン 策定 ●第 7 期県分別収集促進計画 策定
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー基本計画 閣議決定 ●水循環基本法 公布 ●雨水の利用の推進に関する法律 公布 ●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 改定
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法施行規則 改定 ●水銀による環境の汚染の防止に関する法律 公布 ●大気汚染防止法 改定 ●気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) 開催、パリ協定 採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 改定 ●石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針 改定 ●特定化学物質管理指針 改定 ●「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション 2050」 策定 ●埼玉県環境影響評価条例 改定
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策計画 閣議決定 ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 策定 ●県立自然公園条例施行規則 改定

＜本市における取組＞

本市においても、国や埼玉県と同様に、新たな関連計画等を策定し、環境問題への取組や本市の環境をより良いものとする施策を進めています。

その中でも、本市では平成20年度（2008年度）に前計画を策定し、あわせて公表した「本庄市環境宣言」に基づき、独自の「環境マネジメントシステム^{*}」を構築及び運用しています。

「環境マネジメントシステム^{*}」では、環境配慮、環境経営等の視点から環境に対する具体的な取組を定め、PDCAサイクル^{*}による継続的な取組の推進により、本市の事務事業で生じる環境への負荷を低減させることを目的としています。

本市における環境行政の動向

年度	市の動き
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●第二次本庄市環境基本計画 策定 ●本庄市環境宣言 実施 ●環境マネジメントシステムを本市独自の規格に移行 ●本庄市総合振興計画(基本構想・前期基本計画) 策定
平成21年度 (2009年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市農業集落排水事業(滝瀬・堀田地区) 施設完成 ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市地球温暖化対策実行計画 運用
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市生活排水処理施設整備構想 策定 ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市地球温暖化対策実行計画 運用
平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市地球温暖化対策実行計画 運用
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県エコタウンプロジェクトのモデル市に選定 ●本庄市エコタウン基本計画・実施計画策定 ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市地球温暖化対策実行計画 運用
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市総合振興計画(後期基本計画) 策定 ●本庄市都市計画マスタープラン 策定 ●本庄市地域防災計画 改定 ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市エコタウン基本計画・実施計画 運用
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○本庄市環境基本計画 運用 ○本庄市エコタウン基本計画・実施計画 運用
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市生活排水処理施設整備構想 見直し ●本庄市環境保全条例 改定 ○本庄市環境基本計画 運用
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市分別収集計画 策定 ●本庄市地域防災計画 策定 ○本庄市環境基本計画 運用

*:「●」は新たな計画の策定等を示し、「○」は既に策定された計画の運用を示す。

本庄市環境マネジメントシステムにおける目標(平成 28 年度)

部門	目標
環境活動	(視点)事務事業、施設・学校において環境への配慮がなされているか。
	対象施設等における活動での省エネ・省資源、リサイクル※、ごみ減量、グリーン購入※などを実施し、関係法令を遵守します。
	公用車使用による環境影響を抑制します。
	庁舎・施設に常駐・常在または出入りする業者等への環境配慮の指導・要請等を実施します。
	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
	全ての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
	省エネ法に基づくエネルギー管理を行います。
	本庄市総合振興計画における温室効果ガス※の削減目標を目指します。
	本庁舎および支所等における水使用量、ごみ排出量、紙の使用量を削減します。
環境経営	(視点)環境を意識した行政経営がなされているか。
	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
	事務事業に伴う環境への内容を配慮し、職員がこれを認識、理解します。
	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。
	環境への取組に関する組織体制と責任を明確にします。
	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
	全ての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します	
環境自治	(視点)政策・事業内容やその途中経過が公開されているか。
	環境に関する取組の基本指針を公開・提供します。
	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。
	環境に関する計画を公開・提供します。
	環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。
環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。	

資料:本庄市環境マネジメントシステム(平成 28 年度)

2. 計画の目的

本計画は、環境基本条例で掲げる基本理念の具体化に向けて、環境に関する長期的な目標（目指す環境像）を明らかにするとともに、施策の方向性を示すことにより、市、市民及び事業者が一体となって、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

3. 計画の対象範囲

(1) 計画の対象とする主体

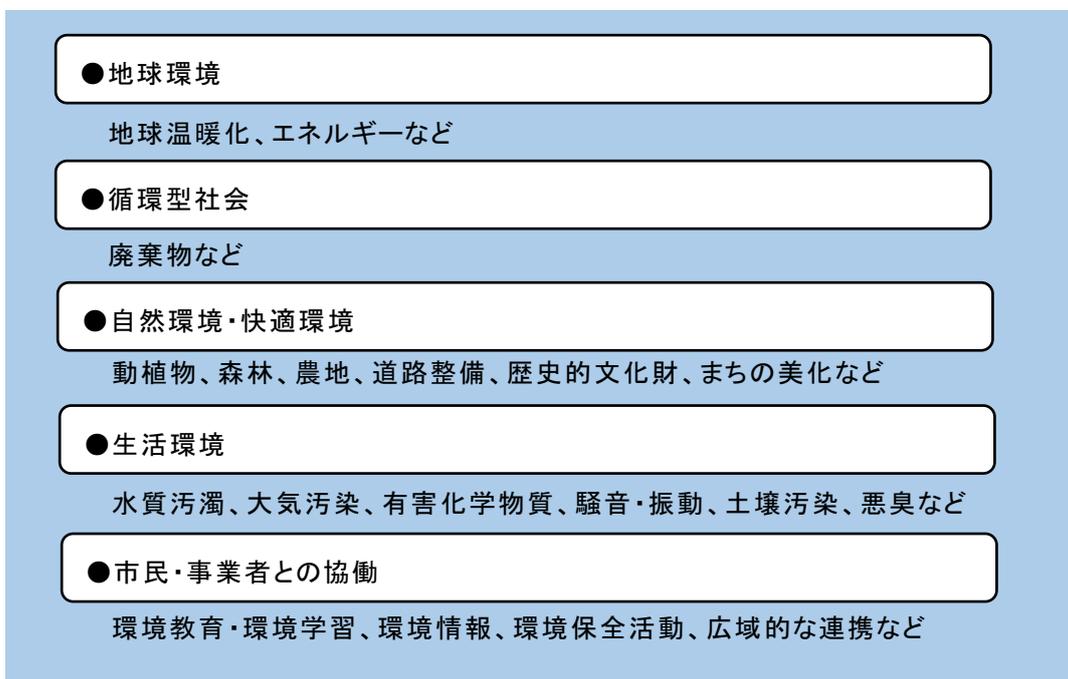
本計画に示す環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、市、市民及び事業者の各主体が、以下に示す役割に応じてかつ一体となって環境に配慮した行動を実践していくことが必要となります。

各主体に求められる主な役割

主体	主な役割
市	施設の整備等の事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民・事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮をできることから実践するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する活動へ積極的に参加します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動へ積極的に参加します。

(2) 計画の対象とする環境

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の枠組みを超える地球環境から、私たちの生活の上で身近な自然環境や生活環境等まで幅広くとらえます。



計画の対象とする環境の範囲

(3) 計画の対象とする地域

本計画の対象地域は、市全域の89.69km²とします。

ただし、地球環境分野をはじめ、本市のみでは解決できない問題に対しては、広域的に捉えて、周辺市町、埼玉県及び国等と連携し取組を進めます。

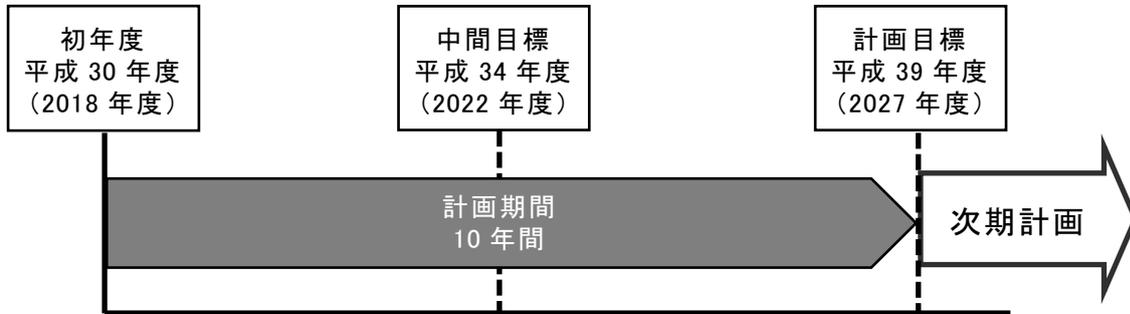


計画の対象とする地域

4. 計画の目標年度

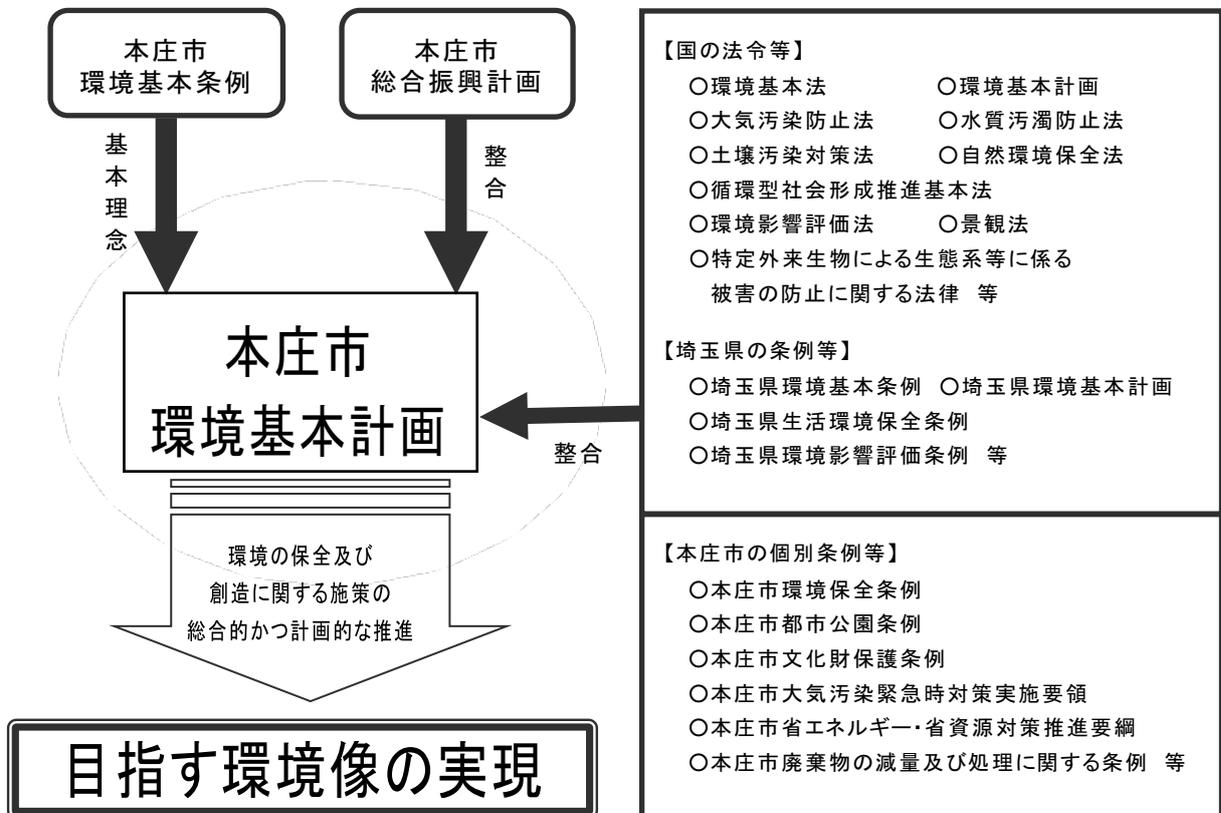
本計画の目標年度は平成 39 年度（2027 年度）とし、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間の計画期間とします。

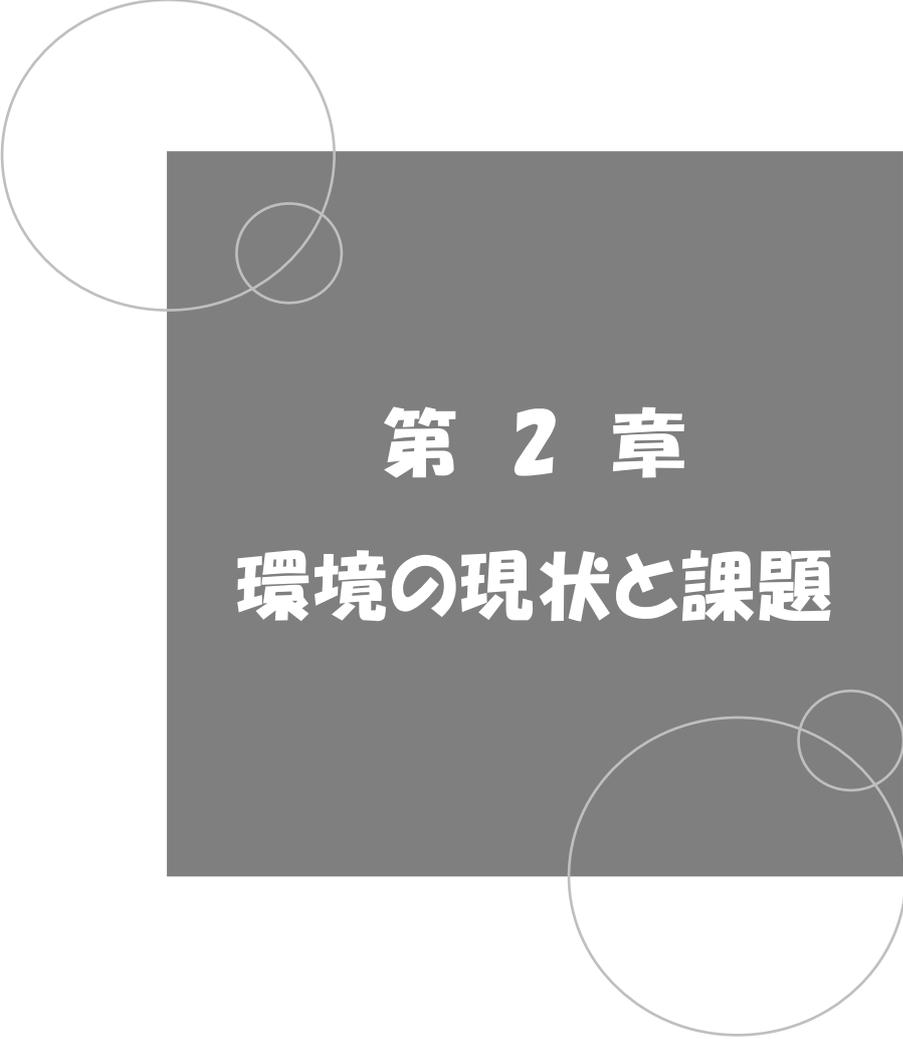
また、平成 34 年度（2022 年度）を中間目標年度とし、施策の進捗状況等を点検の上、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。



5. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念を踏まえ、本庄市総合振興計画等との整合を図りつつ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。





第 2 章

環境の現状と課題

本章では、本市の環境の現状を整理し、環境の保全と創造における課題を明らかにします。

- 1 地球環境
- 2 循環型社会
- 3 自然環境
- 4 快適環境
- 5 生活環境
- 6 環境への取組推進

1. 地球環境

<市域における温室効果ガス排出量削減への取組>

地球温暖化とは、石油等の化石燃料の消費や人間活動の拡大により、二酸化炭素^{*}、メタン等の温室効果ガス^{*}が大量に排出され、地表面の平均気温が上昇する現象です。異常気象の要因となるほか、農業生産や生態系^{*}、人体等への幅広い影響が懸念されています。

そうした中で、平成 27 年度（2015 年度）開催の COP21 を踏まえて閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、日本は温室効果ガス^{*}排出量の削減目標を平成 42 年度（2030 年度）に 26%（平成 25 年度（2013 年度）比）と決めました。この目標を踏まえ、温室効果ガス^{*}排出量の削減に向けて、自治体、市民及び事業者による一層の取組の推進が求められています。

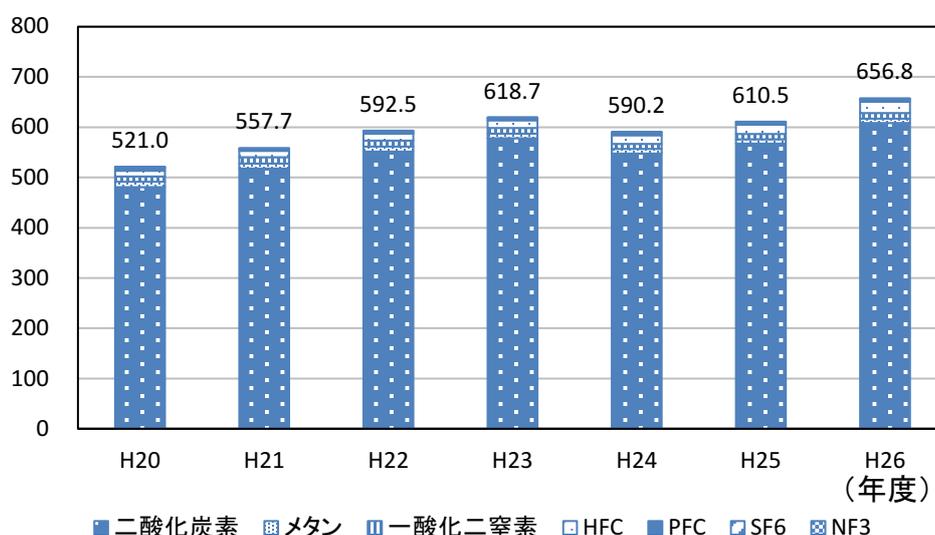
埼玉県においては、地球温暖化対策の推進を目的とし、平成 21 年度（2009 年度）に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」を策定しました。

また、平成 21 年度（2009 年度）末には「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し、対象事業者における自動車地球温暖化対策計画の作成や次世代自動車の普及等を推進することで、自動車に係る温室効果ガス^{*}排出量の削減に力を入れています。

本市においては、本市独自の環境マネジメントシステム^{*}の運用のほか、「本庄市地球温暖化対策実行計画」に基づく取組を推進しており、平成 27 年度（2015 年度）の市内公共施設から排出される二酸化炭素^{*}総排出量は、平成 18 年度（2006 年度）比で 9.2% 減の 6,189t-CO₂/年でした。

一方、市域の温室効果ガス^{*}排出量は平成 26 年度（2014 年度）において 656.8 千 t-CO₂であり、近年増加傾向にあります。地球温暖化対策については、市民意識調査より市民においても関心の高い項目となっていることから、今後は市、市民及び事業者が一体となって再生可能エネルギー^{*}の活用等、省エネ・創エネに取り組むとともに、廃棄物の再資源化等を進める必要があります。

(千t-CO₂)



資料：市町村における温室効果ガス排出量の状況（埼玉県 HP）
市域の温室効果ガス排出量の推移

<地球温暖化対策に向けた取組>

地球温暖化対策は、主に3つの観点から取組が進められています。

1つ目は「省エネルギーの推進」(省エネ)であり、本市では「本庄市エコタウン基本計画・実施計画」(平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度))において、徹底した省エネへ取り組みました。平成26年度(2014年度)以降は計画の成果を踏まえ、全市的に省エネの取組を普及促進させていくことを目的に、「本庄市住宅省エネ改修補助金」等を活用した住宅の省エネ改修や防犯灯のLED化等を進めています。

2つ目は「再生可能エネルギー^{*}の活用」(創エネ)であり、環境負荷が少なく安定供給が可能なエネルギーとして、東日本大震災後は特に注目を集めています。本市においては「本庄市事業所用エネルギーシステム導入事業補助金」等の活用により、住宅や事業所への再生可能エネルギー^{*}の導入を推進しています。

3つ目は「まちづくり」であり、本市では「埼玉県エコタウンプロジェクト」のモデル市として「本庄早稲田の杜」とその周辺地域を中核エリアと定め、平成24年度(2012年度)から市域全域への展開を見据えたプロジェクトを計画的に推進しました。

今後も、本市は創エネ・省エネの取組を支援し、市域における環境負荷の低減に努めることが必要です。また、市民意識調査より「省エネルギー・再生可能エネルギー^{*}に対する行政支援」は満足度が低いことから、市民及び事業者へ再生可能エネルギー^{*}や省エネルギーに関する取組の普及啓発、国や本市の補助金等について情報提供等を行うことが望まれます。

<オゾン層の破壊>

大気中へフロンガス^{*}等が放出されることは、オゾン層^{*}破壊の直接的な原因になります。

フロンガス^{*}は化学的に安定性があり、人体への悪影響が少ないことから、かつては各種スプレー製品、冷蔵庫、エアコン等、身近な製品に数多く使われてきました。

しかし、フロンガス^{*}によるオゾン層^{*}の破壊により、生物に有害な紫外線の影響が増加することで、皮膚がんや白内障等の健康障害、生物の遺伝子障害・発育障害等の発生リスクの増加が明らかになりました。

こうした背景を踏まえて、国では平成27年度(2015年度)から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」が施行され、フロンガス^{*}の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取り組まれているほか、オゾン層^{*}破壊効果のない代替フロンやその他の代替物質への転換が進められています。

本市では、フロンガス^{*}を含む製品の適正な管理・廃棄に関し、市民及び事業者へ情報提供するとともに、エアコン等の家電製品について代替フロン等への転換を呼びかけていく必要があります。

2. 循環型社会

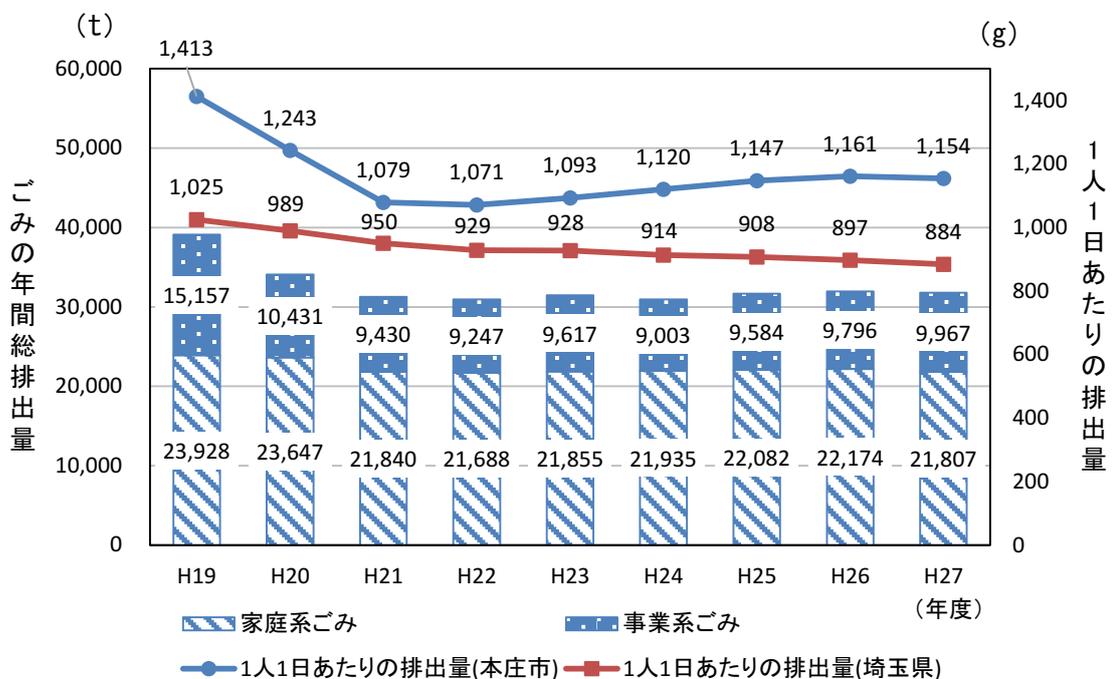
<ごみの発生抑制>

本市の平成 27 年度（2015 年度）におけるごみの年間総排出量は 31,774t であり、1 人 1 日あたりのごみの排出量は 1,154g（うち家庭系ごみ 648g）となっています。

1 人 1 日あたりのごみ排出量において、埼玉県では近年減少傾向にある一方、本市では継続して多い状況にあります。

市民意識調査より、ごみに関する市民の取組で「ごみ分別」、「生ごみの水切り」等は積極的に行われていますが、取組の成果は十分に表れてはいません。

今後は、引き続き家庭系ごみ及び事業系ごみの分別の徹底により適正処理排出を促進するほか、食品ロスの削減やマイバッグの利用促進等により、ごみの排出量を抑制することが望まれます。



資料：一般廃棄物処理実態調査

ごみ排出量の推移

<リサイクルの推進>

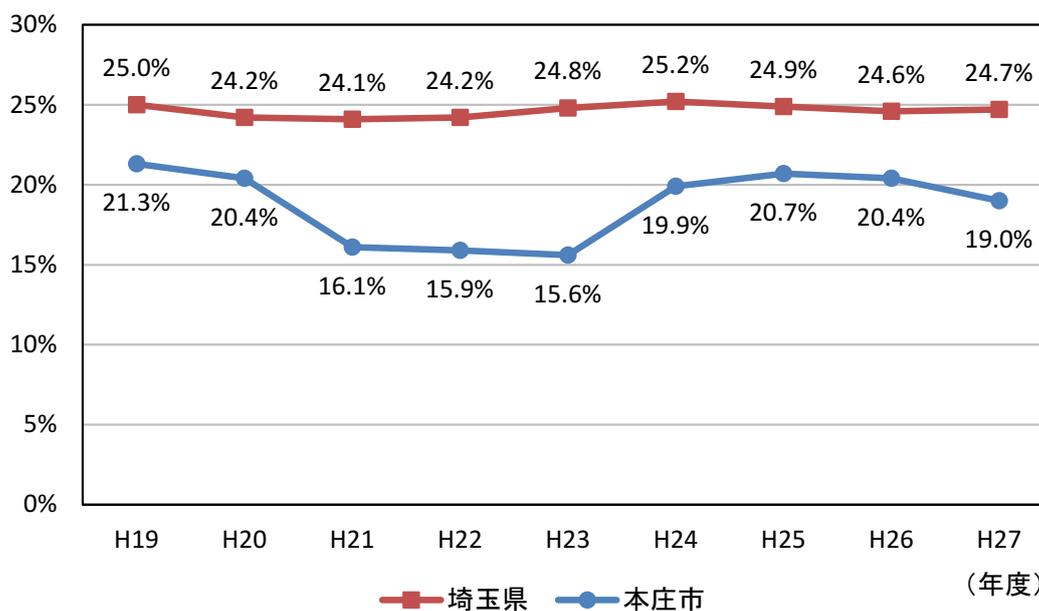
本市では、環境衛生推進委員による分別指導のもと、資源ごみの分別収集を行っており、平成 27 年度（2015 年度）における収集量は、収集品目となっているびん類・缶類・ペットボトルを合わせて 331t でした。資源ごみは、地域の資源ごみ収集所をはじめ、公民館等の拠点回収場所や一部自治会に設置された常設回収場所においても回収を行っています。

また、PTA や自治会の協力のもと、集団資源回収において紙類、布類、金属類を回収しています。

本市ではごみの分別ルールの周知徹底、資源ごみ分別収集及び集団資源回収を行う団体への支援等を行っていますが、リサイクル[※]率は埼玉県平均よりも低い状況にあります。

市民意識調査で寄せられた意見には「資源回収への出しづらさ」が多く、リサイクル[※]の推進等で必要な本市の取組として「資源ごみ回収場所の整備」が特に望まれており、リサイクル[※]率の向上には市民がリサイクル[※]しやすい環境を整備することが必要であると考えられます。

また、パネル展やパンフレット等を通じ、引き続きごみの適正な分別ルール、3R の推進等について分かりやすく継続的な啓発活動に取り組むことが必要です。



資料：一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率の推移

3. 自然環境

(1) 動物・植物

本市に生息する動物・植物として、過去の調査より以下の表に示す動物が確認されているほか、埼玉県調査（平成23年度（2011年度））より、希少植物としてはカワラサイコ群落、キバナノアマナ群落、クロモ群落、ミズオオバコ群落、サンショウモ群落が確認されています。

生息が確認された動物の中には、重要な種（注目種^{*}）としてチュウヒ、ハヤブサ、サシバ等が含まれますが、市街地の増加や農地の減少等の環境変化に伴い、近年では生息地や個体数の減少が考えられます。

本市では鳥獣の保護繁殖等を目的とした区域が定められており、県指定鳥獣保護区^{*}に秋平、若泉公園、児玉白楊高等学校の3か所、猟銃の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域^{*}に大久保山、坂東大橋、本庄、児玉、こだまゴルフクラブの5か所が指定されています。

本市の生態系^{*}における課題としては、比較的近年の調査でアライグマ等の外来動物のほか、アレチウリ等の外来植物が多数確認されており、在来種への影響が懸念されます。

こうしたことから、豊かな水環境を中心に育まれた本市本来の生態系^{*}を保つために定期的な動植物の分布調査を行い、分布域の動向を把握するとともに、在来種の生息しやすい緑地や河川等の環境を保全・創出し、外来生物^{*}に関する対策を進めていくことが求められます。

市内で確認されている動物

区分	種類
哺乳類	モグラ、アブラコウモリ、ノウサギ、アカネズミ、タヌキ、イタチ、イノシシ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ジネズミ、ヒナコウモリ、カヤネズミ、キツネ 等
鳥類	アオアシシギ、アオサギ、イソシギ、オナガガモ、オナガ、トビ、カイツブリ、カワウ、ゴイサギ、ダイサギ、カルガモ、コガモ、マガモ、オオタカ、ノスリ、コジュケイ、キジ、キジバト、カワセミ、アカゲラ、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、キセキレイ、セグロセキセイ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、エナガ、シショウカラ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、カッコウ、ハシボソガラス、チョウゲンボウ 等
爬虫類	カナヘビ、ニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシ 等
両生類	アマガエル、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル 等
魚類	ウグイ、オイカワ、タモロコ、ニゴイ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、メダカ、サケ、アユ、ウナギ、ナマズ、ヨシノボリ、ヒガイ、ゲンゴロウブナ、ハス 等
昆虫類	アジイトトンボ、ギンヤンマ、キンヒバリ、ヒメイトアメンボ、ムラサキシジミ、クロヒカゲ、ドウガネブイブイ、カナブン、アカハナカミキリ、コエンマムシ、ヒメマイマイカビリ、イネミズゾウムシ、コガタシマトビケラ、シロハラコカゲロウ、ユスリカ、ミズムシ 等

資料：本庄歴史缶 他

市内で確認されている外来植物

区分	種類
特定外来生物	アレチウリ
要注意外来生物	ハリエンジュ、メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、ブタクサ、オオブタクサ、ククイモ、セイタカアワダチソウ
外来生物	オオケダケ、ゴウシュウアリタソウ、オランダガラシ、ニワウルシ、ヒルザキツキミソウ、マルバルコウ、ハルシャギク、チチコグサモドキ、セイバンモロコシ

：埼玉県における2008・2009・2010年度調査に基づき生育が確認された外来種^{}である。

資料：外来植物分布図（埼玉県，2011）

(2) 森林

森林は国土の保全や水源の涵養、地球温暖化対策、生物多様性の保全等さまざまな機能を有していますが、近年は適切な管理が困難になりつつあります。その背景には、長期的な国産材の需要減少に伴う国内の林業生産活動の停滞、それを要因とする林業従事者の減少や高齢化があり、防災面や森林の育成、生物多様性の保全に影響が出ています。

本市は、平成 27 年度（2015 年度）において総面積の約 3 分の 1 にあたる 2,457ha を森林が占めており、その多くが民有林です。市南部の児玉地域では水源となる豊かな森林が育まれており、東西には県立上武自然公園に指定されている上武山地が広がるとともに、南西部には陣見山などの 500m 級の山々が連なります。

児玉地域では森林組合が中心となって森林の間伐や下刈り等の森林の維持管理や林業基盤整備を行っており、森林を資源として活用するための取組が進められています。

今後は林業の新たな担い手を育成し、森林の適切な維持管理及び保全を図るだけでなく、森林分布等の調査により実態を把握し、健全な森林資源の維持増加を図ります。

また、森林はボランティア活動や環境教育・環境学習*の場としても活用できることから、環境を整備することにより、市民が森林と身近にふれあえる機会を創出していくことも必要です。

現況森林面積(単位:ha)

国有	民有			合計	
	公有		私有		
	都道府県	森林整備法人			市区町村
1	7	152	1	2,296	2,457

資料:農林水産省 農林業センサス 2015(林業編)

(3) 水辺、農地の変遷

<水辺の変遷>

本市の北には利根川が流れ、そのほか支流である備前渠川、元小山川、小山川、男堀川、女堀川、御陣場川や多くの用水路が流れています。また、かつては若泉地区の段丘崖から豊かな湧水がありましたが、市街化に伴い地表面のアスファルト等が増加したことで地下への雨水浸透が妨げられ、河川流量や湧水量は激減しました。

平成 24 年度（2012 年度）以降は埼玉県事業による河川改修工事が元小山川において進められ、水質改善等を目的とした整備が行われました。今後は、雨水浸透ます等の設置により水量を確保することが考えられるほか、清掃事業等により、継続して水辺の自然環境や景観の保全に取り組む必要があります。

<農地の変遷>

本市における平成 27 年度（2015 年度）の総農家数は 1,505 戸、平成 28 年度（2016 年度）の農地面積は 1,466ha（市面積の 30.0%）でした。

本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地^{*}の増加が進んでおり、平成 22 年度（2010 年度）と比較して平成 27 年度（2015 年度）は販売農家数、就業人口ともに減少し、平均年齢は高くなっています。

本市ではこうした状況を打開するため、新規就農者を支援し、農業後継者の確保と育成を行っているほか豊かな土壌の形成や有機農産物の生産を目的とした「有機 100 倍運動」等の環境保全型農業^{*}を推進しています。また、市民農園^{*}の整備により市民が農業にふれあう場を提供しています。

今後も地域の農業を育成するとともに、大気や水環境の保全などの環境保全機能のほか、潤いのある景観形成機能や気温上昇の緩和機能等、環境において多面的な役割を持つ貴重な農地を保全する必要があります。

販売農家数、就業人口等

年度	販売農家*数(戸)				就業人口 (人)	平均年齢 (歳)
	専業	兼業	自給的	計		
H22	401	577	1,044	2,022	1,941	64.3
H27	375	395	735	1,505	1,505	65.1

* 販売農家：「農家」とは経営耕地面積が 10ha 以上又は農作物販売金額が 15 万円以上の世帯を指し、「販売農家」とはそのうち経営耕地面積が 30ha 以上又は農作物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

資料：農林業センサス 2015

農地面積 (ha)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
面積	1,488	1,389	1,389	1,488	2,338	2,162	1,466	2,421

資料：本庄市の環境

(4) まちの緑

<公園・緑地>

本市における都市公園※は街区公園 86 箇所、近隣公園 9 箇所、総合公園 3 箇所、地区公園 1 箇所の計 99 箇所 (69.9ha) であり、そのほか緑道や都市緑地等と併せて 135 箇所 (76.9ha) です。

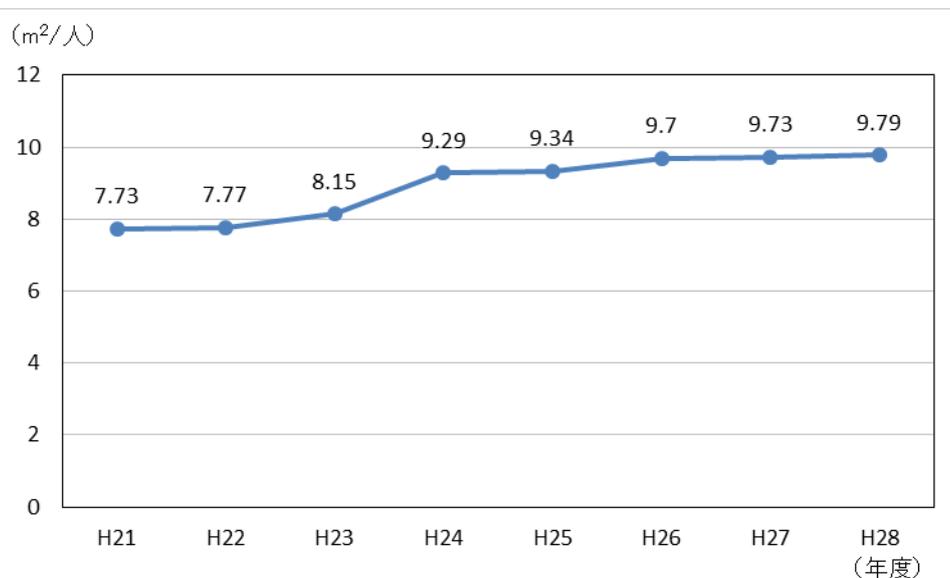
また、市民一人あたりの都市公園※面積は、平成 28 年度 (2016 年度) において 9.79 m²です。

都市化に伴う影響として、市域の緑の減少が考えられます。本市において緑豊かなまちなかの環境を維持するには、都市公園※の整備により人々に快適な空間を提供するほか、街路樹の整備、個々の建物の周辺緑化に努める必要があります。

都市公園の整備状況

区分		箇所数	面積 (ha)
都市公園	街区公園	86	16.6
	近隣公園	9	16.0
	総合公園	3	35.2
	地区公園	1	2.0
その他	緑道	10	1.1
	都市緑地	18	1.7
	緩衝緑地	8	4.1
合計		135	76.9

資料:本庄市インフラ白書



資料:本庄市の環境

市民 1 人あたりの都市公園面積

<樹林地・巨木>

屋敷林^{*}や社寺林^{*}、樹林地^{*}などでは、緑が人々の生活と調和しながら形成されてきましたが、近年は十分な管理が行き届かず、荒廃や減少の傾向にあります。

本庄地域で最も広い樹林地^{*}は、植林された大久保山の二次林^{*}であり、そのほか巨木は金鑽神社、城山稲荷神社、八幡神社等の神社や寺を中心とした 51 箇所 に点在しており、市内の緑の中でも貴重な存在となっています。

今後、樹林地^{*}の減少につながる開発の抑制を呼びかけ、樹林地^{*}や樹木、巨木も含めた保全を図る必要があります。

市内で確認されている巨木

所在地	本数	樹種
八幡神社	3	ケヤキ
利益寺	1	イチヨウ
宗真院	1	ケヤキ
諏訪神社	4	ケヤキ
日枝神社	1	ケヤキ
宝輪寺	2	クスノキ、カヤ
飯玉神社	6	ケヤキ、サイカチ
正観寺	3	ケヤキ、クロマツ
万年寺	1	ケヤキ
金鑽神社 ^{*1}	4	クスノキ、モミ、カヤ、ケヤキ
本庄市中央	2	ケヤキ
正一位稲荷	1	ケヤキ
愛宕神社	2	ケヤキ
城山神社	3	ケヤキ
本庄市本庄	1	イチヨウ
八坂神社	3	ケヤキ
金鑽神社 ^{*2}	2	ケヤキ
本庄市西今井	1	ケヤキ
藤田小学校	2	クスノキ
本庄市	1	ケヤキ
佛母寺	2	クスノキ、イチヨウ
大正院	1	イチヨウ
若泉稲荷神社	1	ケヤキ
上若電神社	2	クスノキ

*1: 所在地を本庄市千代田 3-2-3 とする。

*2: 所在地を本庄市西富田 400-1 とする。

資料: 環境省巨樹・巨木林調査データベース

(5) 自然とのふれあい

<緑とのふれあい>

本市には緑とふれあう場として、大久保山や西富田等の樹林や市南部の山間地域の森林が残されており、市民意識調査からは「緑とのふれあい」における満足度は十分に高いことがうかがえます。

従って、これらの緑を今後も適切に管理し、市民が緑とふれあえる環境を維持していくことが望まれます。

<土とのふれあい>

土とふれあう場として、市内には市民農園*が6か所(143区画)開設され、市民により利用されています。

市民意識調査より、本市では「土とのふれあい」における満足度が高いことから、今後は市民農園*をはじめとするふれあいの場を適切に管理し、維持していくことが大切です。

市民農園

平成27年現在

農園の名称	区画数	所在地	開設年月日
見福市民農園	22	見福 1-2290-1 の一部	H2. 5.25
小島南市民農園	17	小島南 1-1908-1	H3. 3.25
前原市民農園	19	前原 1-2218	H5. 5.25
柏市民農園	28	柏 2-461	H8. 4.25
千代田市民農園	30	千代田 2-1845-1、2-1845-5	H3. 3.25
小平市民農園	27	児玉町小平 549-1、547-1 の一部	H4.11.25

資料：農政課

<水辺とのふれあい>

本市は複数の河川が流れる水辺環境に恵まれた地域であり、埼玉県「河川再生プラン100」や「川のまるごと再生プロジェクト」により、元小山川等で親水施設の整備も行われてきました。

しかし、市民意識調査における「水辺のきれいさ」及び「水や水辺とのふれあい」への満足度は低く、水辺のポイ捨て等への意見が多く寄せられていることから、河川周辺の清掃及び整備などの取組により美しい水辺環境を維持し、水辺とふれあう機会を創出していく必要があります。

4. 快適環境

(1) 都市基盤整備

<道路整備>

本市は、関越自動車道、一般国道 17 号・462 号等の主要道路が整備され、埼玉県内及び群馬県南部の周辺都市を結んでいます。平成 27 年度（2015 年度）における市道の整備状況は、実施済割合として道路改良が 42.1%、道路舗装は 64.1%となっています。

今後の道路の維持改良としては、道路の改良及び舗装、歩行者の安全確保を目的とした歩道整備、バリアフリー化等を行うほか、道路反射鏡や区画線などの設置、道路照明灯等の新設や LED 化を推進していきます。

<早稲田リサーチパーク地区>

「早稲田リサーチパーク」は新幹線の通る本庄早稲田駅の近くにあり、産・学・公を結ぶ交流や教育、支援機能を有する研究活動の拠点として活用が期待される施設です。現在は月 3,000 人ほどに利用されており、今後も継続して施設の活用及び利用者の拡大が求められることから、市民や企業に対し施設利用の普及や情報発信が必要です。

(2) 防災対策

本市は、河川の氾濫や堤防決壊による大きな水害は比較的少ない地域ですが、近年の異常気象における台風や集中豪雨による田畑の冠水、家屋への浸水の対策が必要となっています。

そのほか、南部の山間地域における降雨時の崖崩れや土砂流出の危険性、地震等の様々な災害が考えられることから、今後は、緊急時に向けた都市公園^{*}等の避難場所・避難路の整備、災害時の有害物質の処理対策、雨水流出抑制のための雨水浸透施設^{*}の設置等が必要と考えられます。

また、本市では災害時のエネルギー供給確保を目的として、公共施設等への再生可能エネルギー^{*}の導入を積極的に行っており、今後も公共施設・災害時の避難施設を中心にこの取組を推進することで、災害に強い環境づくりを進めます。

太陽光蓄電式 LED 照明導入件数

施設名	設置本数	施設名	設置本数	施設名	設置本数
本庄西小学校	1	北泉小学校	1	本庄西公民館	1
本庄西中学校	2	北泉防災広場	1	本庄総合公園	2
本庄東小学校	2	児玉中学校	1	本庄市民文化会館	1
本庄南小学校	1	児玉小学校	2	本庄南公民館	1
中央小学校	1	金屋小学校	1	児玉文化会館	2
本庄南中学校	2	秋平小学校	1	児玉総合公園体育館	1
藤田小学校	1	共和小学校	1	生活改善センター	1
仁手小学校	1	本庄市役所	2	遊楽荘	1
旭小学校	1	本庄東公民館	1		

資料：危機管理課

(3) 歴史的・文化的環境

<歴史、文化遺産、遺跡>

古くは鎌倉街道、また中山道の宿場町として、明治以降は日本一の繭の集散地として栄えた本市には、数多くの貴重な歴史的・文化的遺産が今日に伝えられており、現在では国指定文化財が1件、国登録有形文化財が8件、県指定文化財が20件、市指定文化財が110件指定されています。また、市内に分布する埋蔵文化財包蔵地は、埼玉県内でも有数の500件余りに及び、そのうち特に重要な埋蔵文化財包蔵地として、7件が埼玉県重要遺跡に選定されています。

市域への取組としては、今後も指定文化財や埋蔵文化財等の歴史的な文化遺産について調査研究を推進するとともに、各種ガイドの充実等による歴史や文化財の紹介、歴史的な文化遺産と緑の調和したまちづくりを進め、市民とのふれあいの機会を創出していく必要があります。

埼玉県選定重要遺跡

名 称	種 類	所在地
西富田遺跡	集落跡	西富田
旭・小島古墳群	古墳群	小島・下野堂
大久保山寺院跡	寺院跡	栗崎 180、他
大久保山古墳群	古墳群	北堀字前山 2108、他
長沖・高柳古墳群	古墳群	児玉町長沖、高柳
秋山古墳群	古墳群	児玉町秋山
生野山古墳群	古墳群	児玉町児玉

資料：埼玉県ホームページ

(4) 美しいまち

<まちの景観>

本市では、「市民が安全で快適に暮らせる」ことを目指し、まちづくりを進めてきました。その中では、経済的に発展し利便性を高めるとともに、地域特有の田園風景や歴史的な景観を保存し、潤いのあるまち並みを形成することが求められています。

今後は、電線類の地中化等の基盤整備や遊休農地^{*}の活用等、地域の景色に配慮した景観づくりを進めるとともに、市民意識調査に多く寄せられた「水辺、空き地や道路等における草木の整備」を踏まえた取組を検討する必要があります。

<まちの美化（不法投棄、ごみのポイ捨て防止）>

不法投棄等のごみの不適正処理防止対策のため、埼玉県では各市町村、その他の関係機関と連携を図りながら、県内一斉合同監視パトロールを実施しています。

また、本市では、人通りの少ない空き地、道路や河川において処理困難物等の投棄が多く見られるため、自治会と連携したごみ収集所のパトロールのほか、市内一斉清掃等の美化活動を実施するとともに、不法投棄があった場合には市職員による現場確認や看板設置等を行っています。

しかし、市民意識調査においては依然として不法投棄、ごみのポイ捨ての改善を望む意見が多いことから、引き続き「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」（以下、「県ポイ捨て禁止条例」とする）の周知徹底、市民・事業者における意識啓発等を行い、不法投棄対策の強化に努めます。

また、空き地等においては所有者へ適正な管理の指導を行い、市民参加によるまちの環境美化活動を推進する必要があります。

5. 生活環境

(1) 水環境

<水質改善への取組>

本市では、河川に流れ込む生活排水への対策として、公共下水道等の普及や合併処理浄化槽*の設置促進等による水質汚濁の発生源対策、排水の浄化の啓発活動など、さまざまな視点から取組を行っています。

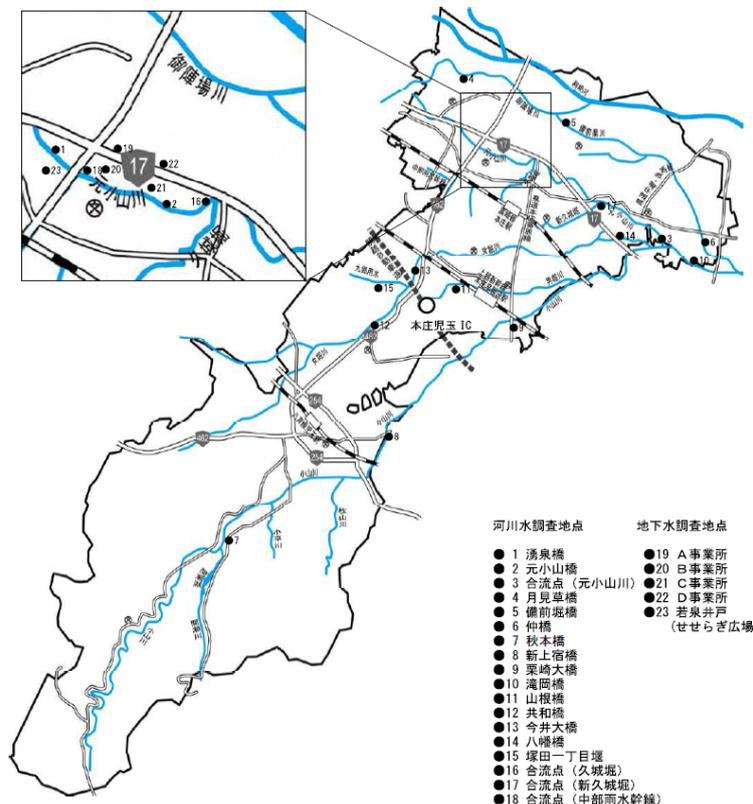
そして、本市では特に元小山川の水質改善を目的とした取組を推進しており、その一つとして元小山川周辺地域を中心とした公共下水道の整備を重点的に取り組んできました。

また、埼玉県取組では、平成 20 年度（2008 年度）から「水辺再生 100 プラン」において男堀川や小山川、平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけては「川のまるごと再生プロジェクト」で元小山川の整備や浄化対策を行ってきました。

こうした直接的な水質改善に向けた取組のほか、本庄市経済環境部環境推進課を事務局とした元小山川浄化活動推進実行委員会では、自治会や学校と協力しながら元小山川の清掃のほか、川の環境展、河川浄化に関する啓発イベント、広報誌の発行など、さまざまな啓発普及活動を行っています。

さらに、市内の学校における取組では、本庄市立藤田小学校で元小山川の水生生物調査や環境学習が行われたほか、早稲田大学では重点施策でもある水質調査や、小学生を対象とした環境学習が開催されました。

これまでの行政と市民が一体となった取組により、元小山川の水質は着実に改善されつつあり、今後も十分な協力体制の構築及び取組の推進が求められます。



市域における河川

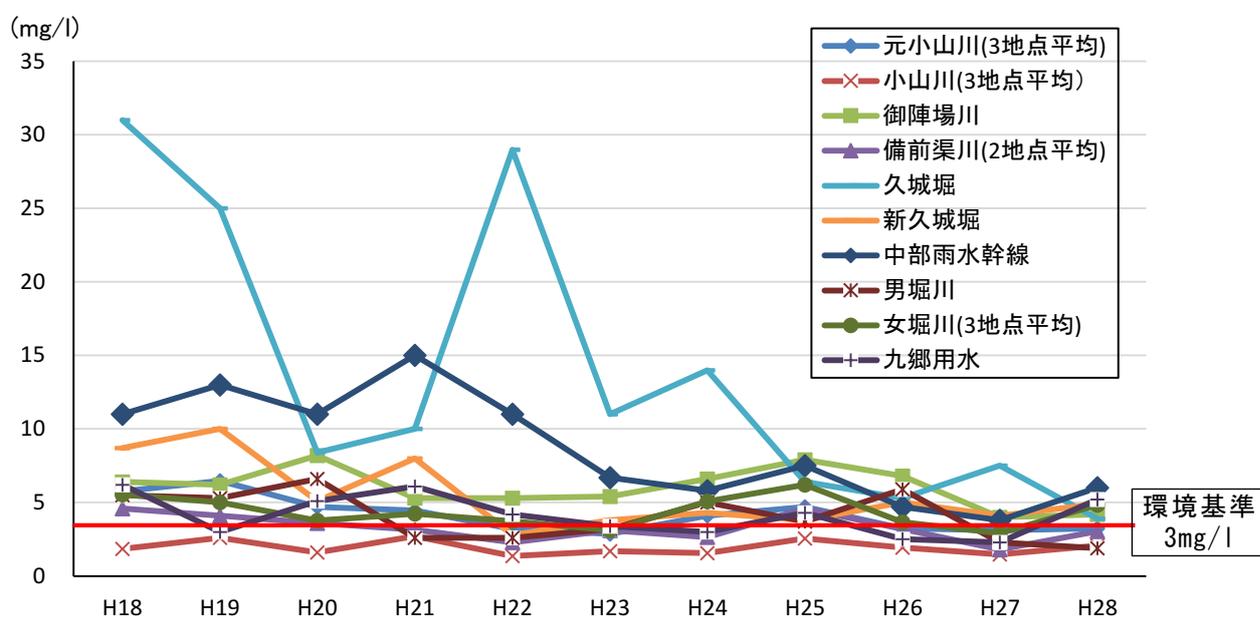
<水質汚濁の現状>

本市では、市内を流れる一級河川の6河川のほか、堀や用水の市内18地点で定期的な水質検査を実施しています。

各地点のBOD（生物化学的酸素要求量）※値は減少傾向または横ばい状態にあり、依然としてすべての地点では環境基準※を満たしていないことから水質改善が必要であるとともに、年度により大きな変動が見られる久城堀は注意が必要です。

水質汚濁は生活排水が主な原因と考えられることから、本市の推進する生活排水処理施設の整備とともに、個々の家庭における公共下水道等への接続により、水洗化率の向上が望まれます。

また、堀や河川では水量不足が水質に悪影響を及ぼしていることから、市域への透水性アスファルト舗装の導入や、各家庭における雨水浸透ますの設置を市の取組として推進することにより、適切な水量を確保することが必要となっています。



資料：本庄市の環境

BOD 測定結果 (75%値)

<生活排水処理施設の整備の推進>

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在、本市の公共下水道は整備人口 44,844 人、普及率 56.9%となっています。

これまで本市では、河川等の水質改善を目的とした生活排水処理施設の整備を進めており、公共下水道については 1,012.7ha の地域の整備が完了し、今後は若泉、けや木、児玉地域の市街地、東台及び西富田地区において整備を進めていく計画です。

また、農業集落排水は 5 地区で整備が完了しており、現在は平成 30 年度（2018 年度）の供用開始に向けて仁手・下仁手・久々宇処理区の整備を進めています。

元小山川周辺地域では、これら生活排水処理施設の整備及び接続率の向上等により水質改善が進んでいますが、未だ公共下水道への接続率が不十分な地域では、悪臭等が問題となることがあります。

今後の取組として、未整備地域では生活排水処理施設の整備を進めるほか、公共下水道整備地域における接続率は本庄地域（87%）と児玉地域（38%）で開きがあることから、公共下水道への理解や必要性の認識を高める意識啓発を行い、児玉地域における接続率の向上を推進します。

下水道普及率と水洗化率

平成 29 年 3 月 31 日現在

項目	行政人口 (人)	整備人口 (人)	下水道普及率 (%)	水洗化済人口 (人)	水洗化率 (%)
下水道	78,781	44,844	56.9	38,408	85.6

*:下水道普及率=整備人口/行政人口 水洗化率=水洗化済人口/整備人口

資料:統計 ほんじょう

<合併処理浄化槽の普及>

本市では「本庄市生活排水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道及び農業集落排水の処理区域以外では、合併処理浄化槽*の導入を推進しています。現在の合併処理浄化槽*の使用率は、平成 28 年度（2016 年度）末で 23.2%（18,353 人）です。

なお、平成 13 年（2001 年）4 月から単独処理浄化槽の製造が中止になったことを受け、本市では単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽*への転換を促進しており、転換に際して必要となる配管費や撤去費のほか、浄化槽規模に応じた設置費の補助制度を設けています。

補助件数は毎年着実に増加し、平成 27 年度（2015 年度）時点で累計 985 件となりましたが、今後はさらなる補助件数の増加に向けて、より良い補助制度の検討を行っていきます。

単独処理浄化槽等及び合併処理浄化槽の整備率

平成 29 年 3 月 31 日現在

項目	行政人口(人)	使用人口(人)	浄化槽等使用率(%)
単独処理浄化槽 及び汲み取り便槽	78,781	13,434	17.0
合併処理浄化槽		18,353	23.2

*:浄化槽等使用率=整備人口/行政人口

資料:環境推進課

(2) 大気環境

<大気環境における取組>

大気汚染物質のひとつである窒素酸化物（NOx）※を排出する自動車について、市内での保有台数は増加し続けており、そのうちの約 8 割は乗用自動車です。

自動車利用による大気環境への負荷の低減を目的とした本市の取組では、庁内の環境マネジメントシステム※に基づく公共交通機関の利用促進のほか、公用車への低公害車※導入を進めており、平成 28 年度（2016 年度）時点の公用車における導入率は 60.1% となっています。

このほか、環境に配慮した自動車の運転や生活の普及啓発を目的する、市民及び事業者への取組として、本市は市民におけるエコライフ DAY への取組の推進や低公害車※の利用促進を行っており、市民意識調査からアイドリングストップ※等は広く取り組まれていることがわかりました。

また、本市では大気の浄化を目的とした街路樹・公園の緑化に努めています。

今後も自動車利用の抑制等から大気環境の保全に努めるため、特に公共交通機関の利用等を推進するとともに、工場や事業所等から排出される排ガスに対する指導等、事業活動における大気環境の負荷低減に向けた取組を進める必要があります。

<大気環境の現況>

本市の平成 27 年度（2015 年度）における大気調査結果は、二酸化硫黄^{*}、二酸化窒素^{*}、浮遊粒子状物質^{*}、微小浮遊粒子状物質について環境基準^{*}を達成していますが、光化学オキシダント^{*}は未達成です。

光化学オキシダント^{*}については、原因物質とされている炭化水素類や揮発性有機化合物^{*}（VOC）の排出規制等の対策が進められた結果、環境基準^{*}の超過時間は平成 21 年度（2009 年度）をピークに減少傾向にあり、埼玉県全体でも平成 24 年度（2012 年度）以降は光化学スモッグによる健康被害の届出は 0 人となっています。

本市では、今後も揮発性有機化合物^{*}等の排出規制を続けることで、光化学オキシダント^{*}における環境基準^{*}達成を目指す必要があります。

また、建物の解体等に伴って発生するアスベスト（石綿）^{*}も含め、今後も大気汚染状況の動向監視や対策を国、埼玉県や周辺自治体と連携をとりながら進めるとともに、新たな大気汚染問題への適切な対応を図る必要があります。

大気調査結果（平成 27 年度）

項目	単位	本庄地域 (本庄東中学校)	児玉地域 (児玉児童公園)	環境基準 達成状況 ^{*2}	環境基準
二酸化窒素(NO ₂)	ppm	0.010	0.007	○	0.04ppm 以下
二酸化硫黄(SO ₂)	ppm	0.001	— ^{*1}	○	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	0.020	0.019	○	0.10mg/m ³ 以下
微小浮遊粒子状物質 (PM2.5)	μg/m ³	12.0	12.5	○	35 μg/m ³ 以下
光化学オキシダント	時間	523 ^{*3}	392 ^{*3}	×	0.06ppm 以下

*1: 児玉地域では二酸化硫黄の大気調査は実施していない。

2: 環境基準^{}達成状況は、光化学オキシダントを除き、全て長期的評価との比較である。

3: 光化学オキシダントは、環境基準^{}(1 時間値が 0.06ppm 以下)を超過した時間を表記している。

資料: 埼玉県 平成 27 年度 大気汚染常時監視測定結果

(3) 有害化学物質

有害化学物質*のひとつであるダイオキシン類*は、塩素を含むプラスチック類やビニール製品等を焼却する際、低温で不完全燃焼であった場合に発生する有機塩素化合物です。過剰に摂取すると人体に影響を及ぼす恐れがあるため、大気及び土壌におけるダイオキシン類*調査を毎年実施していますが、いずれも経年的に基準値を下回っています。

今後も継続して監視・調査を実施し、焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却*を適切に規制することで、ダイオキシン類*の発生を防止する必要があります。

また、市民意識調査では「有害化学物質発生防止への行政支援」の満足度が低いことから、本市の取組について情報発信することが望ましいと考えられます。

ダイオキシン類測定結果(大気)(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	H23	H24	H25	H26	H27	H28	環境基準
児玉総合支所	0.01	0.04	0.025	0.023	0.029	0.021	0.6 以下

資料:本庄市の環境

ダイオキシン類測定結果(土壌)(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	H23	H24	H25	H26	H27	H28	環境基準
市立金屋 保育所* ¹	-	-	2.1	-	1.7	-	1,000 以下
旧市立共和 保育所* ²	0.07	-	-	-	-	-	
旧市立秋平 保育所* ³	-	0.01	-	-	-	-	
市立久美塚 保育所	-	-	-	1.8	-	1.0	

*1:平成29年度(2017年度)より休所中である。

*2:現「幼保連携型認定こども園コウガの森・共和」

*3:現「秋平さくら保育園」

出典:「本庄市の環境」に基づき作成

(4) 騒音・振動

平成 28 年度(2016 年度)において、本市の騒音・振動に関する苦情件数は騒音 5 件、振動 0 件でした。騒音・振動の発生源としては主に自動車や事業活動等が挙げられますが、市民の日常生活を主な発生源とする近隣騒音※もあります。

そのため、本市の取組としては、市道の適正管理や公共交通機関の利用促進により自動車からの騒音・振動の発生を抑制するほか、事業活動における指導の強化、近隣騒音※について周辺に配慮するための意識啓発や指導を行っています。

今後も引き続き監視・指導等を行うことで、新たな被害の発生を防止する取組や環境基準※達成に向けた対策を講じていく必要があります。

騒音・振動の苦情件数の推移(単位:件)

区分		H24	H25	H26	H27	H28
騒音	本庄地域	9	7	8	12	4
	児玉地域	5	8	4	4	1
振動	本庄地域	0	0	0	1	0
	児玉地域	0	0	0	0	0

資料:本庄市の環境

(5) 土壌・地下水

大気や水と比較し、土壌汚染の影響は長期にわたって持続するとともに、汚染地域を浸透する地下水を汚染する原因にもなります。そのため、化学物質に侵されない安全な土壌及び地下水の保全を目的として、本市の取組においては農薬使用量の削減を目指した環境保全型農業※の促進、交付金による有機肥料の利用促進等を行っています。

また、環境の現状を把握するため、地下水の継続的な定期監視を行っており、平成 28 年度(2016 年度)においては全ての調査地点にて環境基準を達成しました。

今後も引き続き、監視・調査の継続的な実施が必要となります。

(6) 悪臭

悪臭とは、人が不快と感じる臭気全般を指す感覚公害です。

平成 28 年度(2016 年度)における苦情件数は 7 件でしたが、平成 24 年度(2012 年度)～平成 27 年度(2015 年度)は年 10 件を超えており、今後とも注意が必要です。

また、市民意識調査において、悪臭に関する本市の満足度は高い傾向にある一方で、工場や事業所等での事業活動が原因と考えられる悪臭の改善要望が寄せられていることから、引き続き現地パトロールの実施や悪臭の発生源対策を指導していく必要があります。

6. 環境への取組推進

(1) 環境教育・環境学習

本市では環境教育・環境学習^{*}について、埼玉県が主催する「夏休み親子下水道教室」、本市が主催する「市民総合大学」における年代別の生涯学習等が実施されています。そのほか、市内の小中学校では、環境マネジメントシステム^{*}の取組である環境に関連するテーマを設定した授業や、環境を意識したさまざまな授業が日常的に進められています。

また、埼玉県で実施している「エコライフ DAY 埼玉」をもとに、本市では夏・冬それぞれで本市独自の期間を設けた「エコライフ DAY」を実施し、家族とともに自分達のライフスタイルを見直すきっかけとしています。平成 28 年度（2016 年度）の冬期は 10,614 人が参加し、9.2 t の二酸化炭素^{*}の排出削減に貢献できました。

こうした取組のほか、本市では早稲田大学と連携することにより環境教育・環境学習^{*}の充実を図り、「市民総合大学」では子どもから高齢者の触れ合いを通して地域の結びつきを強めることを目的とした世代間交流講座を実施し、生涯学習を推進してきました。

加えて早稲田大学では「本庄早稲田の杜 里山塾」が継続的に実施されており、本市の自然を活かした里山の体験学習や観察会が行われています。

今後、子どもから高齢者までがさまざまな形で環境を学ぶために、環境に関する生涯学習推進体制や環境情報を充実するための社会教育施設の整備、小中学校での継続的な環境教育・環境学習^{*}が必要です。

環境学習と環境教育の内容

講座名等	内容
土壌について勉強しよう/下水道と環境	下水道の仕組みを学び、下水道の持つ役割から土壌環境の保全について学ぶ講座
川や用水の生き物調査	川や用水において生き物調査を行い、地域環境への理解を深める講座
夏休み親子下水道教室 ^{*1}	下水道施設の見学や顕微鏡での微生物観察などを通して、親子で下水道の仕組みについて学ぶ講座
本庄早稲田の杜里山塾 ^{*2}	観察や循環型の意味や体験を通して、里山の成り立ちや時間の流れを感じ、人と自然の関わりの大切さを野外散策と作業中心に学ぶ講座
百年の森で伐倒体験と森の工作	伐倒体験を行い、地元の木材を使った工作を通し、地域の森林や林業へ親しみを深める講座
親子 3R 講座とエコ工作体験	工作体験及びごみ処理施設(小山川クリーンセンター)の見学を中心とした 3R(ごみの減量化)講座

*1: 埼玉県が主体となって実施。

*2: 早稲田大学が主体となって実施。

*3: 上記 1・2 に示す環境学習を除き、本市が主体となって実施。

資料: 広報ほんじょう 他

小学校における環境教育

学校名	学年	取組テーマ等
本庄東小学校	5	環境問題について考えよう
本庄西小学校	5	今、地球は、本庄は、リサイクルに挑戦しよう
藤田小学校	4	ぼくも私もリサイクル博士,元小山川を知ろう
	5	元小山川・小山川から考えよう(河川調査)
	6	元小山川・小山川から発信しよう(河川調査)
仁手小学校	4	ごみの処理と利用
	5	環境問題についてふれよう
	6	利根川探検隊
旭小学校	4	『みんなにやさしい街』リサイクルについて考えよう
	5	『身近な自然と親しもう』収穫を喜び合おう
北泉小学校	1,2	学校のまわりの自然
	5	自然の恵みとともに(米作り)
本庄南小学校	3	地域の農産物を育てよう
	5	身近な環境に目を向けよう
中央小学校	4	本庄大探検・地域の環境に目を向けて
	5	大切な命を育てよう(米作りを通して)
児玉小学校	4	わたしたちのくらしと環境
金屋小学校	3,4	女堀川を調べよう
秋平小学校	5	小山川をきれいにしよう
共和小学校	5	みんなの地球を守ろう

資料:学校教育課

中学校における環境教育

学校名	学年	取組テーマ等
本庄東中学校	1	ごみを減量するには
	2	エネルギーを削減するには
	3	持続可能な社会に向けて,エネルギーと環境
本庄西中学校	1,2	クリーンウォーク(地域清掃)
	2	車山高原・八島湿原の植物について調べよう
	3	クリーンウォーク(地域清掃)
本庄南中学校	1	省エネ
	2	地球温暖化 4R について
	3	リサイクル 地球温暖化
	全学年	地域公園清掃 in MINAMI 全市一斉清掃
児玉中学校	1,2	身近な環境について考えよう
	3	自然環境と我々の生活

資料:学校教育課

<エコライフ DAY 埼玉>

「エコライフ DAY 埼玉」とは、省エネ・省資源等、市民による環境に配慮した生活を目的として、埼玉県において実施されている取組です。

埼玉県のホームページから参加ができ、チェックシートによって個人等で削減した二酸化炭素量の把握が可能です。

本市でも平成 25 年度（2013 年度）の夏から取り組んでおり、結果は市のホームページで公開しています。

エコライフDAY2017(夏)チェックシート		中学校・高校・一般用				
下のエコライフ項目を見ながら、今日は日、環境のことを考えて生活してみましょう!!						
①	1 冷房の設定温度をいつもより高めた。(135g・ひと夏で786円節約)	①	135	135	135	135
②	2 冷房の利用時間を削減した。(84g・ひと夏で488円節約)	②	84	84	84	84
③	3 エアコンのフィルターを掃除した。(143g・ひと夏で831円節約)	③	143	143	143	143
④	4 テレビ画面の明るさを下げた。(37g・1年で705円節約)	④	37	37	37	37
⑤	5 ほかのことをするときは、テレビを消した。(23g・ひと夏で437円節約)	⑤	23	23	23	23
⑥	6 部屋を出るときは、明かりを消した。(36g・1年で683円節約)	⑥	36	36	36	36
⑦	7 テレビなど家電製品を使わないときは、主電源をいったリコンセントからプラグを抜いた。(77g・1年で1,456円節約)	⑦	77	77	77	77
⑧	8 照明は、省エネ型の電球型省エネランプやLED照明を使用した。(116g・1年で2,192円節約)	⑧	116	116	116	116
⑨	9 冷蔵庫の扉を開ける回数を少なくした。(14g・1年で270円節約)	⑨	14	14	14	14
⑩	10 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎなかった。(60g・ひと夏で1,140円節約)	⑩	60	60	60	60
⑪	11 お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめに止めた。(82g・1年で2,431円節約)	⑪	82	82	82	82
⑫	12 お風呂はさめないうちに、みんなで行って入れた。(81g・ひと夏で468円節約)	⑫	81	81	81	81
⑬	13 お風呂の残り湯を洗濯に使った。(116g・1年で3,579円節約)	⑬	116	116	116	116
⑭	14 シャンプーや台所用洗剤などは、使いすぎず適量使った。(72g)	⑭	72	72	72	72
⑮	15 市町村のごみ出しルールにしたがって分けた。(ビン・カン・ペットボトルなど) (115g)	⑮	115	115	115	115
⑯	16 ご飯やおかずを、残さず食べた。(9g)	⑯	9	9	9	9
⑰	17 野菜などの食料品は近くの産地のものを買った。(15g)	⑰	15	15	15	15
⑱	18 買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。(56g)	⑱	56	56	56	56
⑲	19 出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。(40g)	⑲	40	40	40	40
⑳	20 出かけるときは自動車に車らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(299g・1年で2,765円節約)	⑳	299	299	299	299

()の数字は日に減らせる二酸化炭素の量です。💡マークは節電の項目です。(電気の多くは石油や石炭などを燃やしてつくるため、発電するほど二酸化炭素が発生します。)

🌳の木の育ち具合の二酸化炭素削減が確認できる。(減らせた本数の木の色をぬろう。)

🌳の木1本の1日当たりの二酸化炭素吸収量は約30gです。
※樹齢100年で、1haあたり500本のブナの森林の場合(森林の条件等により、吸収量は異なります)

資料：埼玉県ホームページ(エコライフ DAY)
エコライフ DAY チェックシート
(中学校・高校・一般用)

<本庄市緑のカーテンコンテスト>

本市では毎年、緑のカーテンコンテストを開催しています。

緑のカーテンとは、朝顔やゴーヤなどのつる性植物をネット等により窓の外へはわせて繁茂させたものです。

夏の日差しをやわらげることでエアコンの節電につなげ、市民の方々による省エネ活動を推進します。



平成 28 年度 市長賞



応募写真の展示
(市役所市民ホール)

(2) 環境情報の普及

近年は環境に対する関心の高まりにより、環境情報やその公表体制を整備・充実することが求められていることから、本市ではこれまで庁舎でのパネル展、環境展、3R推進月間展示の開催や図書館における環境コーナーの設置等により、環境情報の充実に努めてきました。

平成 27 年度（2015 年度）の取組としては、図書館の環境コーナーで環境に関する書籍を一般図書約 360 冊、児童書約 300 冊、環境問題関連逐次刊行物 6 誌を所蔵・公開したほか、庁舎での環境パネル展を 4 回開催しました。

今後はそれらの取組に加え、本市のホームページを活用した環境情報の公表のほか、市民の環境情報に関する収集ツールを把握することで、より効率的に環境情報を発信していくことが望まれます。本計画の進行状況や地球環境問題の最新情報、本市の環境に関する情報等、各種環境情報をわかりやすく、かつ正確に住民や事業者公表していきます。

(3) 地域における環境保全活動

<地域における活動>

本市では、市民や自治体により継続した環境美化活動が行われています。主な活動としては、元小山川浄化活動推進実行委員会による元小山川周辺の一斉清掃のほか、本庄市コミュニティ協議会による市内一斉清掃などが実施されています。

このほか、埼玉県内でも有数の野菜の産地である本市では、環境にやさしい野菜作りを目的とした「有機 100 倍運動」に取り組み、農薬や化学肥料の使用量低減等を推進しています。

また、環境学習においては、ごみの減量やリサイクル^{*}の推進を目的とした体験学習等を展開しています。

現在行われている環境保全活動を活発化させるとともに、周辺自治体との連携による活動の広域的展開等、各主体や地域の交流・協力を推進することが必要です。

<本市の事務・事業における環境配慮活動>

本市では「環境マネジメントシステム^{*}」の構築及び運用により、「環境にやさしいまち」の実現を目指して、下記に示すような施策に取り組んでいます。

今後は市民、事業者の規範として、庁内におけるごみの排出量削減、電気・都市ガス・OA 用紙・車両燃料の使用量削減、グリーン購入^{*}の推進等に関して積極的に取り組むことが必要です。

事務・施設・学校等で実施している主な取組

●省エネ		
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度設定(冷房:28℃、暖房:18℃) ・個人用冷暖房機器の使用制限 ・冷暖房機器の使用時間の制限 ・ブラインド及びカーテンの活用、スイッチの管理 等 	
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・消灯、間引きの徹底 ・点灯時間の制限 ・電子機器の省エネ設定の活用 ・電子機器の待機電力の節約 等 	
●省資源		
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・残飯の減量、使い捨て紙コップや皿の使用削減 ・缶・ペットボトル等、ごみの分別の厳守 ・備品類の長期使用 等 	
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類の分別の徹底 ・家電リサイクル法、PCリサイクル法等の法令順守 等 	
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入対象品目の優先購入 ・古紙配合率の高い再生紙と植物性インクの使用 等 	

資料: 本庄市環境マネジメントシステムマニュアル(平成 28 年度版)

(4) シティプロモーションの促進

各自治体においては、今後急速に進展すると見込まれる人口減少や高齢化問題を背景に、人口減少等に伴う地域の将来的な経済力、活力の低下等が懸念されており、近年は人々や企業等に「選ばれる地域」になることが必要との認識が高まっています。

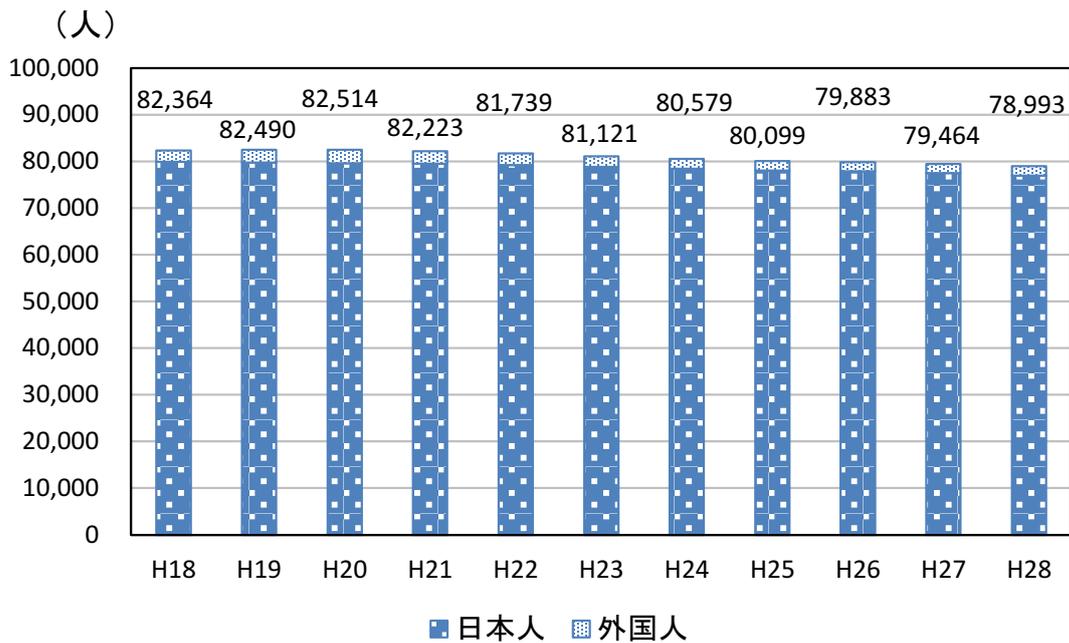
そこで、地域イメージの向上による認知度の向上、人口の増加による地域活性化等を目的として、さまざまな自治体において「シティプロモーション※」が推進されつつあります。

本市の現状として、平成 28 年（2016 年）1 月 1 日における人口は 78,993 人、世帯数は 33,058 世帯、平均年齢は埼玉県平均 45.4 歳を上回る 47.2 歳でした。

本市の人口は平成 18 年度（2006 年度）以降から減少傾向にあり、年齢別人口割合は年少・生産年齢ともに減少する一方、老年は増加傾向にあることから、国と同様、本市でも人口減少及び高齢化が進行していると考えられます。

今後の取組としては、市内のバリアフリー化や施設の整備等により、さまざまな年齢層に暮らしやすいまちづくりを進めるほか、シティプロモーション※の概念に基づく魅力的なまちづくりを推進することで、企業や移住者、観光客等の呼び込みを目的とした観光振興、地域活性化等が望まれます。

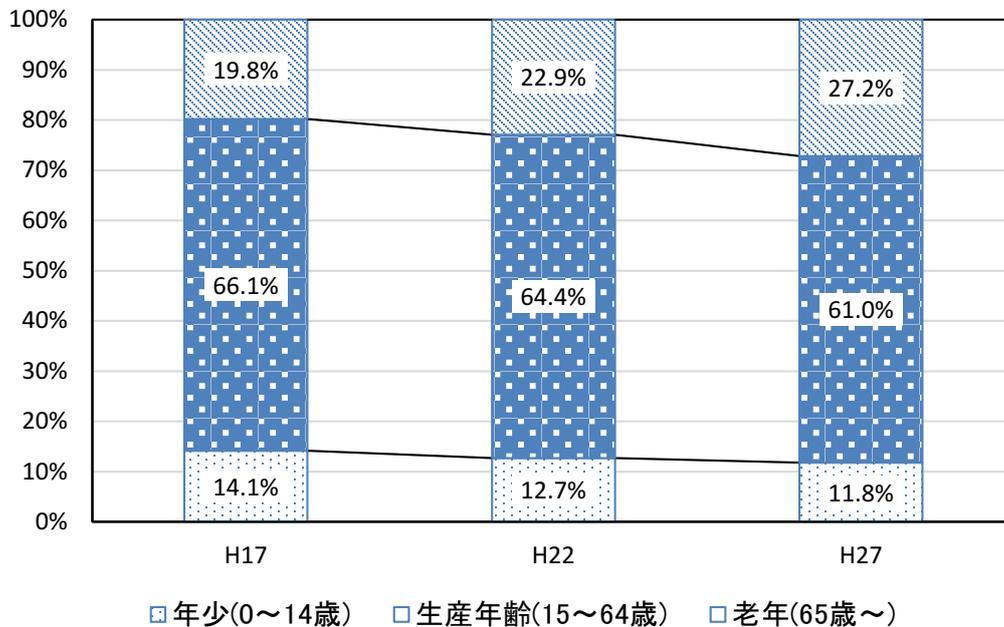
またそのためには、市民及び事業者における愛着度の形成とともに、本市の環境における現状を把握し、市と一体となった取組の推進により、地域環境の向上を図っていくことが必要です。



資料: 埼玉県統計年鑑

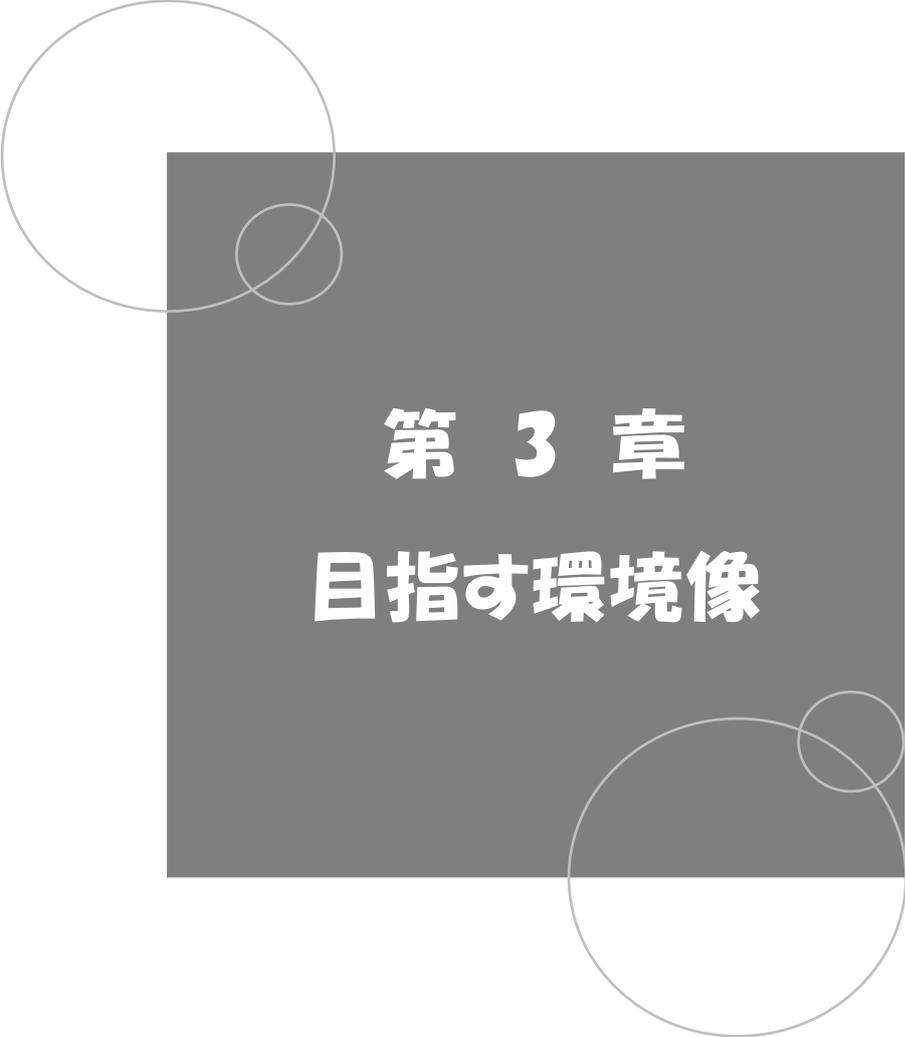
人口の推移

*住民基本台帳の変更に伴い、外国人人口は平成24年まで「外国人登録人員」、平成25年以降は「基本住民台帳」に基づく。
また、人口は平成25年度まで3月末日、平成26年以降は1月1日時点の数値である。



資料: 国勢調査

年齢別人口割合の推移



第 3 章

目指す環境像

本章では、市、市民及び事業者に通ずる長期的目標として、目指す環境像を掲げます。

その実現に向けて、基本目標を立てた上で、より具体的な環境目標を設定します。

- 1 目指す環境像
- 2 基本方針と環境目標

1. 目指す環境像

環境像とは、市、市民及び事業者が一体となって達成すべきまちづくりにおける目標であり、まちづくりの基本となる「本庄市総合振興計画基本構想」では、「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～ 世のため、^{のち}後のため ～」を掲げています。

本市は水と緑の豊かな自然環境を有する地域ですが、市の経済的発展及び利便性の向上等に伴い、かつてはその自然環境が極めて悪化する事態となりました。自然環境と人々の暮らしにおける生活環境・快適環境等は密接なかかわりがあることから、自然環境の悪化は我々の安心・安全な生活にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、本市に暮らす一人ひとりが環境への意識を高め、日常生活や事業活動における環境への配慮を持つことにより、今なお残る水辺や緑などの貴重な環境を保全し、将来の世代へ引き継ぐことが求められています。

こうしたことから、当計画では本市が目指すべき環境像として以下を掲げます。

「地球にやさしい持続可能なまち」
「豊かな自然と活発な産業が共存するまち」
「人々が環境保全に取り組み、快適に安心して暮らせるまち」

2. 基本方針と環境目標

本市の目指す環境像を実現するためには、第 2 章で明らかとなったさまざまな環境課題に取り組んでいく必要があります。

そのため、環境の保全と創造の方向性を明確にする 5 つの基本方針を定めるとともに、基本方針の下で取り組むべき 21 の環境目標を掲げます。

基本方針

①地球環境
徹底した省エネルギーの取組(省エネ)と再生可能エネルギーの活用(創エネ)による環境負荷の少ないまちづくり
②循環型社会
資源を大切にし、持続的に発展するまちづくり
③自然環境・快適環境
人と自然が共存し、伝統が息づくまちづくり
④生活環境
公害の少ない安全で健康的なまちづくり
⑤市民・事業者との協働
環境について学び、環境づくりに取り組むまちづくり

① 地球環境 徹底した省エネルギーの取組（省エネ）と再生可能エネルギーの活用（創エネ）による環境負荷の少ないまちづくり

今日では地球温暖化対策が世界規模で求められており、本市も例外ではありません。

地球温暖化対策を推進する上では、電気やガスといった身の回りにあるエネルギーの使用を意識し、日常生活や事業活動のあり方を見直すことで、エネルギー使用量を抑えることが必要です。

こうしたことから、徹底した省エネルギーへの取組（省エネ）と再生可能エネルギー*の活用（創エネ）により環境負荷の低減を図ることでエネルギーの地産地消を進めることを目的に、市民及び事業者へ省エネ・創エネへの取組と温室効果ガス*の排出量削減に関する情報を発信することで、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを積極的に進めます。

環境目標	①地球温暖化対策を推進する
	②エネルギーの地産地消を推進する

② 循環型社会 資源を大切にし、持続的に発展するまちづくり

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動で発生する環境への負荷が主な原因となっており、その中でも廃棄物は特に主要な要因の一つです。そのため、都市の持続的な発展とともに健全な地球環境を維持するには、リサイクル*及び廃棄物の適正処理等が必要となります。

各主体の連携のもと、ごみの発生抑制やリサイクル*活動を充実させるとともに、本市では市民や事業者へ向けたごみ削減等への情報発信に努めます。

環境目標	③ 廃棄物を減量する
	④ 廃棄物の適正処理を進める
	⑤ リサイクルを推進する

③ 自然環境・快適環境 人と自然が共存し、伝統が息づくまちづくり

本市には豊かな自然や良好な景観、歴史的文化遺産が数多く残されています。これらを望ましい姿で維持し、次世代へ受け継いでいくことが我々の責務であり、同時にやすらぎと潤いにあふれたまちづくりの実現に繋がります。

市民、事業者の協力を得ながら環境に配慮した都市基盤づくりを進め、今ある環境を維持するとともに、人と自然等がふれあえる美しいまちづくりに努めます。

環境目標	⑥ 良好な生態系を維持する
	⑦ 森林やまちの緑、農地を保全する
	⑧ 自然とのふれあいを確保する
	⑨ 住みやすく安全なまちをつくる
	⑩ 歴史的・文化的環境を守りふれあう
	⑪ 美しいまちをつくる

④ 生活環境 公害の少ない安全で健康的なまちづくり

本市における河川等の環境は改善傾向にあります。依然として生活環境に関わるさまざまな問題も発生しています。これらの解決には、市民や事業者における環境への配慮により、環境への負荷を軽減することが必要です。

本市は環境改善を目的とした取組を継続するとともに、各主体間で環境情報の共有化を図ることにより、安全で健康的な生活環境の確保へ向けた積極的な取組を市全域で進めます。

環境目標	⑫ 水をきれいにする
	⑬ 空気をきれいにする
	⑭ 有害化学物質などの汚染を防ぐ
	⑮ 騒音、振動を防ぐ
	⑯ 土壌や地下水を保全する
	⑰ 悪臭を防ぐ

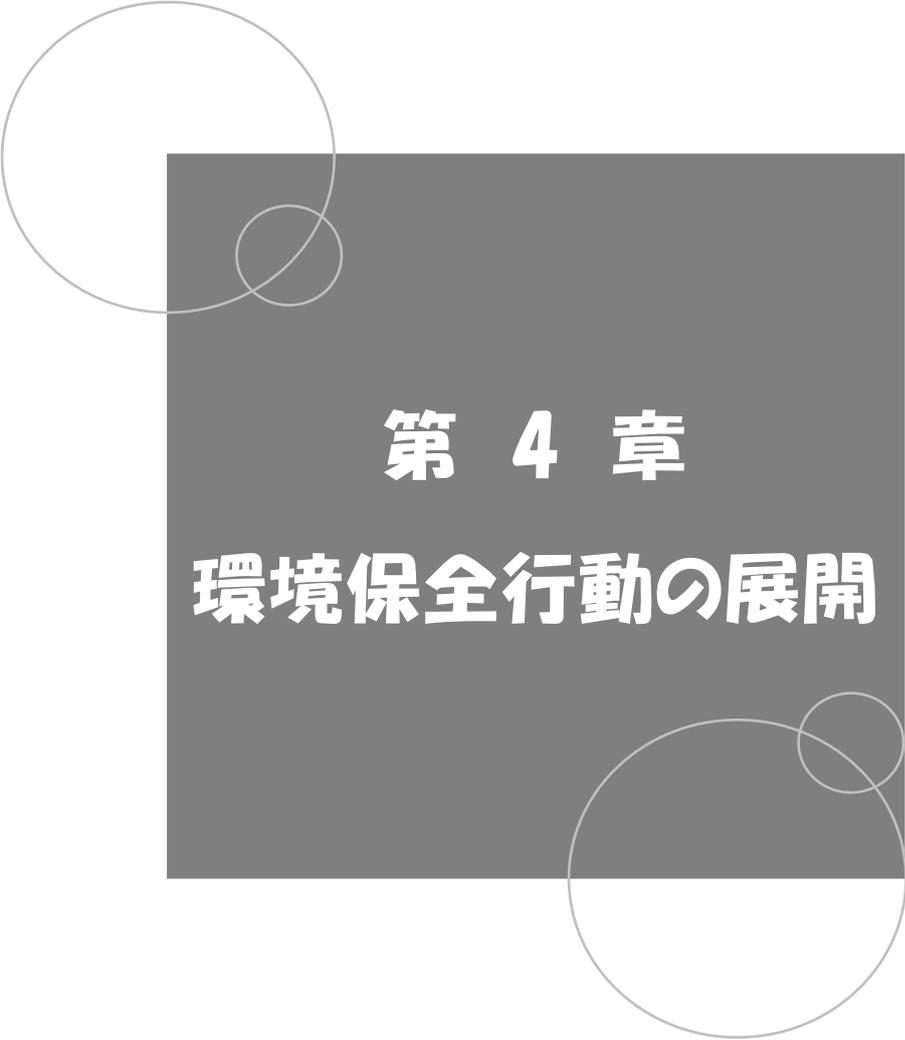
⑤ 市民・事業者との協働 環境について学び、環境づくりに

取り組むまちづくり

適切な環境づくりを効率的に進めるには、より多くの人々が環境に関心を持ち、協力をしながら取り組むことが不可欠です。

本市では市民が環境への関心を深め、市内の環境について学ぶプログラムの充実を図っており、今後もこの取組の継続に努めます。また、市民・事業者が環境づくりに参加しやすい場や機会の創出を進めるとともに、埼玉県や早稲田大学等との広域的な連携により、活発な環境活動を推進します。

環境目標	⑱ 環境教育・環境学習※を進める
	⑲ 環境に関する情報を充実する
	⑳ 多彩で活発な環境活動を進める
	㉑ 広域的な連携を推進する

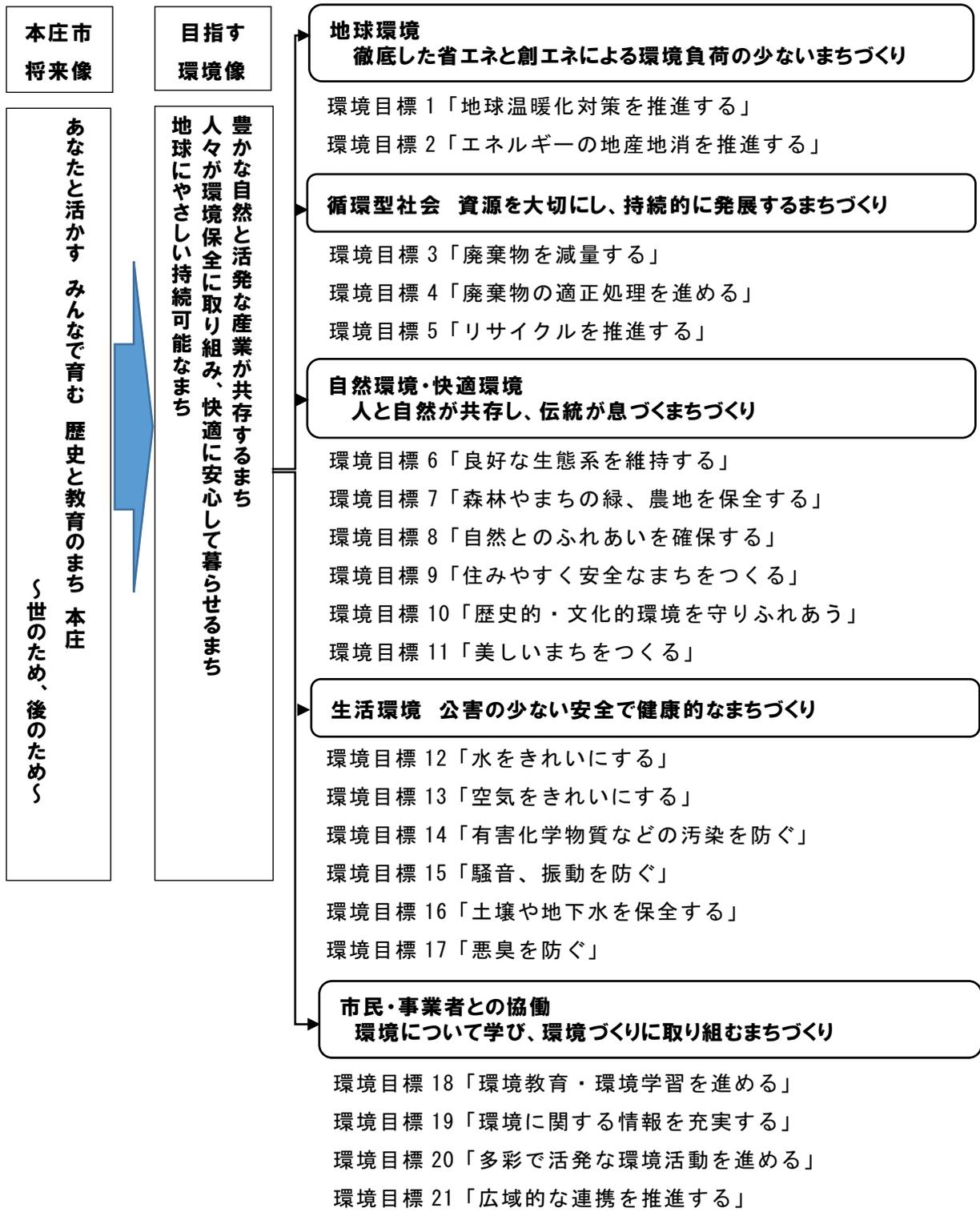


第 4 章

環境保全行動の展開

目指す環境像を実現するため、基本方針毎に次のような施策の体系に沿って環境の保全と創造を推進します。

- 1 地球環境
環境目標 1～2
- 2 循環型社会
環境目標 3～5
- 3 自然環境・快適環境
環境目標 6～11
- 4 生活環境
環境目標 12～17
- 5 市民・事業者との協働
環境目標 18～21



地球環境

環境目標 1	地球温暖化対策を推進する	○地球温暖化対策の推進
環境目標 2	エネルギーの地産地消を推進する	○エネルギー使用量の削減 ○再生可能エネルギーの活用

循環型社会

環境目標 3	廃棄物を減量する	○ごみの排出抑制
環境目標 4	廃棄物の適正処理を進める	○ごみの適正処理
環境目標 5	リサイクルを推進する	○リサイクルの推進

自然環境・快適環境

環境目標 6	良好な生態系を維持する	○生き物の生息、生育環境の保全と創出 ○希少動植物の保護、外来種への対策
環境目標 7	森林やまちの緑、農地を保全する	○森林の保全 ○森林の多目的利用 ○水辺の保全 ○農地の保全 ○公有地内の緑化 ○民有地内の緑化 ○樹林地、巨木等の保全
環境目標 8	自然とのふれあいを確保する	○動植物とふれあう場の保全と創出 ○緑、土、水辺とふれあう場の保全と創出
環境目標 9	住みやすく安全なまちをつくる	○人にやさしい安全な道づくり ○交通安全対策の推進 ○市街地の整備 ○災害に強い環境づくり、災害時における公害対策、治山・砂防対策
環境目標 10	歴史的・文化的環境を守りふれあう	○歴史的文化財の保全 ○歴史的・文化的環境とのふれあい創出
環境目標 11	美しいまちをつくる	○美しい景観の保全と創出 ○不法投棄・ポイ捨ての防止

生活環境

環境目標 12	水をきれいにする	○生活排水対策 ○事業活動に伴う排水対策 ○監視・調査の継続実施 ○下水道整備の推進
環境目標 13	空気をきれいにする	○大気汚染防止対策 ○事業活動に伴う排ガス対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 14	有害化学物質などの汚染を防ぐ	○有害化学物質の排出防止対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 15	騒音、振動を防ぐ	○自動車の騒音・振動対策 ○事業活動に伴う騒音・振動対策 ○近隣騒音 ○監視・調査の継続実施
環境目標 16	土壌や地下水を保全する	○土壌汚染対策 ○地下水保全対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 17	悪臭を防ぐ	○悪臭防止対策

市民・事業者との協働

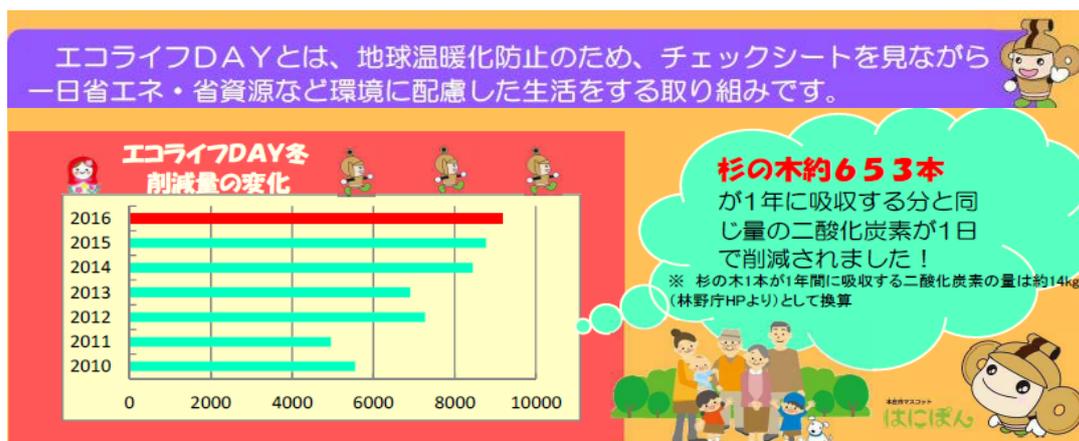
環境目標 18	環境教育・環境学習を進める	○地域の環境学習の推進 ○小中学校における環境教育の推進
環境目標 19	環境に関する情報を充実する	○環境情報システムの整備、環境情報の提供
環境目標 20	多彩で活発な環境活動を進める	○地域における環境保全活動の推進 ○環境保全活動を通じた交流・協力の推進
環境目標 21	広域的な連携を促進する	○広域的な連携の促進

1. 地球環境

環境目標 1 地球温暖化対策を推進する

■地球温暖化対策の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素*の吸収源となる緑の保全と創出に努めます。 ○本庄市地球温暖化実行計画及び本庄市環境マネジメントシステム*により、庁内に低公害車*を導入する等、温室効果ガス*排出量の削減を行い、地球温暖化対策に取り組みます。 	全職員
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関（バス・電車）の利用を呼びかけます。 ○電気・ガス・上水・ガソリン等の使用削減に努め、呼びかけます。 ○エコライフ DAY の普及により、環境に配慮した生活の啓発に努めます。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○森林等の緑について、二酸化炭素*の吸収源として適切な施業が行われるよう、管理団体等を支援します。 	農政課
	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車の普及促進を目的として、公共施設等の新設時には急速充電器の導入を検討します。 	関係各課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素*や自動車排ガスの削減のため、低公害車*の購入に努めます。 ○日常生活の中で出来る環境にやさしい行動の実践に努めます。 ○外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。 ○電気・ガス・上水等の節約を心がけます。 ○エコライフ DAY に参加し、環境に配慮した生活について考えます。 ○太陽光発電など再生可能エネルギー*の利用に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○二酸化炭素*や自動車排ガスの削減のため、低公害車*の購入に努めます。 ○事業活動の中で出来る環境にやさしい行動の実践に努めます。 ○電気・ガス・上水等の節約を心がけます。 ○エコライフ DAY に参加し、環境に配慮した事業活動について考えます。 	



環境目標 2 エネルギーの地産地消を推進する

■エネルギー使用量の削減

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○省資源・省エネルギーに関する取組を啓発します。 ○エネルギーや資源の省力化による使用量削減に努め、呼びかけます。 ○市民等へエネルギー使用量の削減に関する取組(緑のカーテン等)を推進します。 ○市民等へ省エネルギー製品*の購入を推進するとともに、エネルギー使用量削減に関する情報の発信を行います。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の断熱化の推進等、エネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。 	建築開発課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー製品*を購入するよう努めます。 ○住宅の断熱化を進めます。 ○本市のホームページ等から省エネルギーに関する情報を収集し、取組に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー施設整備に協力します。 ○省エネルギー製品*の研究開発に努めます。 ○事務所等の断熱化を進めます。 ○必要に応じて省エネ診断等を利用し、診断に基づく設備等の適正な省エネに努めます。 	

■再生可能エネルギーの活用

主体	取組内容	
市	○再生可能エネルギー*の活用を促進します。	環境推進課
市民	○再生可能エネルギー*の活用について積極的に検討します。	
事業者	○再生可能エネルギー*の活用について積極的に検討します。	



平成 28 年度本庄市緑のカーテンコンテスト優秀賞

2. 循環型社会

環境目標 3 廃棄物を減量する

■ごみの排出抑制

主体	取組内容	
市	○エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみの減量につながる活動を推奨します。	環境推進課
	○ごみの発生抑制の対策を進めます。	
	○ごみの適切な排出方法について普及啓発に努めます。	
	○生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に関する情報を積極的に発信します。	
	○事業者に対してごみの排出抑制に関する指導を行います。	
市	○農業用廃プラスチック等のリサイクル*による環境保全型農業*を支援します。	農政課 環境産業課
	○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。	財政課
	○公共施設・公共工事から排出されるごみの削減に努めます。	関係各課
	○公共施設から出る紙類の削減を図るとともに再生紙の利用や再資源化を進めます。	全職員
市民	○エコクッキングやマイバッグの利用により、ごみの減量に取り組みます。 ○生ごみ水切り運動等を通して、生ごみの減量化に努めます。 ○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。 ○ごみの削減やリサイクル*について、自治会やボランティア団体に協力します。	
事業者	○ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組みます。 ○事業に必要な原材料等は、再生資源等、環境に配慮した製品を使用します。 ○プラスチックのリサイクル*を行います。 ○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。	



環境目標 4 廃棄物の適正処理を進める

■ごみの適正処理

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別ルールをわかりやすく掲示し、普及啓発に努めます。 ○児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、ごみ処理施設（児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター）の適正な管理に努めます。 ○ごみ収集所の設置及び管理に関し適切な指導を行います。 	環境推進課 環境産業課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみの分け方・出し方のルールを守ります。 ○ごみ収集所の適切な維持管理に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業ごみの出し方のルールを守ります。 ○産業廃棄物は処理業者に依頼して、適切に処理します。 	

●拠点回収

- ・市役所や公民館などで資源ごみの拠点回収を行っています。
- ・各施設の開庁（館）時間内に排出してください。

回収場所	ペットボトル	飲料用缶	びん類・その他の缶	牛乳パック	廃食用油	乾電池
市役所	●	●	●	●	—	●
アスパアこだま	●	●	—	●	●	●
はにぼんプラザ	●	●	—	●	—	—
セルディ・本庄・本庄東・本庄西・本庄南・藤田・仁手・旭・北泉・共和公民館	●	●	●	●	●	●
児玉公民館別館	●	●	●	●	—	●

※注意事項

- ・蛍光灯は「有害ごみ」の日にお出しく下さい。
- ・牛乳パックは洗って開き、よく乾かしてからお出しく下さい。
- ・廃食用油は植物油のみ回収対象となります。

●家電・小型家電のリサイクル

- ・家庭用機器等、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法により定められた製品はリサイクル*にご協力ください。
- ・詳しくは市のホームページに掲載される各機器のページをご覧ください。
各機器のページ「特定家庭用機器（家電リサイクル法対象品目）の処分について」
「使用済小型電子機器（小型家電）のリサイクル」

・家電リサイクル法対象品目

特定家庭用機器：テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目

・小型家電リサイクル法対象品目

使用済小型電子機器：携帯電話、パソコン、デジタルカメラなど、28 分類の小型家電

環境目標 5 リサイクルを推進する

■リサイクルの推進

主体	取組内容	
市	○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集事業を継続して 行い、再資源化を推進します。 ○集団資源回収等のリサイクル※活動へ支援を行います。 ○資源回収場所等、リサイクル※活動に関する普及啓発を行いま す。 ○資源回収の回数や場所等、必要に応じて、市民の実状に合わせ た回収方法の見直しを検討します。	環境推進課
	○リサイクル※、グリーン購入※に努めます。	全職員
市民	○不用品等のリサイクル※に努めます。 ○リサイクル※等を徹底し、資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。 ○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。 ○集団資源回収等へのリサイクル※活動へ参加します。 ○資源化に関する情報等を積極的に利用します。	
事業者	○不用品等のリサイクル※に努めます。 ○缶・びん・ペットボトル等のリサイクル※が可能なものの再資源化に努めます。 ○資源化に関する情報等を積極的に利用します。	

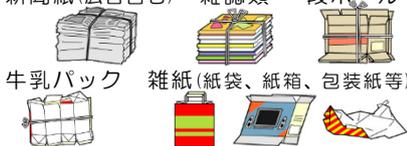
●集団資源回収

- ・PTA や子ども会などの集団資源回収にご協力ください。
- ・回収品目は実施している団体により異なりますのでご注意ください。
- ・年間予定表は「広報ほんじょう 5 月号」等をご確認ください。

*以下の場所では、毎月 1 回収しています。

*回収予定日は、毎月の広報ほんじょう ECO ガイドに掲載されています。

本庄地域：	本庄南公民館	第 2 土曜日	(午前 9～11 時まで)	紙類,布類,金属類
	本庄市役所	第 3 日曜日	(午前 9～11 時まで) (午後 1～3 時まで)	紙類,金属類
児玉地域：	アスピアこだま	第 1 日曜日	(午前 9～11 時まで)	紙類,金属類

	紙類	布類	金属類
主な品目	新聞紙(広告含む) 雑誌類 段ボール  牛乳パック 雑紙(紙袋、紙箱、包装紙等)	衣類 	飲料用缶 (アルミ製・スチール製) 
回収でき ないもの	感熱紙、油紙、カーボン紙、 写真、圧着はがき等	タオル、シーツ、 毛布等	飲料用缶以外の 金属製品

3. 自然環境・快適環境

環境目標 6 良好な生態系を維持する

■生き物の生息、生育環境の保全と創出

主体	取組内容	
市	○公共施設等の整備に関する計画策定や事業実施にあたっては、環境影響評価*や市民等の意見を聴きながら自然環境への配慮に努めます。	関係各課
	○動植物の住みやすい森林・池・緑地、河川等の環境の保全・創出に努めます。	環境推進課 都市計画課 農政課 環境産業課
市民	○家の庭等に木・草花を植栽し、野鳥等の生息場所の確保に努めます。 ○身近な公園、緑地、水辺等の自然の豊かな場所の保全に協力します。	
事業者	○工事は生態系*に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には環境の復元に努めます。 ○事業所内の緑地や周辺の農地、水辺の環境保全に努めます。	

■希少動植物の保護、外来種への対策

主体	取組内容	
市	○希少動植物が生息、生育できる環境の保全・創出に努めます。 ○市民における外来生物の飼育、栽培等について、適切な管理の普及啓発に努めます。 ○希少動植物及び外来生物の生息域及び被害状況等の情報収集に努め、必要に応じて対策を行います。	環境推進課
市民	○希少動植物の保護に協力します。 ○生物保護に関する情報提供を行います。 ○野生生物種の減少の問題に関する知識を深めます。	
事業者	○開発にあたっては、野生の動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。 ○野生生物種の減少の問題に関する知識を深めます。	

環境目標 7 森林やまちの中の緑、農地を保全する

■森林の保全

主体	取組内容	
市	○森林整備計画に則した適正な森林の保全と活用を図ります。 ○林業の活性化のため、担い手育成の支援を検討します。	農政課
市民	○森林の維持・管理活動に参加します。 ○林業の担い手の育成に協力します。	
事業者	○森林の維持・管理活動に参加します。 ○林業の担い手の育成に協力します。	

■森林の多目的利用

主体	取組内容	
市	○地域産木材の利用促進に努めます。	農政課
	○自然観察会や森林に関する環境学習を実施し、林業や森林に関して理解を深める取組の実施に努めます。	環境推進課
市民	○森林と共生林の整備に協力します。 ○地元の木材などの積極的な活用に努めます。 ○自然観察会等の体験イベントに参加し、林業や森林に対する理解を深めます。 ○緑の少年団の活動に参加します。	
事業者	○複層林の造成や維持管理等、多様な森林施業の取組を実施します。 ○地元の木材の有効な利用方法を検討します。 ○間伐材の有効な利用方法を検討します。 ○自然観察会等の体験イベントに参加・協力します。 ○緑の少年団の活動を支援します。	

■水辺の保全

主体	取組内容	
市	○貴重な自然環境と自然景観を有する河川の保全に努めます。	環境推進課
市民	○水辺の保全のため、ごみの持ち帰りを心がけます。 ○水辺の清掃活動へ積極的に参加します。	
事業者	○工事によって改変される水辺空間は、工事完了後には復元に努めます。 ○水辺の清掃活動へ積極的に参加します。	

■農地の保全

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者の確保・育成を推進します。 ○契約栽培等、生産者と消費者を直接結ぶ施策を推進します。 ○学校給食に安全な地元の農産物の供給を推進します。 ○環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。 ○農道、用排水路整備事業等、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。 	農政課 環境産業課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の良さ等を伝え、農業後継者の育成に協力します。 ○農産物直売所を積極的に利用します。 ○地元の農産物を積極的に購入します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者の育成に努めます。 ○地元の農作物や有機栽培等の売場を増やします。 ○学校給食への安全な地元の農作物使用に協力します。 ○減農薬栽培や有機栽培等の環境保全型農業※に積極的に取り組みます。 ○農道、用排水路整備事業等、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。 	

■公有地内の緑化

主体	取組内容	
市	○道路沿道の緑化等、街路樹の適切な維持管理に努めます。	道路整備課
	○学校や公園等、公共施設内の緑化に努め、適切な維持管理に努めます。	関係各課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○道路沿線の緑化等、街路樹の整備や維持管理に協力します。 ○公共施設の緑地の整備や維持管理に協力します。 ○ポケットパーク等の維持管理に協力します。 	
事業者	○道路沿線の緑化等、街路樹の整備や維持管理に協力します。	

■民有地内の緑化

主体	取組内容	
市	○地区計画、建築協定内及び緑地協定を活用して、民有地における緑化の誘導を図ります。	都市計画課 建築開発課
	○広報及びホームページを活用して、市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。	都市計画課
	○開発等における緑化の指導を継続して行います。	建築開発課
市民	○生垣等による緑化に努めます。 ○苗木の植樹等による緑化推進に協力します。	
事業者	○工場敷地内の緑化に努めます。 ○開発等においては緑化を図ります。	

■樹林地、巨木等の保全

主体	取組内容	
市	○段丘斜面林は市街地に残された貴重な自然空間として、保全に努めます。 ○「ほんじょう緑の基金」を引き続き活用し、樹木・樹林の保全に努めます。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動の機会の創出に努めます。	都市計画課
	○屋敷林※・社寺林※の保全を検討します。	関係各課
	○巨木等の貴重な天然記念物を保護します。	文化財保護課
市民	○緑の基金に協力します。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動に参加します。 ○屋敷林※・社寺林※を適正管理し、次の世代に引き継ぎます。	
事業者	○樹林地※の減少につながる開発を控えます。 ○緑の基金に協力します。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動に参加します。 ○屋敷林※・社寺林※を適正管理し、次の世代に引き継ぎます。	

環境目標 8 自然とのふれあいを確保する

■動植物とふれあう場の保全と創出

主体	取組内容	
市	○小学校において、動植物とふれあう機会の創出を図ります。	学校教育課 環境推進課
	○生き物に関する知識や意識を高めるため、市民参加による自然観察会や自然環境調査を開催します。	生涯学習課
市民	○自然観察会や自然環境調査に参加します。	
事業者	○自然観察会や自然環境調査の開催に協力します。	

■緑、土、水辺とふれあう場の保全と創出

主体	取組内容	
市	○市民参加による水辺環境の清掃活動を支援します。 ○水に親しめる公園を利用する等、各種行事における水辺とふれあう機会を設けます。	環境推進課
	○市民の農業への理解と関心を深めるよう、遊休農地 [*] を有効に利用した観光農園・市民農園 [*] の利用を支援します。 ○消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会等を開催・支援します。 ○農業等の体験学習の実施を支援します。	農政課 環境産業課
市民	○緑化にあたっては、なるべく地域の生態系 [*] に適した郷土種 [*] を選びます。 ○市民による水辺環境の清掃活動に参加します。 ○観光農園・市民農園 [*] を積極的に利用します。 ○農業イベントや交流会に参加します。 ○農業等の体験学習に参加します。	
事業者	○緑化にあたっては、なるべく地域の生態系 [*] に適した郷土種 [*] を選びます。 ○市民による水辺環境の清掃活動に参加します。 ○観光農園・市民農園 [*] の運営に協力します。 ○市民とふれあえる機会をもつために、農業イベントや交流会を開催します。 ○農業等の体験学習の実施に協力します。	

環境目標 9 住みやすく安全なまちをつくる

■人にやさしい安全な道づくり

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、不法占有物[*]の撤去等、安全な道路の整備に努めます。 ○高齢者・障害者に配慮した歩きやすい歩道、段差の解消等バリアフリー化に努めます。 ○幹線道路の歩道整備の促進により、歩行者が安全に通行できる道路の整備に努めます。 	道路整備課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、道路面の適正な維持管理に協力します。 ○車いすや高齢者への対策を取り入れた歩道整備等、バリアフリー化に協力します。 ○道路、歩道を不法に占有しないよう注意します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、道路面の適正な維持管理に協力します。 ○公共公益性の高い施設については、バリアフリー化に努めます。 ○道路、歩道を不法に占有しないよう注意します。 	

■交通安全対策の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○カーブミラーや道路照明灯等の安全設備を充実するとともに、快適で交通事故のないまちづくりを目指します。 ○チラシやポスター、講習会等により、自動車ドライバーの運転マナー・モラルの向上を目指します。 	危機管理課
	○駅前等における放置自転車対策を推進します。	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○交通のルールを守り、交通安全に努めます。 ○自転車駐輪場を利用します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○案内標識や道路照明灯等の交通安全設備の整備に協力します。 ○交通のルールを守り、交通安全に努めます。 	

■市街地の整備

主体	取組内容	
市	○環境に配慮した本庄早稲田の杜地区の整備や、市街地の活性化の推進を図ります。	都市計画課
市民	○本庄早稲田の杜地区の整備や市街地の活性化に協力します。	
事業者	○本庄早稲田の杜地区の整備や市街地の活性化に協力します。	

■災害に強い環境づくり、災害時における公害対策、治山・砂防対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林地※、水辺、公園等を適正に確保し、延焼防止対策を進めます。 ○水害対策や治水事業を進めます。 ○公共施設や災害時の避難施設を中心として、再生可能エネルギー※設備の導入を推進します。 ○市民・事業者における再生可能エネルギー※の導入を支援します。 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ○段丘斜面林を保全することにより、土砂災害等の安全性の確保に努めます。 	都市計画課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼防止対策に協力します。 ○水害対策や治水事業に協力します。 ○段丘斜面林を保全することにより、土砂災害等の安全性の確保に協力します。 ○災害時に備えた再生可能エネルギー※の導入を積極的に検討します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼防止対策に協力します。 ○水害対策や治水事業に協力します。 ○災害時に備えた再生可能エネルギー※の導入を積極的に検討します。 	

環境目標 10 歴史的・文化的環境を守りふれあう

■歴史的・文化財の保全

主体	取組内容	
市	○歴史的・文化遺産等を保全するための助成に努めます。 ○史跡及び埋蔵文化財等の数多くの歴史的・文化財を保全するとともに調査研究します。	文化財保護課
市民	○歴史的・文化遺産への理解を深め、その保全に協力します。 ○文化財の調査研究に協力します。	
事業者	○歴史的・文化遺産への理解を深め、その保全に協力します。 ○文化財の調査研究に協力します。	

■歴史的・文化的環境とのふれあい創出

主体	取組内容	
市	○文化財の普及啓発を図るとともに、郷土の文化を紹介する施設の整備を行います。 ○郷土の文化や優れた芸術に接する機会の拡充を図るとともに、郷土文化や伝統芸能活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。	文化財保護課
市民	○郷土の文化や優れた芸術の保全に努め、後継者の育成に協力します。 ○郷土の文化や歴史の学習活動に参加します。	
事業者	○郷土の文化や優れた芸術の保全に努め、後継者の育成に協力します。 ○郷土の文化や歴史の学習活動に参加します。	

環境目標 11 美しいまちをつくる

■美しい景観の保全と創出

主体	取組内容	
市	○電線類の地中化や街路樹・植樹帯の整備等、地域景観に配慮した道路等の基盤整備に努めます。	道路整備課 都市計画課 道路管理課
	○中高層建物の建築について、日影・電波障害等により生活環境を阻害しないよう事業者への指導を行います。	建築開発課
	○良好な景観の形成のため、屋外広告物を規制します。	
	○景観上問題となる立て看板等を撤去します。	道路管理課
	○景観美化にもなる緑肥兼景観植物の植栽を推進します。	農政課 環境産業課
市民	○地区単位における街路樹、道路整備等の景観づくりに協力します。 ○建物の建設に際しては、周辺景観に配慮します。 ○緑肥兼景観植物の植栽に協力します。	
事業者	○電線類の地中化や街路樹・植樹帯の整備等、地域景観に配慮した道路等の基盤整備に協力します。 ○建物の建設に際しては、周辺景観に配慮します。 ○中高層建物の建築について、日影・電波障害等により生活環境を阻害しないようにします。 ○緑肥兼景観植物の植栽に協力します。	

■不法投棄・ポイ捨ての防止

主体	取組内容	
市	○不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを推進します。 ○不法投棄・ポイ捨てを防止するための意識啓発を図ります。 ○犬等の糞対策のため、啓発用看板の設置等により飼い主に呼びかけます。	環境推進課 環境産業課
	○雑草等の繁茂した空き地・空き家の適正な管理を指導します。	環境推進課 環境産業課 都市計画課
市民	○不法投棄監視パトロールに協力します。 ○ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 ○犬等の糞は飼い主が処理するなど、ペットの飼育マナーを守ります。 ○所有地の適正な管理に努め、自宅周辺の清掃などに協力します。	
事業者	○不法投棄監視パトロールに協力します。 ○ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 ○所有地の適正な管理に努め、事業所周辺の清掃などに協力します。	

4. 生活環境

環境目標 12 水をきれいにする

■生活排水対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水質を保全するため、環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用する等、生活排水に関する普及啓発を進めます。 ○河川の水質改善のため、排水処理施設の整備・水洗化率の向上を推進し、水質の保全に努めます。 	環境推進課 下水道課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用します。 ○調理くずや油を下水道に流さないように努めます。 ○パンフレット等を利用し、水環境への理解を深め、家庭における生活排水対策に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所からの排水を適正に処理します。 ○飲食業では、調理くずや油を下水道へ流さないように努めます。 	

■事業活動に伴う排水対策

主体	取組内容	
市	○工場・事業場・建設作業等からの水質汚濁物質に対する排出規制と指導の強化を行います。	環境推進課
	○公共施設・建設作業等からの排水を適正に処理します。	関係各課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業場・建設作業等からの排水を適正に処理します。 ○新しい排水処理技術導入に努めます。 	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○河川水、地下水、工場排水等の定期監視を引き続き行い、国、埼玉県、周辺自治体と連携して水質汚濁の原因究明と防止対策を進めます。	環境推進課
市民	○河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。	
事業者	○河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。	

■生活排水処理施設の整備の推進

主体	取組内容	
市	○公共下水道、農業集落排水の整備に努めるとともに、各施設の接続率（水洗化率）の向上に努めます。	下水道課
	○単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽*への転換を推進し、支援します。	環境推進課
市民	○公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道に速やかに接続し、対象区域外では合併処理浄化槽*を設置し、維持管理の適正化に努めます。	
事業者	○公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道に速やかに接続し、対象区域外では合併処理浄化槽*を設置し、維持管理の適正化に努めます。	

環境目標 13 空気をきれいにする

■大気汚染防止対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステム*に基づく公共交通機関（デマンドバス等）の利用促進等により、大気汚染の防止に努めます。 ○アイドリングストップ*等、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。 ○新たな大気汚染問題が発生した際には、適切な対応を図ります。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化に努めます。 	道路整備課 都市計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車に低公害車*を導入するとともに、市民及び事業者への意識啓発を促進し、排出ガスの抑制を図ります。 	財政課 環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用は控えます。 ○急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップ*を心がけます。 ○低公害車*を購入するように努めます。 ○粒子状物質排出量の少ないディーゼル車や非ディーゼル車への買い替えに努めます。 ○大気を浄化するため、庭やベランダ等の緑化に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップ*を心がけます。 ○積極的に低公害車*を導入します。 ○粒子状物質排出量の少ないディーゼル車や非ディーゼル車への買い替えに努めます。 ○粒子状物質減少装置を装着します。 ○大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 	

■事業活動に伴う排ガス対策

主体	取組内容	
市	○工場・事業場・建設作業等からの排ガスに対する啓発と指導を行い、適切に処理し、低減します。	関係各課
市民	—	
事業者	○排ガス対策建設機械等を使用するなど、工場・事業場等からの排ガスを適正に処理し、低減します。	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○ばい煙 [*] や自動車からの大気汚染の状況を引き続き調査し、監視・指導に努めます。	環境推進課
市民	○ばい煙 [*] 、道路沿線等の大気汚染状況の調査に協力します。	
事業者	○自ら排出する大気汚染物質の測定結果の公表に努めます。	

環境目標 14 有害化学物質などの汚染を防ぐ

■有害化学物質の排出防止対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB[*]、水銀や鉛等の有害化学物質[*]の使用抑制と適正処理を指導します。 ○ダイオキシン類[*]の発生抑制に関する指導に努めます。 ○焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却[*]防止のための指導をします。 	環境推進課 環境産業課
	○公共施設での有害化学物質 [*] の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努め、緊急事態の際のルールを作ります。	関係各課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB[*]、水銀や鉛等の有害化学物質[*]の適正処理に努めます。 ○適正な焼却炉を使用しない野外焼却[*]の防止に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB[*]、水銀や鉛等の有害化学物質[*]を適正処理します。 ○工場・事業場における有害化学物質[*]の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努めます。 ○事業所でのごみ焼却量の削減に努めます。 	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却[*]の規制と監視体制の強化を図ります。 ○ダイオキシン類[*]の測定検査を行い、実態の把握に努めます。 	環境推進課 環境産業課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉の使用及び野外焼却[*]の規制を守ります。 ○ダイオキシン類[*]の測定調査に協力します。 	

環境目標 15 騒音・振動を防ぐ

■自動車の騒音・振動対策

主体	取組内容	
市	○道路の適正な維持・管理に努めます。	道路整備課
	○市民・事業者へマイカーの利用を控え、自転車や公共交通機関を利用するよう呼びかけ、交通量の抑制を図ります。	環境推進課
市民	○車両の適正管理に努めます。 ○マイカーの利用を控えます。	
事業者	○車両の適正管理に努めます。 ○街路樹の整備、緩衝帯の設置に協力します。 ○マイカー通勤を控えます。	

■事業活動に伴う騒音・振動対策

主体	取組内容	
市	○工場・事業場・建設作業における騒音・振動防止、商業施設や飲食店等の深夜営業、または拡声器の使用による騒音防止のための指導の強化を図ります。 ○鉄道騒音については関係機関へ適切な騒音対策を要請します。	環境推進課
	○公共工事において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音設備の設置、低騒音型機械の使用等を行います。 ○公共施設からの騒音・振動防止に努めます。	関係各課
市民	—	
事業者	○工場・事業場・建設作業における騒音・振動防止、飲食店等の深夜営業または拡声器の使用による騒音防止に努めます。 ○工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音設備の設置、低騒音型機械の使用に努めます。	

■近隣騒音

主体	取組内容	
市	○生活騒音について知識やモラルの普及啓発に努めます。 ○ペットの鳴き声について、飼い主への適切な飼い方の普及啓発に努めるとともに、必要に応じて指導を行います。	環境推進課
市民	○楽器やカラオケ等の使用により、近隣に迷惑をかけないようにします。 ○犬、猫等を飼育する際は、飼い主として適切な飼育に努めます。	
事業者	—	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○自動車騒音・振動については、実態を把握するため、主な道路において継続的な調査を行います。 ○工場・事業場・建設作業の騒音・振動については、現場での監視・指導の強化に努めます。	環境推進課
市民	—	
事業者	○騒音・振動の立ち入り調査等に協力します。	

環境目標 16 土壌や地下水を保全する

■土壌汚染対策

主体	取組内容	
市	○廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。	環境推進課
	○工場・事業場・建設作業における土壌汚染防止のための指導を行います。	
	○環境保全型農業*の推進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。	農政課 環境産業課
市民	○廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。	
事業者	○廃棄物から流出した汚染物質や、排水の適正処理に努めます。 ○工場・事業場・建設作業からの土壌汚染防止に努めます。 ○農薬や化学肥料の使用を減らします。	

■地下水保全対策

主体	取組内容	
市	○雨水浸水施設（雨水浸透柵等）の普及を進め、地下水を保全します。	建築開発課
	○市内の湧水保全に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めるとともに、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。	環境推進課
市民	○宅地内の雨水の地下浸透に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めます。	
事業者	○事業所内の雨水の地下浸透に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めます。	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○土壌・地下水保全のための定期監視を行います。	環境推進課
市民	○土壌・地下水保全のための定期監視に協力します。	
事業者	○土壌・地下水保全のための定期監視に協力します。	

環境目標 17 悪臭を防ぐ

■悪臭防止対策

主体	取組内容	
市	○工場や事業所等から発生する悪臭について、現地調査を実施し、悪臭の発生軽減対策を指導するとともに悪臭防止について啓発を図ります。	環境推進課 農政課
	○公共施設及び使用する物質からの悪臭防止に努めます。	関係各課
市民	○悪臭防止のためにごみの分別を徹底します。 ○悪臭の発生等について本市へ情報提供を行います。	
事業者	○施設及び使用する物質からの悪臭防止に努めます。	

5. 市民・事業者との協働

環境目標 18 環境教育・環境学習を進める

■地域の環境学習の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業者、地域と連携した環境に関する学習の場の提供、充実に努めます。 ○環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に係る人材の育成を図ります。 ○自然観察会等の体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。 ○環境イベントへの参加を呼びかける等、地球環境問題を考える機会を創出します。 ○市民一人ひとりが環境モラルを守れるよう、普及啓発に努めます。 	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する学習の場に積極的に参加します。 ○環境保全に関連した施設の見学等に積極的に参加します。 ○環境ボランティア活動に参加します。 ○市民一人ひとりが環境モラルを守れるよう努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する学習の場の提供に積極的に協力します。 ○環境保全に関連した施設の見学等に協力します。 ○環境ボランティア活動に参加・協力します。 ○従業員一人ひとりが環境モラルを守れるよう努めます。 	

■小中学校における環境教育の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもエコクラブ[※]等の活動を支援します。 ○環境に関する絵画や作文等のコンクールへの参加を推進します。 ○学校職員への情報提供等、小中学校での環境に関する学習を支援します。 	学校教育課 環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○田植え等の体験学習を取り入れた環境教育を推進します。 	学校教育課 環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が環境問題に意識を持つように努めます。 ○学校ごとに環境教育目標を作成し、環境負荷の低減に努めます。 	学校教育課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもエコクラブ[※]等に参加・協力します。 ○自然とふれあう場の設置に参加・協力します。 ○農業等の体験学習に参加します。 ○家庭での環境に関する話し合いを行います。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもエコクラブ[※]等に協力します。 ○自然とふれあう場の設置に参加・協力します。 ○農業等の体験学習に協力します。 	

環境目標 19 環境に関する情報を充実する

■環境情報システムの整備、環境情報の提供

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや広報等により、地球環境の問題や本市の環境に関する情報など、幅広い環境情報の発信に努めます。 ○国や埼玉県と連携して、環境に関する情報の収集と提供を行います。 ○本計画の進行状況について「本庄市の環境」により報告を行います。 ○事業者に対して環境マネジメントシステム*の取得を呼びかけます。 ○ホームページ、広報やパネル展により、環境に関するイベント情報の提供や、活動情報の紹介を行います。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する書籍等を充実させ、環境コーナーの活用を図ります。 	図書館 環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校に環境情報を提供します。 	学校教育課 環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○環境コーナーを活用します。 ○「本庄市の環境」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○テレビ、本及び新聞等を通じて環境情報に目を向けます。 ○広報による環境に関するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○環境コーナーの設置に協力します。 ○「本庄市の環境」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○社内報に環境関連の記事を掲載します。 ○広報により環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。 ○環境マネジメントシステム*の取得を検討します。 ○環境に関する情報の公開に努めます。 	

環境目標 20 多彩で活発な環境活動を進める

■地域における環境保全活動の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援します。 ○環境イベント等への参加を呼びかけ、環境保全に関するリーダーを育成します。 ○環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。 ○元小山川の浄化活動や清掃活動を促進します。 ○事業者が行っている環境保全活動を支援します。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉清掃・河川浄化活動等、地域での環境保全活動を継続的に実施し、意識啓発を図ります。 	市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民による環境美化保全活動への積極的な参加を呼びかけます。 	環境推進課 市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○「有機 100 倍運動」等、環境保全型農業※を引き続き推進します。 	農政課 環境産業課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティア等による環境保全活動を支援します。 	都市計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域への規範となるよう「環境マネジメントシステム※」に基づいて、本市の事務・事業における環境配慮を進めます。 ○すべての行政活動において環境配慮に努めます。 	全職員
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動に積極的に参加します。 ○環境美化活動、地域ボランティア活動等に参加します。 ○自然観察会等の体験学習に積極的に参加します。 ○事業者による環境保全活動に関心を持ちます。 ○河川における清掃活動に参加します。 ○市民の環境美化保全活動に参加します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動に積極的に協力します。 ○環境美化活動、地域ボランティア活動等を支援します。 ○自然観察会等の体験学習に協力します。 ○有機栽培等、環境保全型農業※に積極的に取り組みます。 ○河川における清掃活動に協力します。 ○市民の環境美化保全活動へ協力し、参加の機会を提供します。 	

■環境保全活動を通じた交流・協力の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動に関する情報提供・情報交流に努め、環境保全に係る人材育成を進めます。 ○周辺自治体との連携による環境保全活動の広域的展開を検討します。 	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全について、行政や事業者とも相談し、連携・協力の下、取組を推進します。 ○周辺自治体の人たちと連携して、広域的に環境保全活動に取り組みます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な取組の推進を図るため、関係する業者や機関と連携・協力します。 ○周辺自治体の人たちと連携して、広域的に環境保全活動に取り組みます。 	

環境目標 21 広域的な連携を促進する

■広域的な連携の促進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、市民・事業者並びに埼玉県及び他自治体と協力し、環境に関する広域的な取組を行います。 ○国、埼玉県及び他自治体における環境施策の情報収集を積極的に行います。 ○国や埼玉県における環境についての取組へ積極的に参加します。 	関係各課
市民	○市の行う広域的な取組へ参加・協力を努めます。	
事業者	○市の行う広域的な取組へ参加・協力を努めます。	



第 5 章

重点施策

本章では、環境をより良くするうえで、重点的に取り組むべき内容を明らかにします。

なお、重点施策は市民意識調査の結果を踏まえ、本市において特に重要と考えられる項目を取り上げます。

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 森林の保全及び緑の保全
- 3 まちの美化に関する取組の推進
- 4 元小山川における水質改善の推進

1. 地球温暖化対策の推進

■背景

平成 27 年度（2015 年度）末に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）では、平成 32 年（2020 年）以降の国際枠組み「パリ協定」が採択され、発展途上国を含めたすべての国において、それぞれの排出量削減目標に向けた対策を行っていくことが義務づけられました。

日本では平成 28 年度（2016 年度）に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、新たな温室効果ガス※排出量の削減目標（平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減）の下、目標年度である 2030 年度に向けた取組が進められています。

以上の国内外の動向を踏まえ、地方自治体においても温室効果ガス※排出量の削減が急務であることから、本市においてもより一層の取組推進が求められます。

■これまでの取組状況

本市では「本庄市地球温暖化対策実行計画」を策定し、独自の「環境マネジメントシステム※」の運用により、事務事業における温室効果ガス※排出量の削減を行ってきました。

平成 27 年度（2015 年度）の公共施設から排出される二酸化炭素※排出量は、平成 18 年度（2006 年度）比で 9.2%減の 6,189t-CO₂/年でしたが、市域における温室効果ガス※排出量は近年増加傾向にあります。主に産業活動、各家庭におけるエネルギー消費に由来する排出量が増加していることから、家庭等における電気、ガスといったエネルギーの削減が求められます。

■施策の概要

1. 本庄市エコタウン基本計画における取組の成果を水平展開します。

家庭からの温室効果ガス※排出量の抑制に向け、本市はホームページや広報等を通して、本庄市エコタウン基本計画の取組成果を踏まえた情報提供等を行います。

また、国や本市の補助金についても併せて情報提供することで、円滑に省エネ活動に取り組めるよう支援します。

加えて、「エコライフ DAY」の推進、廃棄物の減量に関する意識啓発及び情報提供を行うことで、家庭における徹底した温室効果ガス※排出量の抑制を促進します。

2. 環境学習教材の開発・活用を検討します。

地球温暖化防止に向けた取組を実践していく上では、取り組む一人ひとりが地球温暖化を自分たちの問題としてとらえ、環境負荷の少ない行動へ主体的に取り組むための基盤づくりとなる環境教育・環境学習※が重要です。

そうした環境教育・環境学習※を促進するツールとして環境学習教材を開発し、小学生等を含む市民へ普及を図ることを検討します。なお、教材は地域に根差した内容とし、本市が行う地球温暖化防止の取組などを交えながら、市民における地球温暖化問題への理解促進、取組意欲の向上へつながる内容とします。

3. 本庄市地球温暖化対策実行計画における施策を着実に推進します。

本市は、市民及び事業者の模範となるべく、自らの事務事業において公共施設内の空調温度の調節、公共交通機関の利用、紙の使用量の削減等、環境に配慮した取組を率先して進めています。

また、さらなる温室効果ガス*排出量の削減を推進すべく「地球温暖化対策実行計画」を策定しており、明確な削減目標へ向けて、計画的な取組を進めるための体制づくり及び施策の進捗管理に努めます。

4. ごみの減量及び再資源化の取組を推進します。

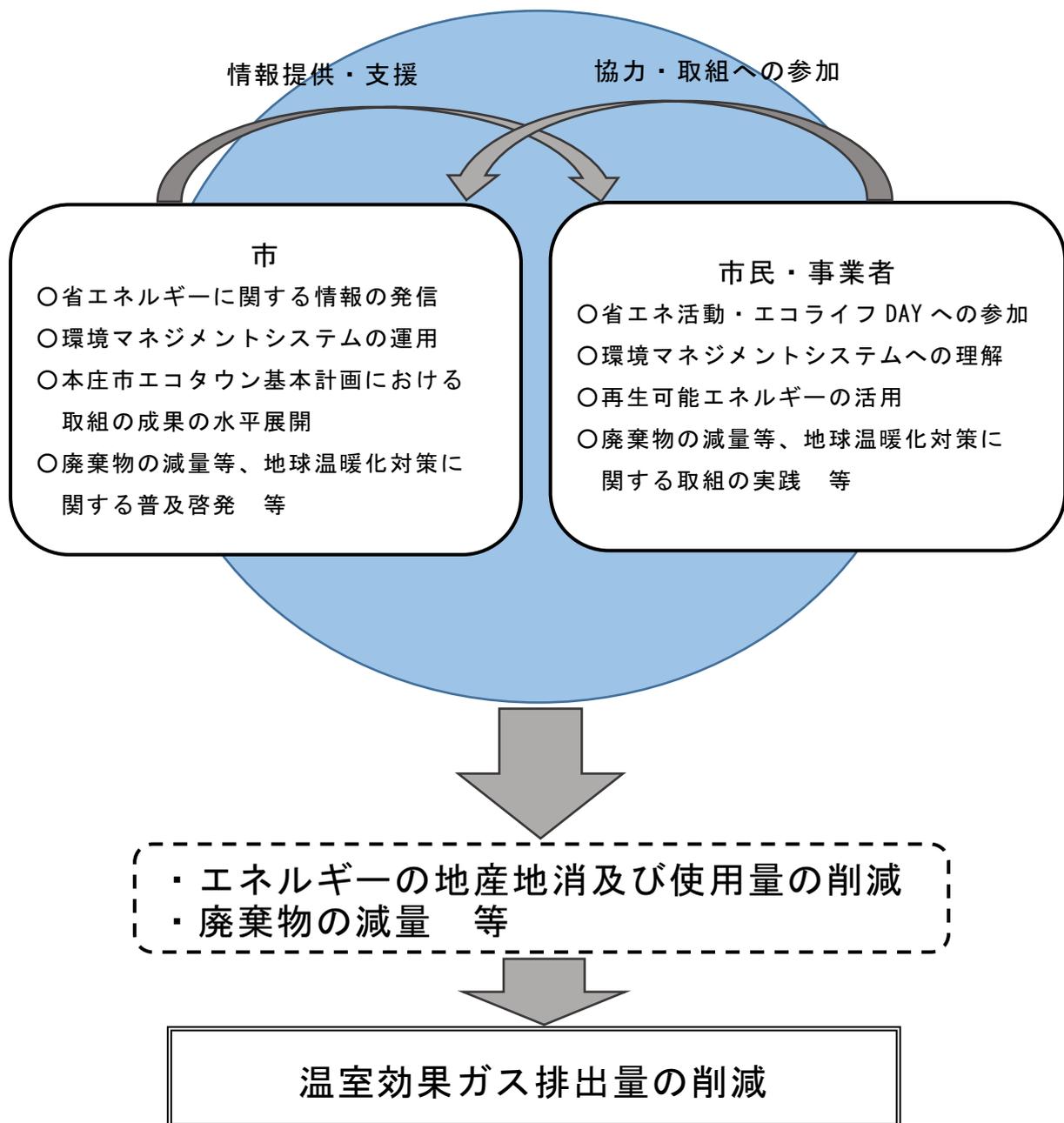
ごみの収集運搬やごみ焼却時の排ガス、埋立地から発生するガス等、ごみ処理工程では多くの温室効果ガスが排出されます。

そのため、「ごみの減量」や減量につながる「再資源化」が地球温暖化対策においては重要であり、本市では「生ごみ水切り運動」やマイバッグの利用によるごみの減量化等に努めています。今後も引き続き市民への意識啓発を行うほか、再資源化に取り組みやすい環境づくりや情報提供等を行います。

■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
市民(子ども)	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習教材などを利用して、理解の向上、行動の実践に努めます。			
市民(大人)	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習教材などを利用して、理解の向上、行動の実践に努めます。			
市民(大人)	省エネ・創エネ等について本市のホームページなどから情報収集を行い、エコライフ DAY への参加や廃棄物の減量等の実践に努めます。			
学校	本市が提供する環境学習教材などを活用した環境教育を進めます。			
事業者	地球温暖化問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、本市が提供する環境学習教材などを利用した職員への環境教育、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。			
市	地域に根差した地球温暖化防止に関する環境学習教材の開発・作成を検討し、各主体における環境学習への活用を目指します。			
市	本庄市エコタウン基本計画等を踏まえた情報提供を行い、市民や事業者が省エネ活動へ取り組めるよう支援します。			
市	「地球温暖化対策実行計画」における取組を推進し、着実な温室効果ガス*排出量の削減に努めます。			

■取組イメージ



2. 森林の保全及び緑の保全

■背景

<森林の保全>

森林は国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全などさまざまな機能を有し、特に地球温暖化防止においては温室効果ガス^{*}の吸収源として重要な役割を担っています。

しかし、今日では林業従事者の高齢化や減少に伴い、森林の手入れが行き届かなくなることによる機能の低下が全国的に危ぶまれており、総面積の約 3 分の 1 を森林が占める本市においても例外ではありません。

地球温暖化対策に資する森林を維持するために、森林の適切な維持管理を目的とした人材確保、森林機能を維持・向上する上で必要な活動への支援等、さまざまな視点からの取組が求められます。

<公園整備と緑の保全>

緑は、まちの良好な景観を形成するとともに、地球温暖化防止における温室効果ガス^{*}の吸収源として役割を担っています。

市民意識調査では「都市公園^{*}、市域の緑の整備」を求める要望が多く寄せられたことから、こうした市民のニーズや地球温暖化等の社会的課題に対応するため、市域の公園や緑について、市民参加による適切な維持管理が必要であると考えます。

■これまでの取組状況

<森林の保全>

児玉地域は森林組合が中心となって森林の維持管理や林業基盤整備を行っています。

今後は、森林における適正な維持管理のため、市民参加型の森づくりも視野に入れ、市民ボランティアによるハイキングコースの整備や森林の活用等により、さまざまな森林機能を維持・向上させていく必要があります。

また、森林の適正管理とともに、森林に関する情報提供や森林を活用した環境学習、イベント等を通じ、林業の活性化を図る担い手の育成支援に努めます。

<公園整備と緑の保全>

都市公園^{*}等において、緑豊かで自然に親しみやすい環境を確保するため、植栽・芝生化等を行い、緑の適切な管理に努めています。

今後は、公園の整備や維持管理において、市民の目線に立った利用しやすい公園づくりを進めるとともに、樹木や花を活用し、市民との協働による緑の保全と緑化の推進に努めます。

■施策の概要

1. 森林組合を支援し、林業の担い手育成に協力します。

本市の森林に関する情報提供や森林・間伐材等を活用した環境学習、イベント等を通じ、幅広い世代の市民へ森林とのふれあいの機会を提供します。

また、本市は学校を多く有することから、高校生等へ向けた林業体験イベントを支援し、林業の担い手育成に努めます。

2. 市域の緑化や緑の維持管理を推進するため、市民ボランティアの人材育成及び支援を行います。

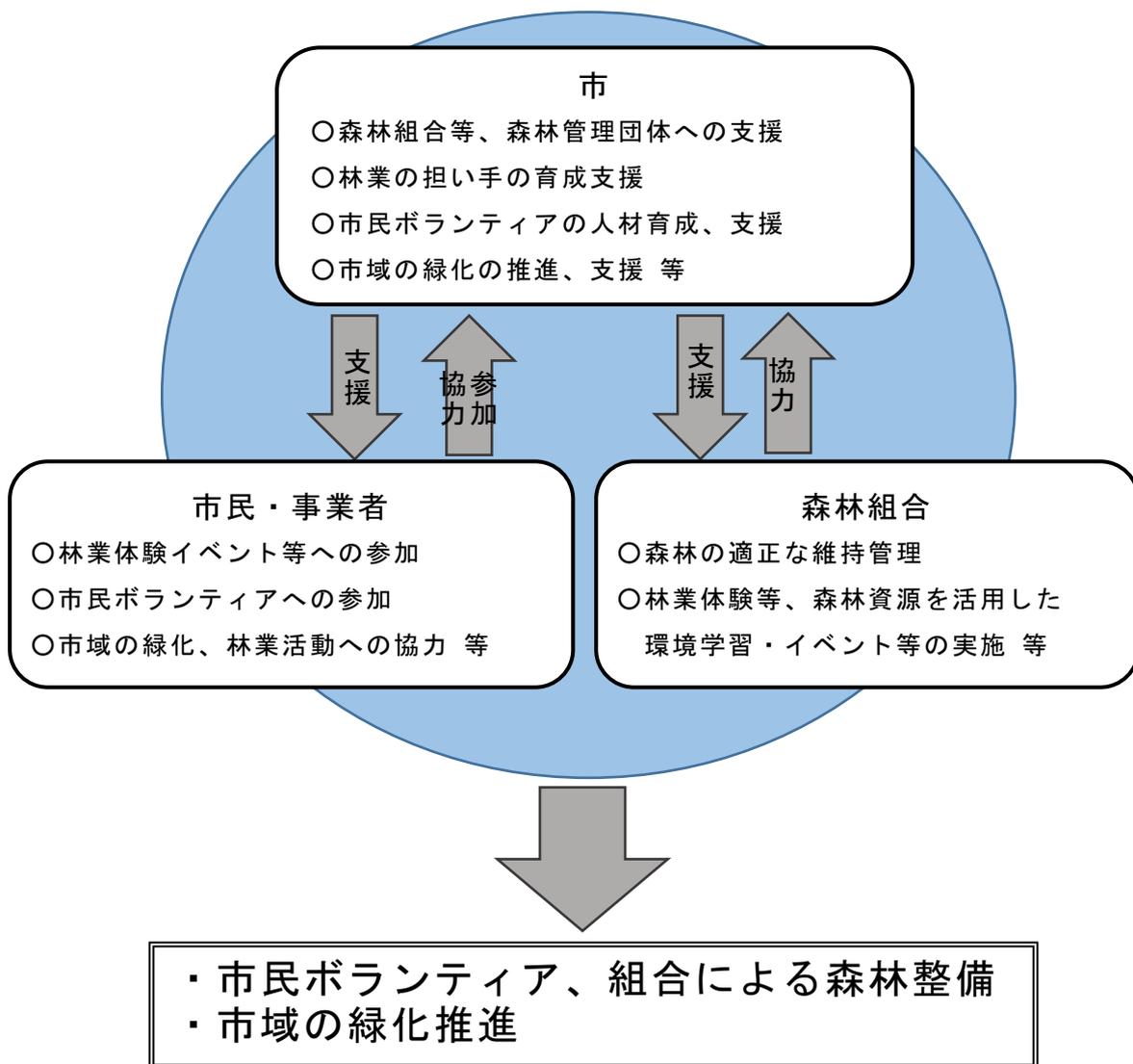
本市の環境情報を積極的に発信するとともに、ホームページや広報により市域の緑化や林業体験イベント等、市民参加型のまちづくりに関する情報提供を行います。

また、環境講座の開催により市民ボランティアの推進力となる人材育成に努めるとともに、ホームページ等で市民ボランティアの活動を紹介することで、市全域への水平展開を目指します。

■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
市民(子ども)	学校における環境教育、林業体験イベント等へ参加し、林業への興味関心を高めるとともに、地域の緑への親しみを育みます。	→		
市民(大人)	地域の緑に関心を持ち、本市のホームページ等を通じて情報収集を行い、市域の緑化等、市民参加型のまちづくりや市民ボランティア活動に参加します。	→		
学校	本市と協力し、地球温暖化対策と関連した地域の緑の役割について環境教育を進めます。	→		
事業者	市民が森林とふれあい、林業への関心を高めることを目的とした、林業体験イベント等の実施に努めます。	→		
市	ホームページや広報等を通じ、市域の緑化や公園の整備等、市民参加型のまちづくりに関する情報を提供します。	→		
市	市民ボランティアの人材育成に努めるとともに、市民ボランティアによる活動の紹介など、市全域への水平展開を目指します。	→		

■取組イメージ



3. まちの美化に関する取組の推進

■背景

まちの美化に関する事項として、市民意識調査では「ごみの不法投棄や散乱ごみ」への関心が高く、本市の環境を良くするための取組は「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止」が最も多く選ばれました。

また、まちの美しい景観を保つための意見として、水辺や道路沿道など、市内のさまざまな場所での「不法投棄・ポイ捨て」に対する取組の要望が多数寄せられたことから、まちの美化活動においては、市内の「ポイ捨ての防止」及び「ポイ捨てごみの清掃」について新たな取組の検討が必要と考えます。

ポイ捨て等の多くは、人々の日常的な行動から発生する問題であることから、ポイ捨ての「防止」及び「清掃」においても市と市民の協働により常日頃から取り組むことが求められます。

■これまでの取組状況

本市では不法投棄等の不適正処理防止対策として、埼玉県や周辺自治体、その他の関係機関と連携を図りながら、不法投棄及びポイ捨ての防止に努めてきました。

その中では、市内一斉清掃や、県ポイ捨て禁止条例の周知徹底による市民の美化意識の向上及び意識啓発、ごみの除去等、まちの美化に関する取組をさまざまな視点から進めています。

■施策の概要

1. スマートフォンアプリ等をきっかけに、日常的な「ごみ拾い」の普及啓発を検討します。

不法投棄・ポイ捨てはさまざまな地域で問題となっており、近年では多くの自治体においてスマートフォンのアプリを活用したごみ拾いの取組が進められています。

本市においても、アプリ等をきっかけとした市民における「ごみ拾いへの意識づくり」を促進し、多くの市民による日常的なまちの美化活動へつなげることで、良好な景観の創出および本市の衛生的環境の向上に努めます。

2. 「ごみを捨てない」意識の啓発とともに、地域ごみの「見える化」を検討します。

本市ではこれまで、環境学習やイベントを通じ、ごみの不法投棄・ポイ捨ての予防を目的とした「ごみを捨てない」意識の普及啓発を行っています。

今後も取組を継続するとともに、本市におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての現状を市民・事業者等も把握できるよう、ごみの「見える化」及び見える化したごみ情報の公開を検討します。

また、本市の不法投棄・ポイ捨てが深刻な地域を把握し、重点地域とすることで、効率的な取組の実施を目指します。

3. 小中学校や保育園等におけるポイ捨て防止の環境学習を検討します。

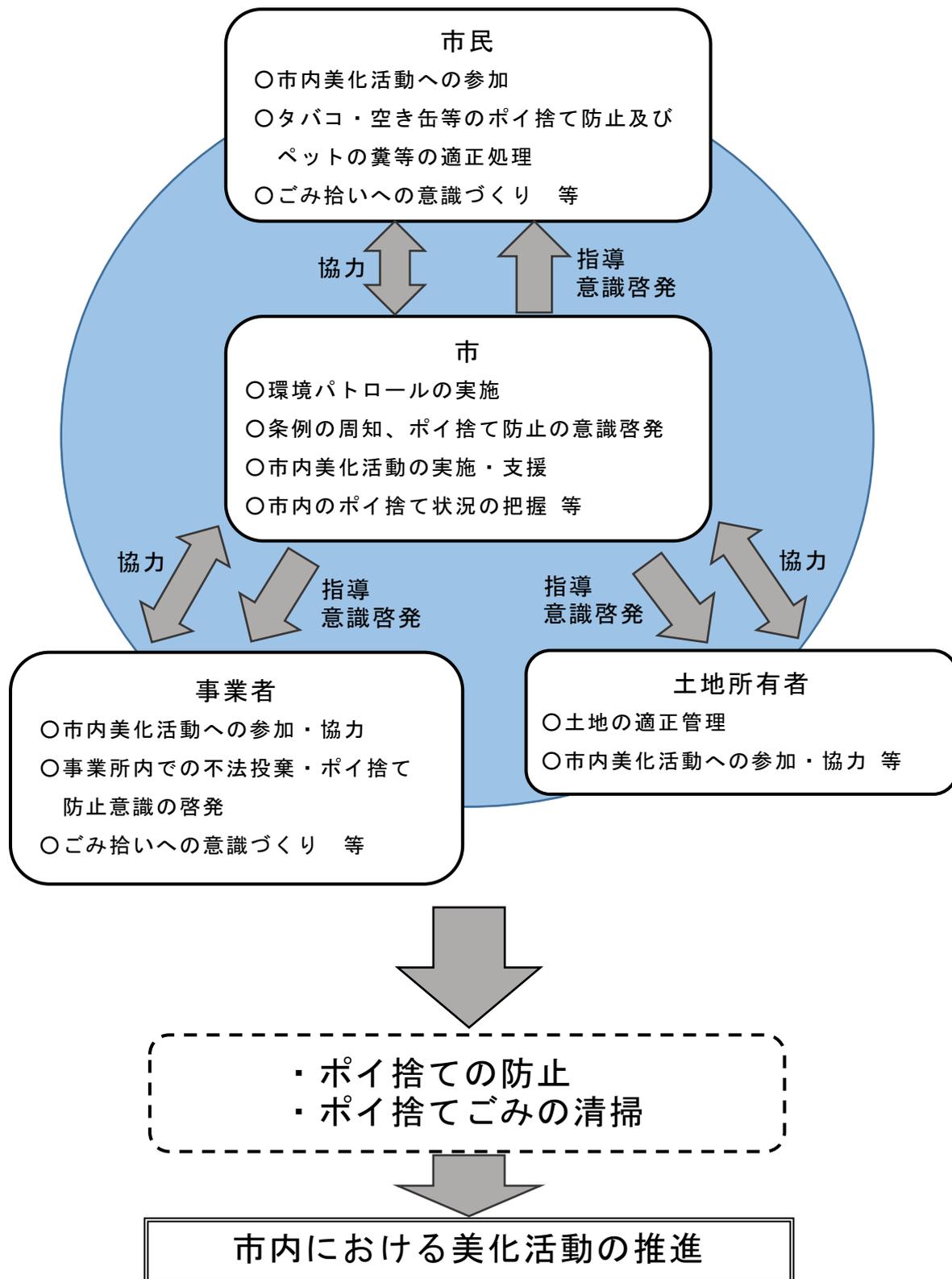
不法投棄・ポイ捨てを行わない意識づくりは、小中学校や保育園等での環境教育を通し、習慣的に行っていくことが大切です。

ごみを捨てない、ごみを清掃することなどが当たり前となるよう、定期的に園内や学校内、または周辺地域の清掃を実施するほか、ポイ捨て防止への意識啓発となる環境教育の実施が必要と考えられ、本市ではそれら環境教育が円滑に実施されるよう、関連機関への支援を検討します。

■ 目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
市民	ごみの不法投棄・ポイ捨てに関心を持ち、「ごみを適切に処理する」行動の実践に努めます。			
市民	本市の公開する「市内のごみ状況」を把握するとともに、日常的なごみ拾いへの意識づくりを行い、まちの美化活動に協力します。			
市	環境学習やイベントを通じ、引き続き「ごみを捨てない」意識の普及啓発に努めます。			
市	スマートフォンアプリ等をきっかけとした、市民における「ごみ拾いへの意識づくり」を促進するとともに、情報提供や活動への支援等、市民がまちの美化活動に取り組みやすい環境づくりに努めます。			
市	市域のごみの「見える化」を検討し、ホームページ等を通じて、市民にもわかりやすい「市内のごみ状況」の公表を目指します。			

■取組イメージ



4. 元小山川における水質改善の推進

■背景

本市では元小山川、小山川をはじめとした一級河川 6 本のほか、多くの堀や水路が市内を流れています。水質調査より、各地点の BOD^{*}値は以前より大幅に環境基準^{*}へ近づいていることが確認されていますが、未だ全地点では環境基準^{*}を達成していません。

元小山川も一部の河川と同様に環境基準^{*}は未達成であることから、これまで行ってきた取組を踏まえ、今後も継続した取組の推進が必要となります。

元小山川におけるさらなる水質改善のためには、市、市民及び事業者の一体となった取組を推進することが不可欠であり、それぞれが水質汚濁の現状を把握し、本市の主導する取組への協力体制づくりを進めることが大切です。

■これまでの取組状況

元小山川は湧水を起源とする河川であり、流水域の市街化による湧水の減少や生活雑排水の流入等により悪化した水質の改善を図るため、埼玉県の「川のまるごと再生プロジェクト」による流域整備のほか、本市では生活排水処理施設の整備などを進めてきました。

今後は、引き続きさまざまな視点から水質改善対策を推進することにより、多種多様な水辺の動植物が生息・生育できる良好な水環境の復活を目指します。

■施策の概要

1. 公共下水道及び農業集落排水への接続率を向上させることにより、水質改善を目指します。

元小山川の水質改善を目的として、公共下水道等の整備が進められるとともに、整備の完了した地域では公共下水道への接続が促進されてきました。

今後も継続して接続率の向上を目的とした戸別訪問による声掛け等を行いながら、さらなる普及促進へ向けた取組を実施します。

2. 環境学習やイベント等を通じ、川への親しみを育みます。

市、市民及び事業者が一体となって水質改善を推進し、元小山川の水質を維持するには、一人ひとりが元小山川における水質汚濁を身近なものとしてとらえ、環境負荷の少ない行動を実践するとともに、本市との協力体制を構築し円滑な取組を推進することが大切です。

そうした行動の基盤づくりとして、本市は小中学校において河川に関する環境学習を推進するとともに、幅広い世代が河川と親しむ機会を創出するよう努め、元小山川をはじめとする河川へ愛着や親しみを育むきっかけとなるよう支援します。

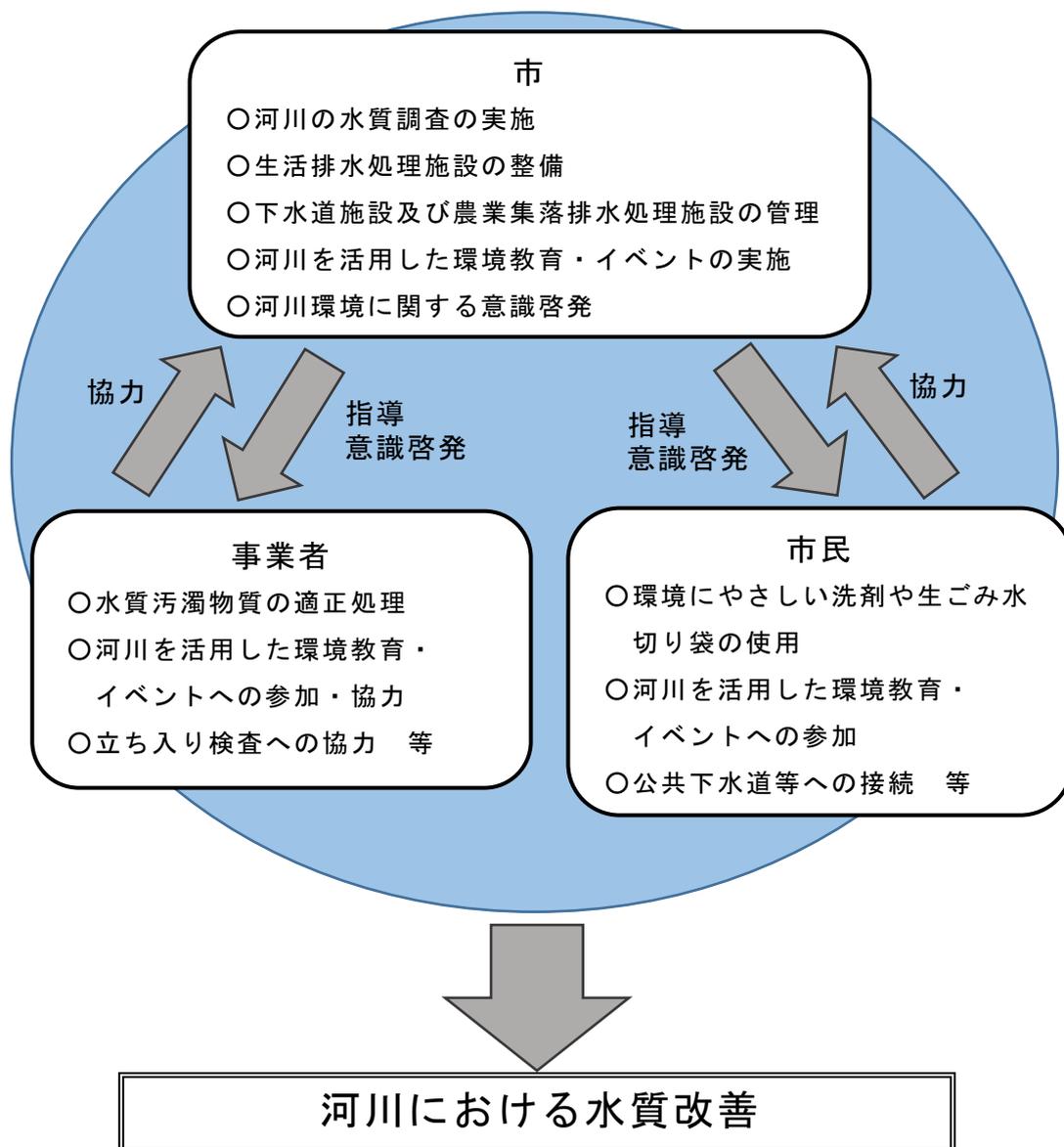
3. PR 等により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。

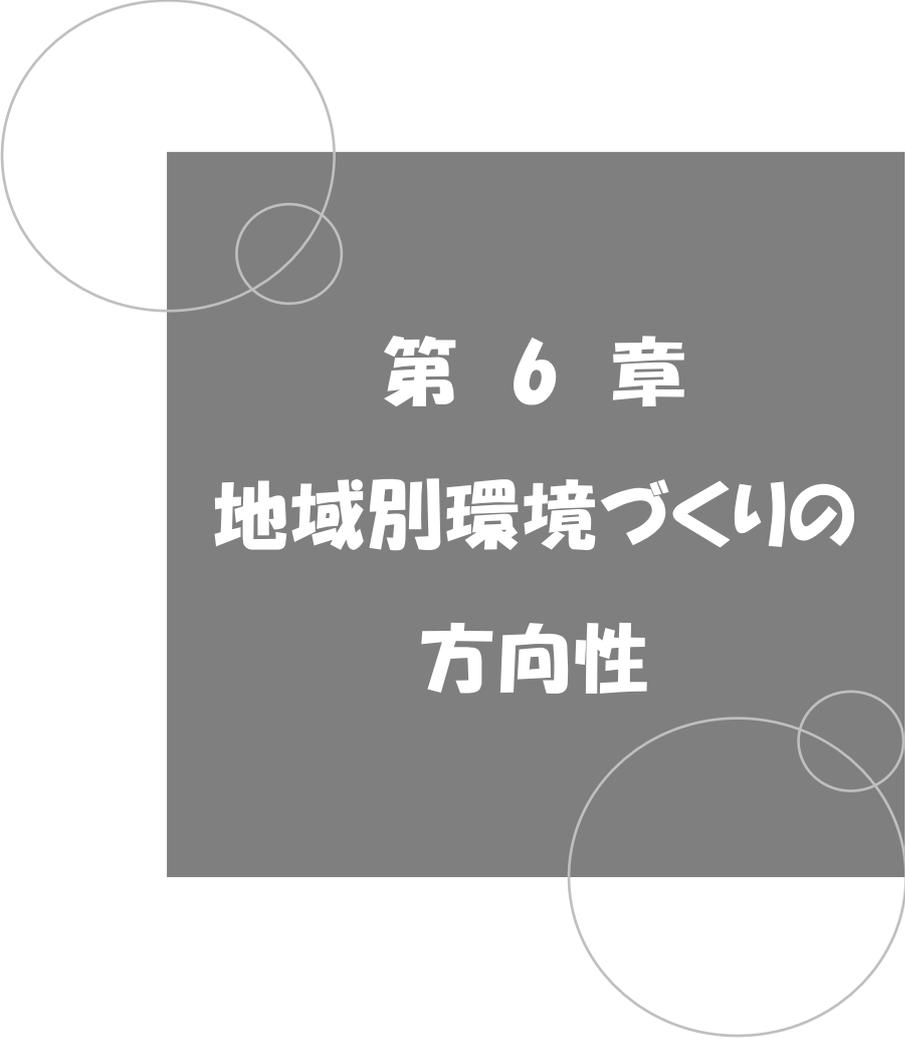
本市では単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽^{*}へ転換する際、設置費用の一部の補助制度を設けています。広報やホームページ、または回覧等により、補助金制度を積極的に PR し、合併処理浄化槽^{*}普及率の向上を目指します。

■目標達成に向けた工程計画

取組主体	取組事項	平成 30 年 (2018 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
市民(子ども)	小中学校における環境教育を通じ、河川への親しみを持つとともに、水質汚濁に関する環境にやさしい行動の実践に努めます。			
市民(大人)	河川に関するイベント等へ積極的に参加するとともに、河川の水質汚濁に関する情報収集に努め、環境にやさしい行動の実践に努めます。			
市民(大人)	公共下水道等への接続または合併処理浄化槽※への転換を行います。			
市	戸別訪問や広報等での呼びかけにより、公共下水道または農業集落排水への接続、合併処理浄化槽※への転換を推進します。			
市	河川に関するイベントの開催や、必要に応じて、各小中学校における環境教育の支援を行い、市民における河川への親しみ形成に努めます。			
市	広報やホームページを通じ、元小山川をはじめとする河川の水質状況について、市民に分かりやすい情報発信に努めます。			

■取組イメージ





第 6 章

地域別環境づくりの 方向性

本章では、本市の環境特性を地域別に捉えて、それぞれの地域における環境保全の方向性を示します。

- 1 本庄北地域
- 2 本庄南地域
- 3 児玉北地域
- 4 児玉南地域

1. 本庄北地域

中山道沿いの市街地や利根川沿いの田園地域を含む、JR 高崎線以北の地域です。

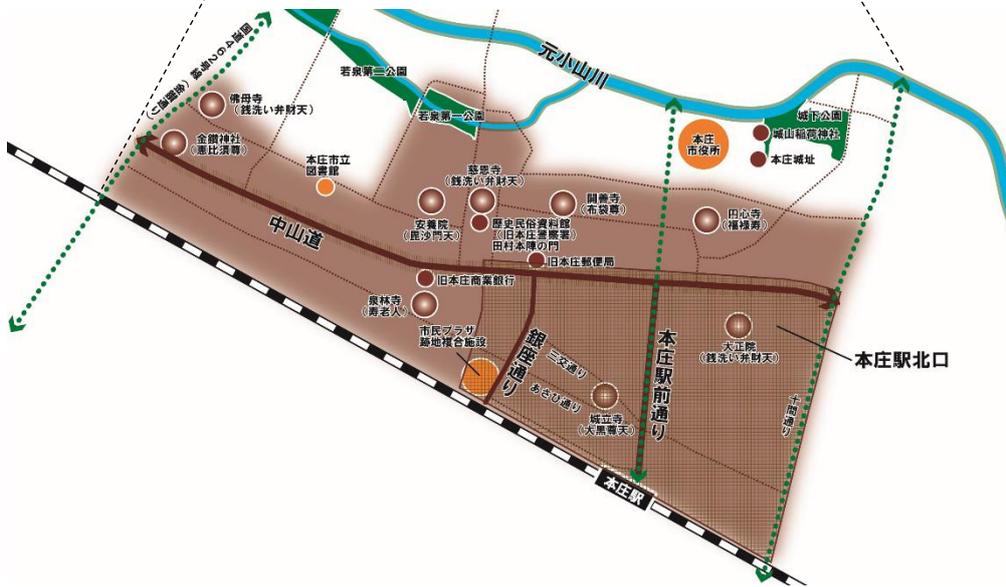
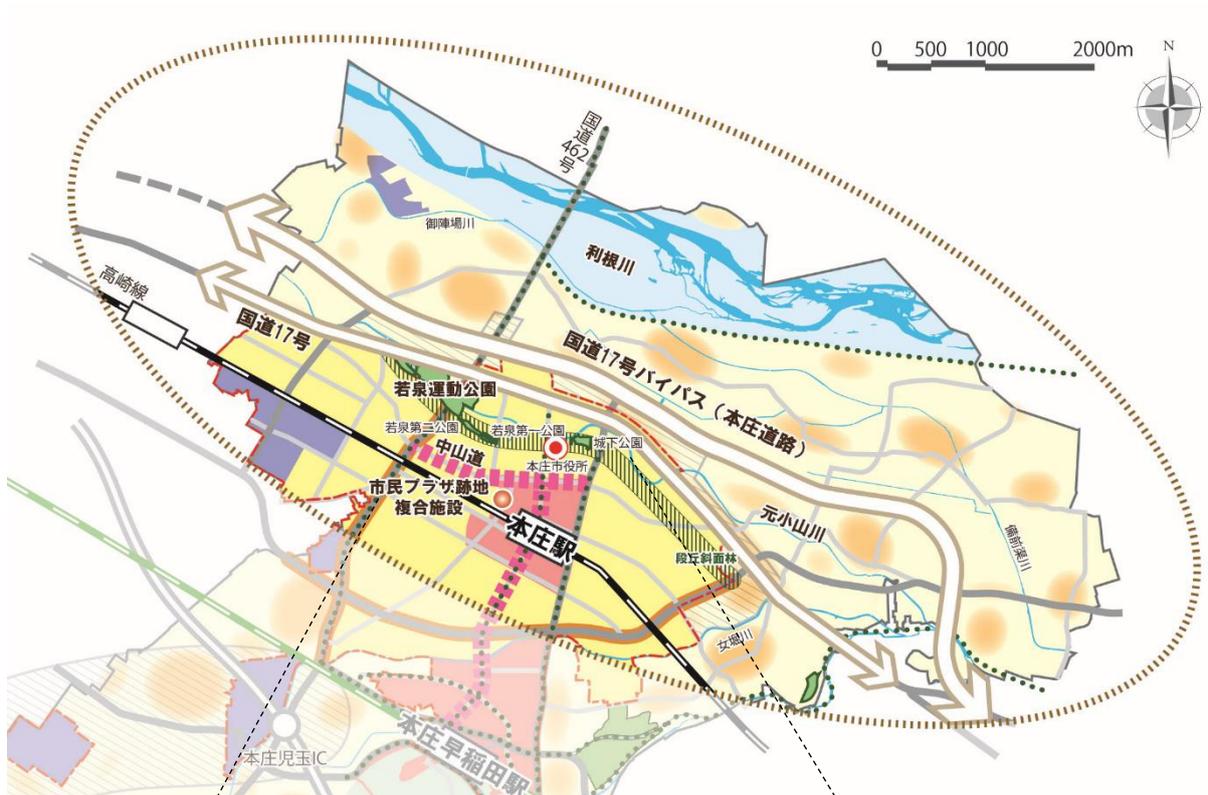
■地域の環境特性・課題

- かつては中山道を中心とする宿場町として栄えた地域であり、当時の面影を残す歴史的資源が多数点在するとともに、毎年多くの観光客が訪れる本庄祇園まつりや本庄まつりの舞台となります。
- 利根川沿いには肥沃な土壌が広がり、本市の中でも野菜生産の主要な地域です。
- 段丘斜面林が連なる元小山川のほか、備前渠川や御陣場川が流れる水辺環境に優れた地域でもあります。
- 市民意識調査の結果より、「水辺のきれいさ」「道路、歩道の快適さ」「まち並みの美しさ」等の満足度が低い割合となっています。
- 増加する空き家に対し適切な対策が求められています。
- 水辺や道路等へのごみのポイ捨てが多く見られます。

■環境保全の方向性

- 生活排水処理施設(公共下水道・農業集落排水)の整備及び維持管理と各施設の接続率の向上を図るとともに、合併浄化槽の普及を推進し、御陣場川・備前渠川・新久城堀の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。
- 市民参加による水辺環境の清掃活動を推進するとともに、段丘斜面林の保全を行います。
- 環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性への取組を進めます。
- 野外焼却*や悪臭防止の啓発を行います。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 鉄道騒音については関係機関へ適切な指導等を行うほか、自動車騒音・振動対策を行います。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発に努めます。
- 自然環境に配慮した都市基盤整備、幹線道路の歩道整備を推進します。
- 公園の整備、道路の緑化推進及び適正な維持管理を行うほか、歴史的文化財を保全します。
- 環境にやさしいエコドライブ*の普及啓発及び公共交通機関の利用を促進します。
- 不法投棄パトロールを実施し、空き缶等のポイ捨て禁止の啓発を行います。
- 農地や水辺を利用した環境教育・環境学習*を推進します。
- ポケットパーク及び空き家バンク制度の推進により、空き家・空き地の管理・活用に努めます。

方針図 本庄北地域



住宅地	沿道サービス型商業地	山村集落地	土地利用調整エリア
拠点市街地	工業地	自然公園	自転車ネットワーク
シンボル軸育成エリア	農村集落地	森林地域	河川
	農地	主な公園	用途地域が指定されている区域
			その他

※地域の方針図は「本庄市都市計画マスタープラン」と同一のものを掲載しており、一部の施設等は現状の名称・所在地と異なる場合があります。

2. 本庄南地域

市街地や本庄早稲田の社、工業団地があり、周辺には田園風景の広がる、JR 高崎線以南の地域です。

■地域の環境特性・課題

- 関越自動車道・本庄児玉 IC により交通における利便性が高く、本市の産業を支える工業地です。
- 大久保山のほか、小山川や男堀川等の水辺環境が充実し、優良農地が広がる地域です。
- 洪積層の水田地帯であり、米麦・露地野菜・畜産等を取り入れた複合経営型の農業が盛んです。
- 事業所や住宅等の混住化が進み、それにより公害への相談が比較的多く寄せられています。
- 水辺や道路等へのごみのポイ捨てが多く見られます。

■環境保全の方向性

- 商業施設や飲食店等の深夜営業時、拡声器の使用による騒音の防止に努めます。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を行います。
- 工場・事業場からの排水対策及び指導等のほか、廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を実施し、小山川や男堀川等における自然環境を保全します。
- 建物の断熱化等、エネルギー効率の良い施設の整備を推進します。
- 自動車の騒音・振動対策を行うとともに、自動車排ガスの対策に取り組みます。
- 環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 道路沿道の緑化等、街路樹の適切な維持管理に努めるほか、道路面や歩道の適正な維持管理を推進します。
- 自然環境に配慮した都市基盤の整備、公共交通軸の形成を推進します。
- 工業団地での廃棄物・リサイクル^{*}対策を推進するほか、不法投棄パトロールの実施・空き缶等のポイ捨て禁止の啓発を行います。
- 教育機関等と連携した活動の場の整備を行います。
- 地域特性にともなうさまざまな悪臭の防止対策の推進に努めます。
- 公共下水道の整備、維持管理及び接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽^{*}の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

3. 見玉北地域

見玉駅周辺の市街地と周辺を取り囲む田園風景が広がる地域です。

■地域の環境特性・課題

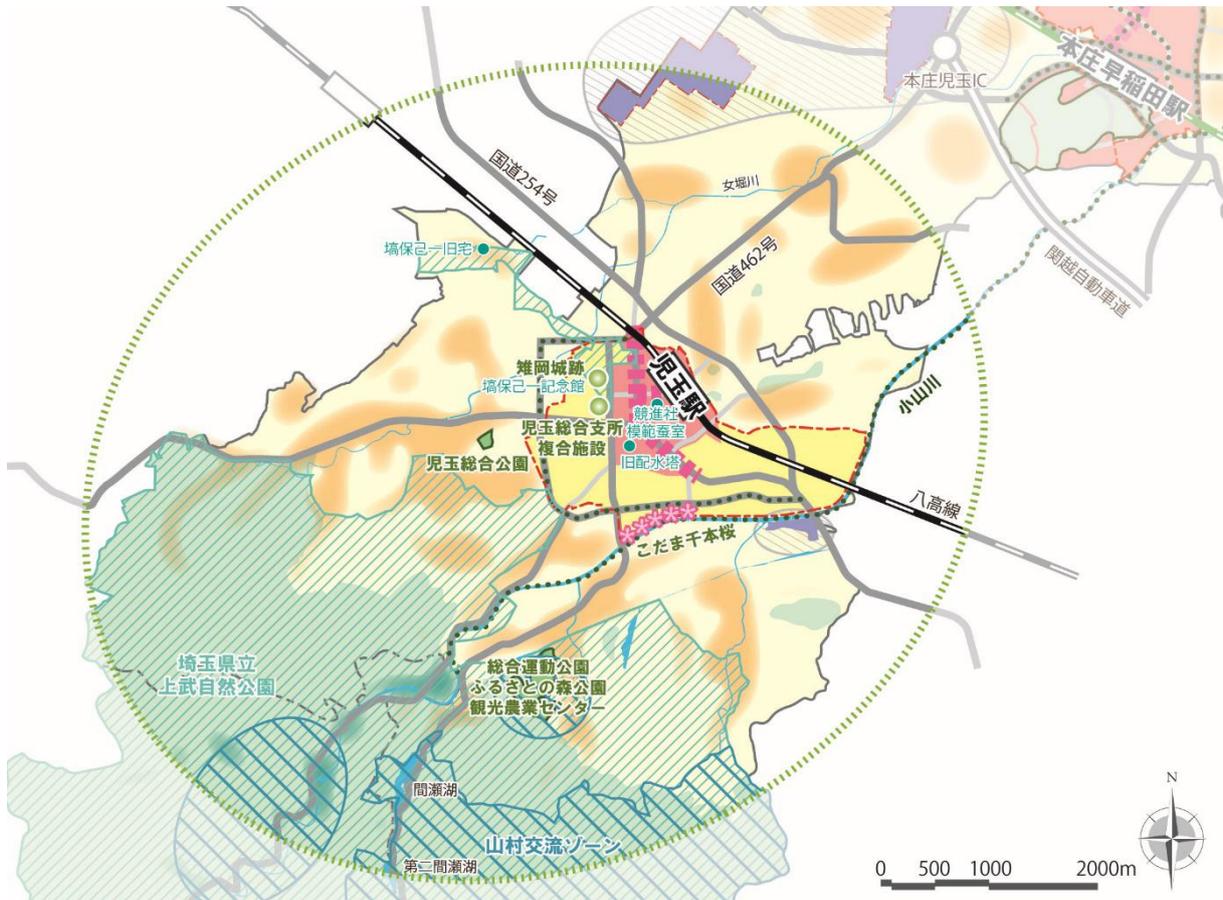
- 室町時代に築城された「雉岡城の跡地」のほか、国指定史跡の「塙保己一旧宅」や関連施設である「塙保己一記念館」、養蚕が盛んであった時代の名残である「競進社模範蚕室」など、数多くの歴史的資源が残されています。
- 農業振興地域に指定されている優良農地が広がり、米麦を主体とする農業のほか、近年は露地野菜の栽培が進められています。
- 小山川沿いの5kmに渡る「こだま千本桜」は本市の誇る名所となっています。
- 農業後継者の不足により、遊休地化する農地が増加傾向にあります。
- 増加する空き家に対し適切な対策が求められています。
- 水辺や道路等へのごみのポイ捨てが多く見られます。
- 市民意識調査の結果より、「水辺のきれいさ」「広場、公園との親しみ」「道路、歩道の快適さ」等の満足度が低い割合となっています。

■環境保全の方向性

- 環境にやさしい農業を推進する「有機100倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。
- 生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を進めます。
- 希少動植物が生息・生育できる環境の保全・創出とともに、生態系※を侵食する外来種※などに対する監視に努めます。
- 市民参加による水辺環境の清掃活動を支援します。
- 農地や田園風景の保全、農業後継者の育成を支援するとともに、農地と地域振興の調和を図ります。
- 自然環境に配慮した都市基盤整備を推進するほか、歴史的文化財を保全します。
- 公園の整備、道路の緑化を推進するとともに、道路面の適正な維持管理に努めます。
- アイドリングストップ※等、環境にやさしいエコドライブ※の普及啓発を行います。
- 不法投棄パトロールの実施及び空き缶等のポイ捨て禁止を啓発します。
- 農地や水辺を利用した環境教育・環境学習※を推進します。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- ポケットパーク及び空き家バンク制度の推進により、空き家・空き地の管理・活用に努めます。
- 公共下水道の整備、維持管理及び接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽※の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

方針図

児玉北地域



方針図の凡例			
土地利用	 住宅地	 沿道サービス型商業地	 山村集落地
	 拠点市街地	 工業地	 自然公園
	 シンボル軸育成エリア	 農村集落地	 森林地域
		 農地	 主な公園
			その他
			 土地利用調整エリア
			 自転車ネットワーク
			 河川
			 用途地域が指定されている区域

※地域の方針図は「本庄市都市計画マスタープラン」と同一のものを掲載しており、一部の施設等は現状の名称・所在地と異なる場合があります。

4. 見玉南地域

陣見山付近の自然公園区域を含む、全体が森林区域となる地域です。

■地域の環境特性・課題

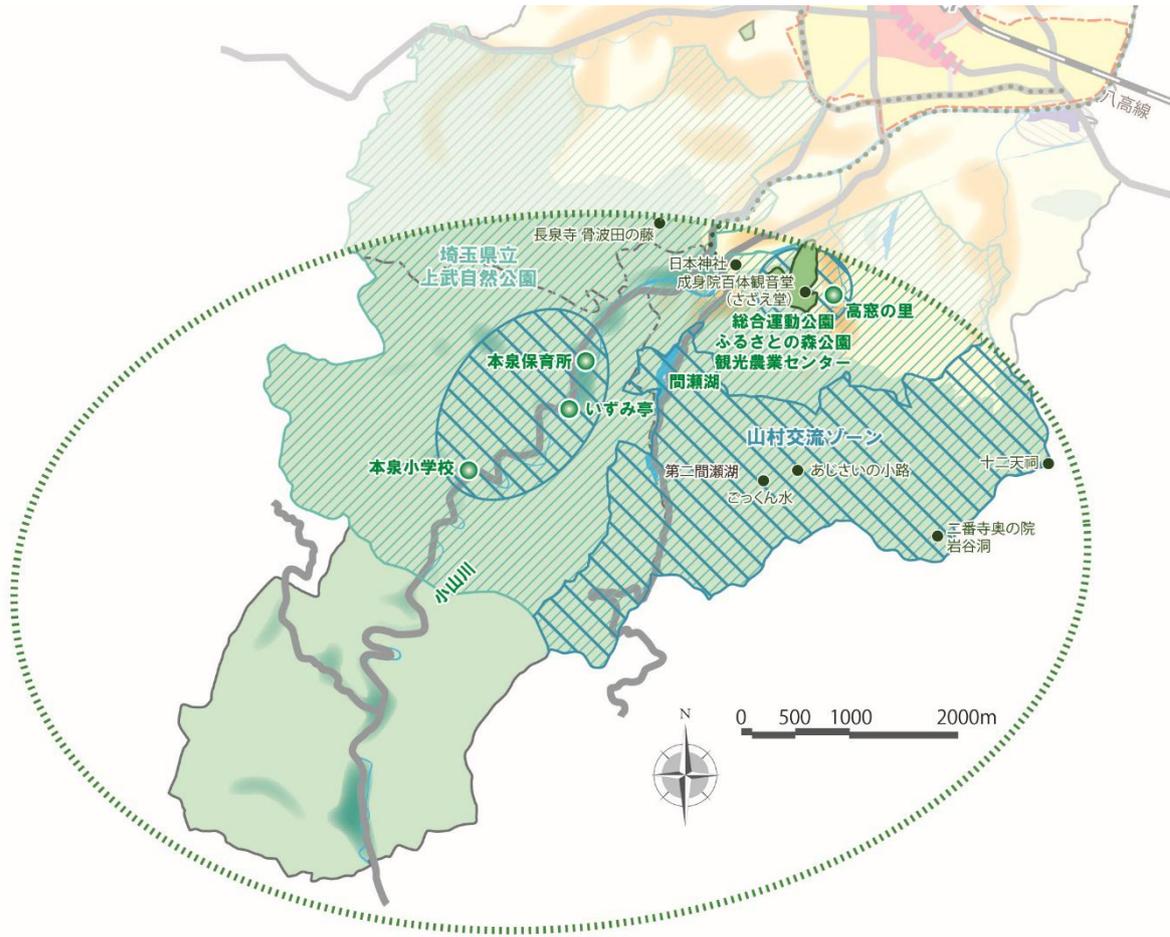
- ほとんどが森林地帯であり、山間を小山川が流れ、新日本百景に指定される間瀬湖やあじさいの小路など、本市を代表する自然豊かな地域です。
- 小平の百体観音堂周辺は養蚕が盛んだっころの面影を残し、高窓の里として知られる養蚕農家の集落があります。
- 露地野菜を中心とした農業が盛んな地域です。
- 市民意識調査の結果より、「水辺のきれいさ」「広場、公園との親しみ」「道路、歩道の快適さ」等の満足度が低い割合となっています。
- 水辺や道路等へのごみのポイ捨てが多く見られます。

■環境保全の方向性

- 道路面の適正な維持管理に努めるとともに、アイドリングストップ[※]等、環境にやさしいエコドライブ[※]の普及啓発を行います。
- 地域における廃棄物・リサイクル[※]対策を推進します。
- 市民参加による清掃活動を促進するとともに、不法投棄パトロールの実施及び空き缶等のポイ捨て禁止を啓発します。
- 希少動植物が生息・生育できる環境の保全・創出に取り組むとともに、本来の生態系[※]を侵食する外来種[※]などに対する監視に努めます。
- 森林の荒廃防止や水源涵養林[※]の造成、林道の整備等を行う団体を支援し、森林の適切な維持管理に努めます。
- 地域住民、林業従事者との交流を促進するほか、林業の担い手の育成を支援します。
- 森林資源を活用したPRを推進します。
- 間瀬湖周辺の景観を保全します。
- 森林を利用した環境教育・環境学習[※]を推進します。
- 歴史的文化財を保全します。
- 公園の整備を行い、市民に親しみやすい公園の創出に努めます。
- 地域特性にともなうさまざまな悪臭の防止対策の推進に努めます。
- 女性農業者による地域農業への積極的な参加・協力を促進します。
- 合併処理浄化槽[※]の普及を推進し、水路等の水質の改善・維持を目的とした生活排水対策へ取り組みます。

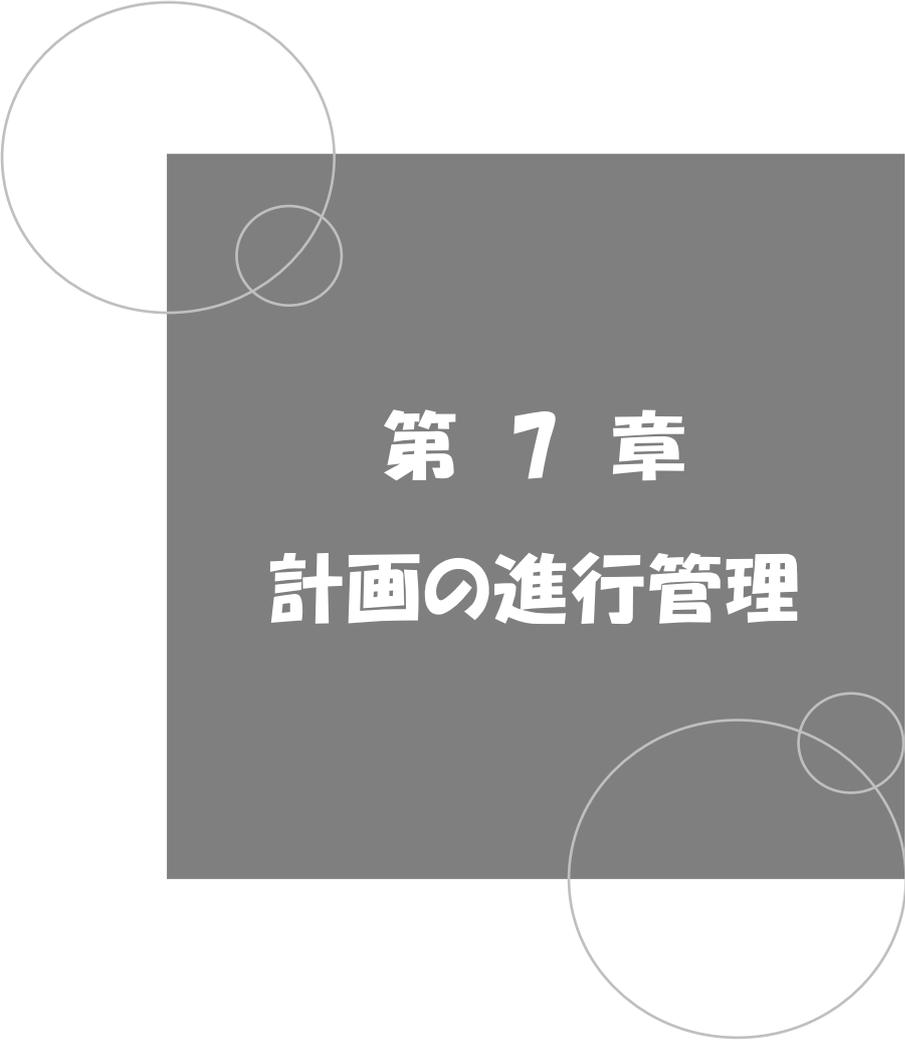
方針図

児玉南地域



方針図の凡例			
土地利用	住宅地	沿道サービス型商業地	山村集落地
	拠点市街地	工業地	自然公園
	シンボル軸育成エリア	農村集落地	森林地域
		農地	主な公園
その他	土地利用調整エリア	自転車ネットワーク	河川
			用途地域が指定されている区域

※地域の方針図は「本庄市都市計画マスタープラン」と同一のものを掲載しており、一部の施設等は現状の名称・所在地と異なる場合があります。



第 7 章

計画の進行管理

本計画において、取組を総合的・計画的に推進することを目的とした進行管理の体制及び仕組みを定めます。

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理システム
- 3 環境指標

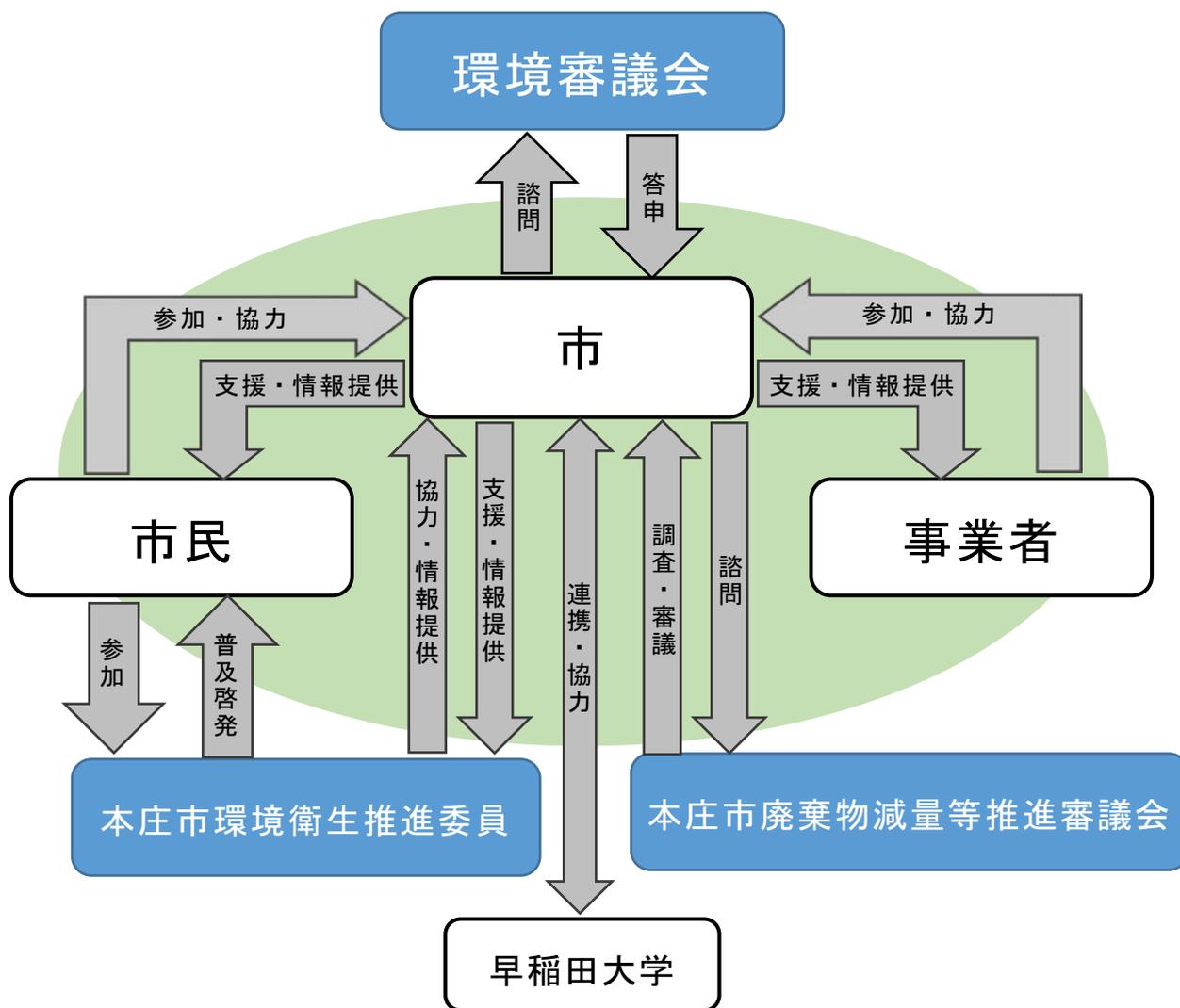
1. 計画の推進体制

本市の目指す環境像を実現するには、市民・事業者、行政及びそのほかの関係機関等がそれぞれの役割を認識し、本計画に基づく行動をとることが大切です。

計画の推進では、進行管理や目標年度の評価において客観的な視点が求められることを踏まえて、本計画の実効性を確保するため、以下の推進体制を整備します。

本計画における推進体制

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、環境保全を目的としたさまざまな施策を実施します。 ・各施策には担当課を設定し、担当課が中心となりその他の関係部局や関係機関と連携することで、効果的な施策の推進を図ります。 ・施策は市民・事業者による協力の下、市域全域での取組を推進します。 ・環境ボランティアを育成し、環境活動を行う機会の提供及び支援をします。
本庄市 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会は公募による市民や有識者等から構成し、本計画の進行管理及び見直し等について審議します。
本庄市環境衛生 推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の減量を目的とした本市の施策及びその他の市の環境衛生事業へ協力します。 ・廃棄物の再資源化及び減量化のための地域の指導者として、分別収集や廃棄物行政による地域住民へのPR活動などに協力します。
本庄市廃棄物減 量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再生利用、再資源化及び再生品等に関する事項を調査及び審議します。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、環境に配慮した行動をします。 ・本市の施策に協力し、その取組の推進を図ります。
早稲田大学	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との包括協定に基づき、「産・学・官・地」の相互連携による地域づくり及び人材育成を推進します。 ・本市や関係機関と連携して、地元小学校への環境教育の参加支援や、環境保全活動の企画・運営等を実施します。

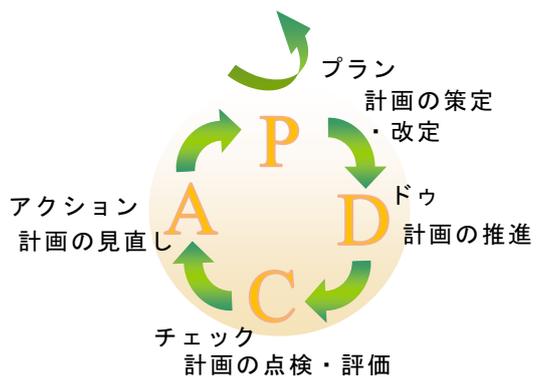


計画の推進主体と相互の関わり

2. 進行管理システム

本計画に基づく施策により市域の環境保全等を着実に推進する上では、取組の実施とともに、取組のあり方や計画の内容について適宜改善を図ることが重要です。

そこで、環境基本計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、進捗状況の点検と結果の公表（Check）、点検結果を踏まえた取組の見直し（Action）を行う“PDCAサイクル[※]”により、継続的な計画の改善を図ります。



進行管理のサイクル

■ 計画の進捗状況の点検と公表

計画に定めた施策の進捗状況を調査し、実施状況及び環境指標の達成状況を「本庄市の環境」等により公表します。

■ 計画の見直し

本計画は平成 39 年度（2027 年度）までを計画期間としていますが、今後の社会状況や市民意識の変化等へ適切に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを図るものとします。

3. 環境指標

環境目標の達成に向けて、環境指標を基に施策の進捗状況を整理し、施策の取組方針や環境指標の見直しに反映します。

環境目標	環境指標	現状 (H28年度)	中間目標	計画目標	担当課	備考
地球温暖化対策を推進する	温室効果ガス削減率 (埼玉県データ)	%			環境推進課	—
	市内 JR 駅の年間利用者数	4,694,316 人	4,700,000 人	4,705,000 人	企画課	本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅の 3 駅の利用者数
	路線バス・デマンドバス・シャトルバス利用者数	784,497 人	800,000 人	813,000 人	企画課	—
省エネ型社会を推進する	住宅の省エネ・創エネ設備の普及率	3.3%	7.0%	9.4%	環境推進課	本庄市エコタウン補助金交付件数と世帯数から算出した普及率
廃棄物を減量する	1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	725g	689g	656g	環境推進課	資源ごみを除く家庭からの排出ごみの年間合計量を人口・年間日数で除した値
	1 年間の事業系ごみの排出量	10,040t	9,337t	8,683t	環境推進課	事業所から排出された廃棄物量
廃棄物の適正処理を進める	不法投棄件数	229 件	215 件	210 件	環境推進課	—
リサイクルを推進する	ごみ資源化率	19.0%	22.0%	22.5%	環境推進課	—
良好な生態系を維持する	小山川、元小山川の水生生物の年間確認数	20 種	現状を維持する	現状を維持する	環境推進課	藤田小学校河川調査における水生生物確認数
森林やまちの緑、農地を保全する	市民参加型で整備等を実施した公園数	15 か所	20 か所	25 か所	都市計画課	—
	市街地に残る段丘斜面林を保全している割合	51%	53%	55%	都市計画課	—
	農村環境保全活動参加人数	3,300 人	5,600 人	6,000 人	農政課	—
	環境保全型農業の取組面積	4,197a	5,100a	5,600a	農政課	—
	農地中間管理事業の集積面積	3,010a	11,100a	15,000a	農政課	—
	森林の面積	2,453ha	現状を維持する	現状を維持する	農政課	埼玉県「森林・林業と統計」市町村別面積を参照
	農地面積	2,421ha	現状を維持する	現状を維持する	農政課	—

環境目標	環境指標	現状 (H28年度)	中間目標	計画目標	担当課	備考
自然とのふれあいを確保する	水辺に親しめるイベント数	2回	3回	4回	環境推進課	—
	市民農園箇所数	6か所	現状維持	現状維持	農政課 環境産業課	—
住みやすく安全なまちをつくる	市道の歩道整備延長	79,740m	83,150m	86,560m	道路整備課	市道に歩道が整備されている総距離
	都市計画道路整備率	63.6%	64.1%	65.1%	道路整備課	整備済道路/計画道路
	市道の道路改良延長	468,160m	473,940m	479,720m	道路整備課	
	自主災害組織率	94%	100%	100%	危機管理課	自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治体に組織化されている割合
歴史的・文化的環境を守りふれあう	指定文化財登録件数	国指定文化財 1件 国登録文化財 8件 県指定文化財 20件 市指定文化財 110件	保全に努める	保全に努める	文化財保護課	—
	文化財施設等への入館者数	13,110人	15,000人	中間目標を維持する	文化財保護課	歴史民俗資料館・塙保己一記念館・競進社蚕室の年間入館者数合計
美しいまちをつくる	散乱ごみの量	21.6t	現状より減らす	現状より減らす	環境推進課	市内一斉清掃によって回収された散乱ごみの収集量
水をきれいにする	小山川、御陣場川、男堀川、備前渠川、元小山川、女堀川におけるBODの75%値	小山川 2.1 御陣場川 4.2 男堀川 1.9 備前渠川 3.0 元小山川 3.2 女堀川 4.8	環境基準 3mg/l以下 但し、 女堀川は 2mg/l以下	環境基準 3mg/l以下 但し、 女堀川は 2mg/l以下	環境推進課	各河川におけるBODの年平均値と環境基準と比較
	汚水処理人口普及率	82.9%	92.8%	中間目標を上回る	下水道課 環境推進課	公共下水道整備人口・農業集落排水整備人口・浄化槽設置人口の合計/総人口
	公共下水道の水洗化人口	38,408人	44,218人	中間目標を上回る	下水道課	整備区域内人口のうち公共下水道に接続している人口

環境目標	環境指標	現状 (H28年度)	中間目標	計画目標	担当課	備考
空気をきれいに にする	二酸化窒素(NO ₂)の 測定値	本庄東中学校 0.010ppm 児玉児童公園 0.006ppm	環境基準 0.04ppm以下	環境基準 0.04ppm以下	環境推進課	二酸化窒素の日 平均値の年間 98%値(県データ) を環境基準と比 較。
	二酸化硫黄(SO ₂)の 測定値	本庄東中学校 0.001ppm	環境基準 0.04ppm以下	環境基準 0.04ppm以下	環境推進課	二酸化硫黄の日 平均値の2%除 外値(県データ)を環 境基準と比較
	浮遊粒子状物質 (SPM)の測定値	本庄東中学校 0.016ppm 児玉児童公園 0.016ppm	環境基準 0.1mg/m ³ 以下	環境基準 0.1mg/m ³ 以下	環境推進課	浮遊粒子状の日 平均値の2%除 外値を環境基準と比 較
	市役所の低公害車 の導入率	60.1%	70.0%	80.2%	財政課	市役所の低公害 車の導入割合
有害化学 物質など の汚染を 防ぐ	ダイオキシン類の 大気環境濃度	0.021 pg-TEQ/m ³	環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	環境推進課	ダイオキシン類の 大気環境濃度と 環境基準を比較
	ダイオキシン類の 土壌環境濃度	1.0 pg-TEQ/m ³	環境基準 1,000pg- TEQ/m ³ 以下	環境基準 1,000pg- TEQ/m ³ 以下	環境推進課	ダイオキシン類の 土壌環境濃度を 環境基準と比較
騒音・ 振動を 防ぐ	騒音の相談件数	5件	4件	3件	環境推進課	—
	振動の相談件数	0件	0件	0件	環境推進課	—
土壌や 地下水を 保全する	地下水の調査	5か所	調査の 継続実施	調査の 継続実施	環境推進課	—
悪臭を 防ぐ	悪臭の相談件数	7件	6件	5件	環境推進課	—
環境教育・ 環境学習 を進める	環境関連の講座、観 察会、イベント等	21件	現状維持	現状維持	環境推進課 生涯学習課	—
	学校における環境学 習の実施回数	12件	現状維持	現状維持	学校教育課	—
環境に 関する 情報を 充実する	環境パネル展 開催件数	4回	4回以上	4回以上	環境推進課	—
多彩で 活発な 環境活動 を進める	市民主体の美化活動 実施団体数	11団体	14団体	16団体	環境推進課	—
	環境活動実施回数	25回	30回	35回	環境推進課	—
広域的な 連携を 促進する	早稲田大学との協働 事業数	3事業	4事業	5事業	関係各課	環境に関連する 早稲田大学との 協働事業のうち 学校における 環境教育関連 を除いた事業数



資料編

- 1 本庄市環境基本条例
- 2 本庄市環境保全条例
- 3 本庄市環境基本計画の検討経過
- 4 環境審議会委員
- 5 環境基準等
- 6 用語解説

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境基本計画(第 7 条・第 8 条)
- 第 3 章 基本的施策等(第 9 条—第 20 条)
- 第 4 章 推進体制(第 21 条・第 22 条)
- 第 5 章 環境審議会(第 23 条—第 29 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本庄の恵み豊かな環境を次の世代に確実に引き継ぐため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに人と自然が共生していける循環型社会の形成をめざすとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処理が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生していく中で環境への負荷を低減し持続的に発展できる循環型社会が形成されるように、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活の中で環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるように努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境基本計画

(環境基本計画)

第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本庄市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、本庄市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の公表)

第 8 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を市議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

第 3 章 基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

(規制の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その所掌する事務に関し、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成の措置)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 12 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第 14 条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製

品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への配慮の優先)

第 17 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な環境保全活動の促進)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第 4 章 推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第 5 章 環境審議会

(環境審議会)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、本庄市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 本庄市環境保全条例(平成 18 年本庄市条例第 144 号)第 11 条に関する事項

(審議会の組織)

第 24 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席及び参考意見の聴取)

第 28 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 29 条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。

2 第 23 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 自然環境及び生活環境の保全(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 廃棄物等処理事業(第 9 条—第 25 条)
- 第 4 章 雑則(第 26 条—第 29 条)
- 第 5 章 罰則(第 30 条—第 32 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来の全ての市民が自然豊かな本庄市の良好な環境を享受する上において、環境の保全に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) ごみ等の不法投棄 廃棄物及び土砂等のごみを他人が所有し、又は管理する場所に、相手の同意を得ずにみだりに捨てることをいう。
- (3) 肥料等 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する肥料、地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)第 11 条第 1 項に規定する土壌改良資材その他植物の栽培に資するため土地又は植物に施される物をいう。ただし、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 1 条の 2 第 1 項に規定する農薬を除く。
- (4) 公共用水域 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (5) 事業主等 市内において事業活動を行う者又は行おうとする者をいう。
- (6) 空き地等 現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状況にある土地をいう。
- (7) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(調査及び情報収集)

第 3 条 市は、環境の保全に関する調査及び情報の収集に努めなければならない。

第 2 章 自然環境及び生活環境の保全

(水質汚濁の防止)

第 4 条 何人も、みだりに公共用水域及び地下水の水質を汚濁させてはならない。

2 市長は、公共用水域及び地下水の水質保全のために必要な施策を推進するものとする。

3 市民は、生活排水が環境に与える影響を認識し、水質保全のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業主等は、工場及び事業場からの排水が環境に与える影響を認識し、水質保全のための必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、前項の規定による必要な措置を事業主等が講じないときは、当該事業主等に必要な指導又は勧告を行うことができる。ただし、法令又は埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に定めがあるものは、この限りでない。

6 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(悪臭に関する規制)

第 5 条 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。

2 一の施設が特定施設になった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設になった日から 30 日以内に、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。

3 前 2 項の届出をした者で、その届出に係る事項を変更する場合は、当該変更をしようとする日の 30 日前までに、規則で定める図面その他の書類を市長に届け出るものとする。

4 特定施設を設置する者は、当該特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準(以下「構造等の基準」という。)及び規則で定める大気中における臭気指数の許容限度(以下「規制基準」という。)を遵守しなければならない。ただし、構造等の基準の一部が技術上又は製品の品質管理上において実施が困難と市長が認めた場合は、この限りでない。

5 市長は、特定施設を設置した者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、規制基準に従うべきことを勧告することができる。

6 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、前項の事態を除去するために必要な限度において規制基準に従うべきことを命ずることができる。

7 市長は、第 1 項に規定する書類の提出があったときは、本庄市環境審議会(本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)第 23 条に規定する本庄市環境審議会をいう。以下「審議会」という。)に諮問することができる。

8 市長は、第 1 項に規定する書類の内容について審査し、前項の諮問を行った際は、審議会での答申に基づく意見を付して、その結果を事業主等に通知するものとする。

9 事業主等は、前項の意見を尊重するよう努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

第 6 条 何人も、ごみ等を不法投棄してはならない。

- 2 所有者等は、自らの責任において、その保有する土地、建物の清潔を保ち、不法投棄の防止に努めなければならない。
- 3 市長は、不法投棄した者を確認するため、不法投棄されたごみ等の状況を調査することができる。ただし、この規定による調査権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、前項の調査の結果、不法投棄した者を確認したときは、当該不法投棄した者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(肥料等の堆積の規制)

第 7 条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当する肥料等の堆積を行ってはならない。

- (1) 著しい悪臭を発生し、害虫を発生し、又は周囲の良好な環境の保全上の支障を及ぼすおそれのある堆積
 - (2) 崩落、流出等の災害が発生するおそれのある堆積
- 2 市長は、前項の規定に反する肥料等の堆積を行った事業主等を確認したときは、当該事業主等に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(除草の指導勧告)

第 8 条 市長は、空き地等に雑草が繁茂しているときは、当該空き地等の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導又は勧告することができる。ただし、本庄市空き家等の適正管理に関する条例(平成 25 年本庄市条例第 19 号)に定めがあるものは、この限りでない。

第 3 章 廃棄物等処理事業

(定義)

第 9 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物等処理事業 廃棄物等の処理を目的とする事業のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項、第 9 条、第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可を要する事業
 - イ 食品、食品廃棄物等(食品が食用に供された後に、若しくは食用に供されずに廃棄されたもの又は食品の製造、加工若しくは調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。)又はふん尿を利用して堆肥又は飼料を製造し、又は加工する施設(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)に規定する家畜排せつ物の処理の用に供する施設その他法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を要しない施設を除く。)を有する事業
 - ウ その他市長が必要と認める事業
- (2) 廃棄物等処理事業者 市内において廃棄物等処理事業を実施しようとする者をいう。
- (3) 関係地域 廃棄物等処理事業の実施により良好な環境が害されるおそれがある地域として、第 13 条第 1 項の規定により市長が定める地域をいう。
- (4) 関係住民 関係地域に住所を有する者その他規則で定める関係地域において生活環境上の影響を受ける者をいう。

(5) 地域説明会 廃棄物等処理事業者が関係住民に対して行う当該廃棄物等処理事業に係る説明会をいう。

(廃棄物等処理事業者の責務)

第 10 条 廃棄物等処理事業者は、その事業活動によって生活環境を害することのないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、市その他の行政機関が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(手続の時期)

第 11 条 廃棄物等処理事業者は、次条、第 14 条第 1 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 18 条第 1 項に規定する手続を、当該廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為の前までに行うものとする。

(届出書の提出)

第 12 条 廃棄物等処理事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 廃棄物等処理事業の目的及び内容
- (3) 廃棄物等処理事業を実施しようとする場所
- (4) 廃棄物等処理事業が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(関係地域の決定)

第 13 条 市長は、前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を廃棄物等処理事業者に通知するものとする。

(地域説明会)

第 14 条 廃棄物等処理事業者は、第 12 条の届出書を提出した後、規則で定めるところにより、地域説明会を開催するとともに、関係住民の意見を聴かななければならない。

2 市長は、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会に関係住民以外の者の出席を求めることができる。

3 関係住民は、地域説明会の再実施の請求を市長に求めることができる。

4 市長は、前項の規定により関係住民から地域説明会の再実施を求められた場合は、その適否について審議会の意見を聴いた上で、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会の再実施を求めることができる。

5 廃棄物等処理事業者は、地域説明会の開催状況及び聴取した関係住民の意見を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該報告書を縦覧に供しなければならない。

(意見書の送付)

第 15 条 関係住民は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、当該廃棄物等処理事業に係る意見書を市長に提出することができる。

2 市長は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、廃棄物等処理事業者に対し、同条第 5 項に規定する報告書及び前項に規定する意見書を踏まえ、周辺環境の保全のために必要な事項を記載した意見書を送付するものとする。

3 市長は、前項の意見書を送付しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施計画書の提出)

第 16 条 廃棄物等処理事業者は、前条第 2 項の規定による意見書の送付を受けたときは、当該意見書に配慮した上で、次に掲げる事項を記載した廃棄物等処理事業に関する実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第 12 条に規定する事項

(2) 前条第 2 項の意見書に対する検討結果に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手続等の特例)

第 17 条 廃棄物等処理事業のうち、事業の内容及び施設の構造に変更を伴わないものその他の生活環境上の影響が軽微であると市長が認めるものについては、審議会の意見を聴いた上で、第 13 条から前条までの規定による手続は、これをするを要しない。

2 前項に規定する場合において、市長は、第 14 条及び前条の規定による手続を要しない旨を廃棄物等処理事業者に通知するものとする。

(協定の締結)

第 18 条 市長及び廃棄物等処理事業者は、当該廃棄物等処理事業者による廃棄物等処理事業が実施される前に、第 16 条各号に掲げる事項その他当該廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定(以下「廃棄物等処理事業協定」という。)を締結するものとする。

2 市長は、前条第 1 項に規定する場合を除き、廃棄物等処理事業協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 廃棄物等処理事業者は、廃棄物等処理事業協定を遵守しなければならない。

(許可等を行う権限を有する者への要請)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる関係書類に意見を付して、廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を行う権限を有する者に送付し、当該行為を行うに際し、十分配慮するよう要請するものとする。

(1) 第 12 条の届出書

(2) 第 14 条第 5 項の報告書

(3) 第 15 条第 2 項の意見書

(4) 第 16 条の実施計画書

(手続等の再実施)

第 20 条 廃棄物等処理事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この章の規定による届出その他必要な手続等を再度行わなければならない。

(1) 第 16 条の実施計画書を提出した日から 3 年を経過しても廃棄物等処理事業に着手しないとき。

(2) 第 16 条の実施計画書の内容について著しい変更が生じたと市長が認めるとき。

(指導)

第 21 条 市長は、廃棄物等処理事業者がこの章の規定による届出その他必要な手続等を正当な理由なく行わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

(勧告)

第 22 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の指導に従わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、期限を定め、この章の規定による届出その他必要な手続等を行うよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 23 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(実施状況の報告)

第 24 条 市長は、必要な限度において、廃棄物等処理事業者に対し、廃棄物等処理事業の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第 25 条 この章の規定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 88 条第 1 項に規定する災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、適用しない。

第 4 章 雑則

(その他の行為の規制)

第 26 条 市長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例に定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、市民の健康と生活環境を阻害するおそれがあるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 廃棄物等処理事業に伴う行為

(2) 振動及び騒音を伴う行為

(3) 粉じん飛散を伴う行為

(4) 地盤沈下を誘発する行為

(5) 燃焼不適物の燃焼行為

(6) 電波の障害となる行為

(7) 大気の汚染を伴う行為

(8) 公共の場所の清潔保持を阻害する行為

(立入検査)

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な範囲において、職員をして立ち入り、当該場所にある備品等(機械、設備、帳簿、書類及びその他の物件をいう。)を検査させ、原材料等(原料、材料、土及び水等をいう。)を採取させ、関係者に質問させ、又は当該場所において行われている行為の状況を調査させることができる。

2 前項の場合において職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要によりこれを提示しなければならない。

3 事業主等は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

4 第 1 項の規定の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第 28 条 市長は、第 4 条第 6 項、第 5 条第 6 項、第 6 条第 4 項又は第 7 条第 2 項の規定による命令をしようとするときは事業主等に対し、あらかじめ期日、場所及び事案の内容について通知した上、聴聞を行うものとする。ただし、災害の防止若しくは生活環境の保全を図るため緊急やむを得ないとき、又は事業主等が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで当該処分を行うことができる。

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 6 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 5 条第 6 項の規定による命令に違反した者

第 31 条 第 27 条第 1 項の規定による立入りその他の行為を拒み、妨げ、又は忌避若しくは質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁した者は、30 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに合併前の本庄市あき地の環境保全に関する条例(昭和 52 年本庄市条例第 14 号)又は児玉町環境保全条例(平成 13 年児玉町条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお児玉町環境保全条例の例による。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市環境基本条例の一部改正)

2 本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 3 号中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則(平成 25 年 7 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条にただし書きを加える改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の本庄市環境保全条例第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項に規定する関係地域等利害関係人への事前説明会を実施した者が行った手続その他の行為については、なお従前の例による。

(本庄市環境基本条例の一部改正)

3 本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 3 号中「第 12 条」を「第 5 条第 7 項、第 14 条第 4 項、第 15 条第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項」に改める。

3. 本庄市環境基本計画の検討経過

平成 29 年度

月日	項目	主な内容
6月16日～ 7月21日	環境施策進捗状況調査	旧本庄市環境基本計画における環境施策の取組状況について
8月23日	第1回 庁内会議	環境基本計画（素案）の検討について
9月21日	第2回 庁内会議	環境基本計画（素案）について
9月29日	第1回 環境審議会	環境基本計画（素案）について
10月26日	第2回 環境審議会	環境基本計画（素案）について
	素案公開	素案に対する一般市民からの意見を募集
	第3回 庁内会議	素案に関する意見、環境基本計画案について
	第3回 環境審議会	素案に関する意見、環境基本計画案について 環境基本計画案の諮問
	答申	審議会から環境基本計画案を市長へ答申

4. 環境審議会委員

本庄市環境審議会委員

職名	氏名	選出区分	任期
会長	巴 高 志	識見を有する者	平成 28 年 6 月 1 日～ 平成 30 年 5 月 31 日
副会長	小浦方 雄司	事業者の代表	
委員	岩本 祐輔	公募による市民	
委員	皆川 輝夫	公募による市民	
委員	伊藤 智枝子	公募による市民	
委員	坂本 静枝	識見を有する者	
委員	関根 雅美	事業者の代表	
委員	新居 幸子	事業者の代表	
委員	筑紫 善一朗	事業者の代表	
委員	片桐 正富	識見を有する者	
委員	神坐 侃大	識見を有する者	
委員	清水 満	識見を有する者	平成 29 年 9 月 1 日～ 平成 30 年 5 月 31 日

5. 環境基準等

環境基準は、環境基本法により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

(1) 大気関係

< 環境基準 >

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

(注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(注3) 環境基準は、各物質ごとに、当該物質によると認められる大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

< 環境基準の評価方法(要約) >

環境基準による大気汚染の評価

評価方法		物質	
長期的評価	1日平均値の年間98%値	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。	二酸化窒素
	1日平均値の年間2%除外値	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。	浮遊粒子状物質 二酸化硫黄 一酸化炭素
短期的評価	連続して、または随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を越える場合には評価の対象としない。		浮遊粒子状物質 二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント

(2) 水質関係

< 人の健康の保護に関する環境基準 >

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003 mg/l 以下	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする	全公共用水域
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/l 以下		
六価クロム	0.05 mg/l 以下		
砒素	0.01 mg/l 以下		
総水銀	0.0005 mg/l 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下		
チウラム	0.006 mg/l 以下		
シマジン	0.003 mg/l 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下		
ベンゼン	0.01 mg/l 以下		
セレン	0.01 mg/l 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下		
ふっ素	0.8 mg/l 以下		
ほう素	1 mg/l 以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

< 生活環境の保全に関する環境基準 >

①河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られない こと	2 mg/l 以上	—
該当 水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2)水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3)水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4)工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

(注5)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万m³以上の人工湖)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2 mg/l 以上	—
該 当 水 域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(備考)水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注 1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注 2)水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注 3)水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用

(注 4)工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

(注 5)環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く)水産 1 種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(備考 1) 基準値は年間平均値とする。

(備考 2) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

(備考 3) 農業用水については、全^{りん}の項目の基準値は適用しない。

(注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)

(注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

(注 4) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(3) 地下水関係

< 地下水の環境基準 >

項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

(注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注 2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) 土壌関係

< 土壌の汚染に係る環境基準 >

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地では米 1kg につき 0.4mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ農用地(田に限る。)では土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)で土壌 1kg において 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

(注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注 2) 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注 3) 環境基準は、各物質ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(注 4) 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他各項目に係る物質の利用または処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

(5) ダイオキシン関係

< ダイオキシン類に関する環境基準 >

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエア－サンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg -TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注 2) 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

(注 3) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(6) 騒音関係

< 騒音に係る環境基準 >

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

(注)車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

区分	基準値	
	昼間	夜間
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

(注1)幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。

(注2)近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

(注3)窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

< 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の要請限度 >

区域の区分と要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

昼間	夜間
75dB	70dB

区域の種類

区域の種類	該当地域
a区域	(1)第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 (2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る) 狭山近郊緑地保全区域 平林寺近郊緑地保全区域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 用途地域の定めのない地域(a区域の項(2)を除く)
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

< 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 >

環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

(注)地域の類型I:主として住居の用に供される地域

地域の類型II:I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

- 1)指定地域の範囲
東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く)の区域では軌道中心線から200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から400m以内の地域とする。
- 2)類型の当てはめ
<類型I>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
<類型II>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3)指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域

(7) 振動関係

< 振動に係る環境基準 >

振動規制法特定工場の用途地域別数

区域	用途区域	工場数
1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域・用途外地域・都市計画区域	41
2種	商業地域・近隣商業地域 準工業地域・工業地域	23
合計		64

特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間(8～19時)	夜間(19～8時)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域 都市計画区域外	60	55
第2種区域	商業地域・近隣商業地域 準工業地域・工業地域	65	60

(注)学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じて得た値とする(※規制基準は敷地境界線の値とする)。

(8) 悪臭関係

< 悪臭に係る環境基準 >

悪臭防止法に基づく規制内容

臭気指数規制地域	規制対象
臭気全体のにおいの強さによる規制	市内全ての工場事業所

規制基準(臭気指数)

区域区分		敷地境界	気体排出	排水
A区域	B, C区域を除く区域	15	悪臭防止法施行規則第6条の2で定める方法	悪臭防止法施行規則第6条の3で定める方法
B区域	農業振興地域	21	悪臭防止法施行規則第6条の2で定める方法	悪臭防止法施行規則第6条の3で定める方法
C区域	工業地域、工業専用地域	18	悪臭防止法施行規則第6条の2で定める方法	悪臭防止法施行規則第6条の3で定める方法

(注)基準値の目安

15・・・何のにおいであるかがわかる程度の弱いにおい

18・・・楽に感知できるにおい

21・・・ほとんどの人がにおいを感じるやや強いにおい

6. 用語解説

五十音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、必要以上の暖機運転をせず、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のエンジンを止めること。
	アスベスト(石綿)	天然産の繊維状の鉱物で、石綿(いしわた、せきめん)ともいう。断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、飛散して人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがある。現在は原則として製造等が禁止されている。
	雨水浸透施設	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。市街地では、降った雨は地下に浸透せず一気に川に流れ込むため、年々河川に集まる水量は多くなり、河川の氾濫や床上・床下浸水、道路冠水などの被害が発生し、逆に地下水や湧水量は減少している。河川の水の汚濁は、水源になる地下水や湧水が少なくなっていることも原因のひとつである。
	エコドライブ	おだやかにアクセルを操作するなど環境にやさしい運転方法のこと。エコドライブを実践することで、自動車の排出ガスを削減できるだけでなく、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出も抑制することができる。
	エコマーク	環境保全に役立つ商品であることを示すマークのこと。環境負荷の少ない製品を選択しようとする消費者への情報提供に役立つ。
	オゾン層	地上から20~25kmの上空にあるオゾン濃度の比較的高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾンは波長域200~360nmの光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。
	温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
	か 行	外来種
合併処理浄化槽		し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
環境影響評価 (環境アセスメント)		環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も取り入れることで、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うためのしくみのこと。
環境基準		環境基本法により、国が定める「大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。
環境教育・環境学習		学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てること。自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。
環境保全型農業		農業の持つ物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。 具体的には、化学肥料や農業に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物などをリサイクル利用するなどの取組があげられる。
環境マネジメントシステム		継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのシステムであり、企業や自治体などの組織が温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を目的に、環境負荷を低減する「計画(Plan)」を立て、「実施(Do)」、達成度の「評価(Check)」、結果に基づく「更なる改善(Action)」するPDCAサイクルにより管理する。

五十音	用語	内容
か 行	揮発性有機化合物 (VOC)	常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質 (SPM) の発生に 関与していると考えられている。
	郷土種	その地域に本来生育する植物種のこと。
	近隣騒音	商店・飲食店などの営業騒音、拡声器騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音のこと。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。
	グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。平成 8 年 4 月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。
	光化学オキシダント	太陽光線 (紫外線) によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体のこと。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲に渡る。
	こどもエコクラブ	環境庁 (現環境省) が平成 7 年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取組や活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などから得るエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、石油・石炭等の限りあるエネルギー資源に対し、資源が枯渇しないエネルギーである。
	シティプロモーション	地域再生、観光復興、住民協働など様々な概念が含まれる。多様な捉え方があり、地域住民の愛着度の形成や自治体の知名度の向上等、取組においては多方面に広がっていく能動的な活動になる。
	市民農園	都市の住民など農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。
	社寺林	神社の神域や寺の境内にある森のこと。鎮守の森と呼ばれる。聖域とされるので、人の手を加えず、その地の極相林になっていることが多い。
	樹林地	市長が所有者の同意を得て指定した樹木の集団が 300 m ² 以上のものを樹林という。樹林に指定されると、所有者はその保全と育成に努めなければならない。
	循環型社会	これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会のこと。
	省エネルギー設備	従来の設備と比較し、エネルギー消費量の少ない設備や、使うことで省エネにつながる設備のことです。エネルギー消費量の少ない設備としては LED 照明や省エネ型エアコン等があり、使うことで省エネになる設備は HEMS や再生可能エネルギー設備が挙げられます。
	水源涵養林	「雨や雪などの降水を土壌に浸透・保水させて、その後、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林」のこと。季節を問わず川の水量が安定しているということは、河川水を原材料として取水している水道事業者にとってはとても重要であり、また、雨水が森林土壌を通過することにより、天然のろ過作用で水の浄化にも貢献している。
	生態系	ある地域に生息・生育する多様な生物とそれらの生活空間である大気、水、土、太陽エネルギーなどが有機的につながったものをいう。生物は、生産者 (植物)、消費者 (動物)、分解者 (細菌や微生物) から成り立ち、これらの生物や大気、水、土などの資源の間でエネルギーや物質が循環している。

五十音	用語	内容
た 行	ダイオキシン類	工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう塩素を含む有機化学物質のこと。通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ち、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応しない安定した状態を保つことが多いが、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性などが確認されている他、生殖障害や免疫機能の低下を招く恐れがあるとされている。
	窒素酸化物(NO _x)	一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物のこと。 発生源としては、自動車を主発生源とする移動発生源と発電所、工場を主発生源とする固定発生源とに分けられる。大気汚染防止法では、(1)有害物質、(2)指定ばい煙、(3)自動車排出ガスに指定され、排出基準、排出許容限度が定められている。 窒素酸化物の毒性の主原因は二酸化窒素である。また、光化学スモッグの原因物質の一つでもある。
	注目種	生息環境が悪化し、生息数が減少している種や、生態系の上位種であったり、分布が限られている種などのこと。注目種が存在しているということは、確認場所やその周辺の環境の変化があまりないことを示したり、確認場所の周辺に多くの生物が生息していることを示している。
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」に基づいて環境大臣または都道府県知事が指定する区域のこと。一般に、環境大臣が指定したのを国指定(以前は国設)鳥獣保護区、都道府県知事が指定したのを県(都道府)指定(以前は県設)鳥獣保護区と呼んでいる。鳥獣保護区の存続期間は20年以内と定められている。
	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 八都府市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、千葉市)では、自動車公害対策の一環として「八都府市低公害車指定制度」を行っている。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物などの排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	特定猟具使用禁止区域	特定猟具を銃器と定め、当該猟具による危険防止を図るため当該猟具の使用を禁止する区域のこと。
	都市公園	都市公園法に定義されるもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園または緑地、都市計画区域内において設置する公園または緑地を都市公園としている。
な 行	二酸化炭素(CO ₂)	炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がみられる。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものと懸念されている。
	二酸化硫黄(SO ₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。「大気汚染防止法」(昭43法97)では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、更に総量規制も実施している。昭和40年以降の継続測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値は、42年度をピークとして全般的に減少を続けており、現在の環境基準の達成率は、ほぼ100%に近い状況である。
	二酸化窒素(NO ₂)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO _x)の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
	二次林	伐採、風水害による倒木、山火事などにより森林が破壊された跡地に自然落下種子の発芽などの自然の力により成立した林のこと。

五十音	用語	内容
は 行	ばい煙	大気汚染防止法に基づく規制の対象となる硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物などの有害物質をいう。
	PCB (ポリ塩化ビフェニール)	無色液体(塩素化の程度に結晶状)の物質で、不燃性で科学的に安定度が非常に高く、極めて分解されにくい。耐熱性、電気絶縁性にすぐれた化学物質としてトランス油、ノーカーボン複写紙などに用いられた。一度体内に入ると極めて分解、排出されにくく、蓄積性が高いため、人体にとって危険度が高い。環境基準は「検出されないこと」となっており、1972年から生産・使用が禁止となっている。
	PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(是正)を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念である。管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。
	BOD (生物化学的酸素要求量)	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化される時に消費される酸素の量をいう。単位は mg/l であらわされ、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。 A類型(2mg/l 以下)…女掘川など、B類型(3mg/l 以下)…元小山川など
	不法占有物	道路交通の妨害となり、交通事故を誘発する原因ともなる放置自転車、商品、看板などのこと。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が 10 μm(ミクロン:1 μm は、1mm の 1,000 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場など産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものもある。
	フロンガス	冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質のこと。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。
や 行	野外焼却	一般的に野原の枯草を焼き払うことであるが、ここでは、野外で焼却施設を用いずに廃棄物を燃やすことをいう。
	屋敷林	季節風による家屋や田畑の被害を軽減するために造成、維持される森林のことで、家屋の敷地内に造られるもの。
	有害化学物質	特に人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質で、慢性毒性や急性毒性を呈するもの。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素などの6種が、また水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、トリクロロエチレンなど23種が定められている。
	遊休農地	農地として管理されていないため、草木がはえ荒れている土地のこと。
ら 行	リサイクル	廃棄物に含まれる資源を再生して利用すること。これに対しリユースは、商品を廃棄せずに繰り返し利用すること。最近では、リサイクルはこの両者を含めた広い意味、すなわち資源の循環的利用を表す言葉として用いられることが多い。



本庄市環境基本計画 [平成 30 年 月]

発行：本庄市役所環境推進課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電話 0495-25-1111 (代表)

E-mail kankyo@city.honjo.lg.jp